

壯丁學力百分比表

年 度	中學以上卒業 又ハ之ト同等	高等小學校卒業 又ハ之ト同等	尋常小學校卒業 又ハ之ト同等	解讀書算術ヲ 解スルモノ	無	學
明治四十年	三、二	一三、五	三六、三	三八、〇	九、〇	
大正元年	三、七	一五、六	四八、三	二七、四	五、〇	
大正二年	三、九	一四、八	五二、一	二六、二	三、〇	
大正三年	四、二	二二、三	五二、五	二〇、六	〇、七	
大正四年	六、六	二二、三	六三、四	六、八		
大正五年	七、三	三五、五	五〇、〇	七、一		
大正六年	四、六	四二、五	四六、六	六、二		
大正七年	四、九	一七、二	四四、三	三〇、〇		

〔壯丁〕「トラホーム」花柳病治療)壯丁の健康状態は年次不良の傾向を呈し、殊に「トラホーム」花柳病の如きは、年々其數増加の趨勢を見、甚だ遺憾とする所なりしが、明治四十五年二月、各町村長に通牒を發して、徴兵適齡者及徴兵検査合格者に對し、身體の保護及健康保持の目的を以て、明治四十五年度より毎年、其年徴兵適齡者に對しては二月に、徴兵検査合格者に對しては九月に每一回「トラホーム」花柳病の有無を検診し、帶患者に對しては滴齡者は徴兵検査まで、徴兵検査合格者は入營時まで治療を行ふ事とせり。其結果左の如し。

治療成績

年 度	「ト」		「ム」		花		柳		病	
	患者數	檢診人員 百人中患者	治療人員	患者百人中 治療數	患者數	檢診人員 百人中患者	治療人員	患者百人中 治療數	患者數	檢診人員 百人中患者
大正元年	三八一	四一、八	二二六	三三、一	六六	七、二	三十一	四六、八		
大正二年	三四二	三八、七	二二九	三七、七	二九	三、四	一三	四四、八		
大正三年	二六九	二八、七	一〇〇	三七、二	五一	五、四	二五	四九、〇		
大正四年	三五〇	三二、一	一三七	三九、一	四七	四、三	二八	四五、三		
大正五年	三一	二九、九	七一	二二、八	三八	三、七	一三	四五、三		
大正六年	二九三	二七、六	一〇六	三六、二	一一五	二、三、六	二四	二〇、九		
大正七年	三六四	二八、四	一三九	三八、二	四五	三、六	三一	六八、九		

海軍志願兵 本郡は一部海に面せるも舟楫の便尠きたため、自然海事に關する思想乏しく、海軍志願兵の如きも其數多からざりしか、明治三十七八年戰役に遭遇し、軍事思想發達の結果、明治三十八年に於て志願者激増したるも検査の施行方法嚴格の方針なりしかば、合格者及採用者僅少なりしたため漸次志願者少數となれり。故に明治四十四年以來町村長と協議の上志願者獎勵に努めたる效空しからず、爾來年々相當の志願者を出しつゝあり。即ち輓近に於ける志願者合格者及採用者左の如し。

年 度	志願者	合格者	採用者	年 度	志願者	合格者	採用者
明治三十年	一五	一	一	同四十五年	一三	七	四
同三十五年	一一	一	一	大正二年	一四	七	二
同四十年	一一	四	四	大正三年	一三	九	二

大正四年	二二	一三八	一	大正七年	一二
大正五年	二二	一三	六	大正八年	一九
大正六年	一九	一三	四	大正九年	一八
					九八四
					九三三

軍事救護 現役兵家族及戰病死者遺族中、生活困難者は從來之を救済するの規定なきにより、一家の主働者を失ふため其家族中悲惨なる境遇に陥るものなきを保し難きを以て、明治三十七年に於て下士卒家族救助令を發布せられ、戰時應召軍人家族中生活困難者を救助せられたるも、現役兵家族及戰病死者遺族廢兵等に及ばず、自然現役兵中徵集延期又は現役免除出願者續出し、其結果憂ふべき傾向を醸す虞なしとせざりしに、大正七年一月一日より軍事救護法を實施せられ、現役兵家族は勿論、應召軍人家族廢兵、戰病死者遺族中生活困難者は總て救護せらるゝ事となれり。救護法は醫療生業扶助、現品給與、現金給與の四種類にして、實施以來本郡に於て救護を受け居るものは醫療及現金給與の二種類なり。本法實施と共に徵集延期又は現役免除出願するもの絶無となり、又廢兵及戰病死者遺族中生活困難者を融和し得るに至れり。大正七年末現在救護人員左の如し、

區別	救護戸數	救護人員	一日ノ合計救護金額	備	考
現役兵家族	七	二五	二、二一〇	内一人醫療救護ヲ受ク	
應召軍人家族	六	一七	二〇六〇	内一人醫療救護ヲ受ク	

戰死者遺族	廢兵	計	醫療救護人員
一四	一	一八	二人
九	七	五八	
〇	一、一五〇	五、八五〇	
	四三〇		

在郷軍人會 明治年間兩度の外征は常に舉國一致の美風を發揮し、部民は各々出征軍人の爲め後援團體を組織し、之が鼓舞獎勵に勉めたりしが、戰後其會を解散せるものあり、又は依然存立して其關係地方の獎武を事とせるものもありき。然るに明治三十七八年戰役の經驗と、爾來世界の氣勢とは痛切に在郷軍人の心身鍛鍊實力維持の必要なるを感せしめ、未成立又は解散せる町村に對し、獎武團體の成立方を勸奨したる結果、地方有志の後援を得、明治四十二年末に至り各町村とも在郷軍人會の設立を見るに至りたるも、統率者たる會長は町村長あり、在郷軍人あり、其組織稍區々に涉り相互の聯絡を缺き、目的遂行上不便を免れざりき。明治四十三年十一月帝國在郷軍人會の創設を發表せらるゝや、從來の組織を變更せざるべからざる結果を來し、在郷軍人のみを以て組織し、名稱を在郷軍人會分會と改め、明治四十三年より同四十四年に涉り、各町村とも新に分會に組織變更し帝國在郷軍人會大阪支部の區域に屬し、何れも目的を均うして漸次發達し今日に及べり。其詳細は之を各町村の條下に明にすべし。

在郷軍人會東成郡聯合分會 各町村に設置せる軍人分會は支部直轄にて、郡に中間機關なきため統一

上稍缺陷なき能はず。故に郡内各町村軍人分會長相謀り、各分會の事業及執務の一致を計る目的を以て大正三年四月八日、東成郡分會聯合會を組織し、郡長を顧問に推薦し、事務所を郡役所内に置き、支部と分會との中間に於て融和を努めたりしに、大正六年五月に至り帝國在郷軍人會規約改正に依り、郡に聯合の分會を設置する事となり、從來の分會聯合會を東成郡聯合分會と改め、郡内二十四分會を統率する機關となり今日に及べるも、一ヶ年經費僅か百餘圓に過ぎざるため、特記すべき事業なかりしが、大正八年度以降に於て軍事講演會及武術競技會を開催して心身練磨に努め、發達の域に達せしむべく目下計畫中なり。

當初より今日に至る歴代の聯合分會長左の如し、

豫備役陸軍三等軍醫正 澁川 奎治 郎 大正三年四月八日就職 大正六年十一月三十日退職
 豫備役陸軍歩兵少佐 稻垣 市太郎 大正六年十二月十日就職 大正七年十二月二十六日退職
 後備役陸軍砲兵少佐 荒木 善定 大正七年十二月廿七日就職 現職

赤十字社員 赤十字社員の主義目的及事業等は社會に於て周知の事項なれば、茲に之を省略し、本郡に於ける本事業の發達の一端を知るため、明治三十年以來各年末の社員現在の狀況を示せば左の如し、明治二十九年以前は調査材料に乏しきを以て表示するを得ず。

年 度	有功章佩用特別社員	特別社員	終身社員	正社員	終身社員	贊助社員	計	年 隣 金
明治三十年	1	1	23	702	1	106	832	2,222,000

年 度	特別社員	終身社員	正社員	終身社員	贊助社員	計	年 隣 金
明治三十五年	1	4	116	1,236	2	70	3,778,500
明治四十年	1	9	438	1,016	4	19	3,067,000
大正元年	1	11	957	617	7	9	1,860,000
大正二年	1	18	994	618	7	5	1,859,000
大正三年	2	17	1,031	606	8	3	1,821,000
大正四年	2	17	1,067	569	8	3	1,710,000
大正五年	2	18	1,165	516	8	1	1,549,000
大正六年	1	17	1,220	438	2	1	1,314,000
大正七年	1	18	1,256	436	2	1	1,308,000

警察 本郡を管轄する警察署は住吉、鶴橋、今福、今宮の各警察署、及鶴橋警察署平野郷分署なり。その所轄區域は左の如し。

住吉警察署 住吉村 墨江村 安立町 敷津村 長居村 依羅村
 今宮警察署 天王寺村
 鶴橋警察署 鶴橋町 中本町 生野村 小路村 神路村
 同警察署平野郷分署 平野郷町 喜連村 南百濟村 北百濟村 田邊町
 今福警察署 鯉江町 榎本村 城東村 榎並町 古市村 清水村 城北村

鶴橋警察署は鶴橋町に、同警察署平野郷分署は平野郷町に、今福警察署は鯉江町に在り。各町村誌に詳にせり。住吉、今宮兩警察署は郡外にあり、今左にこの兩署につきてその沿革を叙すべし。

住吉警察署 西成郡粉濱村大字東ノ口に在り。明治十年十月三日、舊住吉郡長峽村に一署を設置して

住吉警察署と稱す、是を本署の創置とす。當時所轄區域は今の住吉村、墨江村、安立町、敷津村、長居村、依羅村、平野郷町及、舊中野村、新在家村、今林村、喜連村、天王寺村、阿部野村とす。十三年三月五日、平野郷、天下茶屋二分署を置きて所屬とす。十四年九月堺警察署に屬して同署の分署となる、其時平野郷町以下六ヶ村を所轄より分離す。十七年一月、天王寺警察署の所屬に移さる。三十年四月、平野郷警察署の所屬に移さる。七月北傳法警察署管轄の西成郡今宮村、勝間村、粉濱村、津守村四ヶ村を本署の所轄に移す。四十年四月平野郷署の所屬を離れて獨立の一署とす。同時に平野郷署所轄の天王寺村を本署に編入す。四十五年一月二十九日廳舎を現位置に移す。大正八年四月二十一日、今宮町に今宮警察署新設せられ、今宮町、玉手町、津守村、及天王寺村を其所轄に移し、本署は東成郡六ヶ町村及西成郡粉濱村を所轄す。

巡查派出所駐在所は明治十年十月平野郷町及天下茶屋に巡查交番所を置く、十三年三月兩交番所を各分署とす。三十九年四月一日、三駐在所を置き、各受持區域を定む。

- 署所在地第一區受持 住吉村 敷津村 墨江村(長峽 烏 濱口飛地)
 同 第二區受持 墨江村(上住吉 千休 殿辻 澤口 遠里小野 濱口 南濱口)
 安立町駐在所第一區 安立町一圓
 長居村駐在所第二區 長居村一圓
 依羅村駐在所第三區 依羅村一圓

三十年四月一日墨江村、住吉村二駐在所を新設してその受持區域を定む。墨江村駐在所は本署第二區を管し、住吉村駐在所は敷津村一圓を管す。三十年七月北傳法署部内の今宮村、勝間村、粉濱村津守村各駐在所を本署所屬に編入す。四十年四月一日、平野郷署所屬天王寺、阿部野兩駐在所を本署に編入し、天下茶屋、住吉兩派出所を新設す。此時粉濱村駐在所を廢止す。四十四年四月一日天下茶屋巡查部長派出所を新設す。四十五年三月今宮村、勝間村兩駐在所を廢止し、四月一日南天下茶屋巡查派出所、今宮村巡查派出所を新設し、天下茶屋派出所を北天下茶屋と改稱す。大正二年三月天王寺、阿部野二駐在所を廢止し、四月一日以下月日相同し。今宮巡查部長派出所、三年今宮、釜ヶ崎、四年今宮、四條ヶ辻、五年天神ノ森、及木津、六年阿部野、及今池、七年今宮町警部派出所、及電光社前、東濱田以上の各巡查派出所を新設す。(派出所駐在所の設置は以上に止らず、遺漏は追て補訂すべし。)八年四月二十一日、今宮警察署の新設に際し、其所轄區域に屬する派出所駐在所を之に移し、現今本署所屬のものは住吉公園巡查派出所、住吉村、上住吉、長居村、依羅村、墨江村、安立町北同南、敷津村、帝塚山の九巡查駐在所なりとす。

住吉警察署職員表

明治十年十月	警部	警部補	巡查部長	巡査	書記	計
	一	一	一	一	一	一

同 四十五年七月二十一日	同	十 河 熊 五 郎
大正 三 年七月二十一日	同	倉 内 覺 之 丞
同 六 年七月卅一日	同	漆 島 佐 吉
同 八 年五月一日	同	富 岡 末 吉
同 九 年三月廿五日	同	千 田 留 吉

今宮警察署 西成郡今宮町字海道畑六八〇番地に在り。大正八年四月二十一日の創設にかゝる。住吉警察署の管轄地たる東成郡天王寺村・西成郡今宮町・玉手町・津守村を分割して本署の所轄とす。七月署長に警視を置く。同年四月及十一月に於ける本署職員の配置左の如し。

四 月	署 長 警 部 警 部 補 部 巡 査 長 査 内 査 勤 特 査 務 刑 査 事 防 査 犯 交 査 通 武 術 派 出 所 駐 在 所 請 査 願 書 記 計	一 一 二 七 一 一 四 四 八 二 二 二 六 六 三 二 四 一 九 一
十 一 月	一 二 七 一 一 七 四 四 八 二 二 二 六 六 三 二 四 一 九 一	一 一 二 七 一 一 四 四 八 二 二 二 六 六 三 二 四 一 九 一

本署所屬の巡査派出所並駐在所及位置左の如し。

- 中道巡査派出所 天王寺村中道 常盤通巡査派出所 同 村阿部野常盤通
- 今池巡査派出所 同 村飛田遊廓 天王寺村阿部野駐在所 同 村阿部野
- 天神森巡査派出所 同 村天下茶屋 玉手巡査派出所 西成郡玉手町驛前
- 東濱田巡査派出所 西成郡玉手町 北天下茶屋巡査派出所 同 郡今宮町北天下茶屋

- 警部補派出所 西成郡今宮町 東道巡査派出所 同 西成郡同 町東道
- 釜ヶ崎巡査派出所 同 郡同 町釜ヶ崎 四條ヶ辻巡査派出所 同 郡同 村四條ヶ辻
- 長橋巡査派出所 同 郡同 村長橋 木津巡査派出所 同 郡同 村木津
- 萩の茶屋巡査派出所 同 郡同 村萩の茶屋 長崎橋巡査派出所 同 郡玉手町長崎橋東詰
- 津守村北島巡査駐在所 同 郡津守村北島 同 村下島巡査駐在所 同 郡同 村下島
- 大日本紡績津守工場請願巡査派出所 同 村下島

署 長 表

大正八年四月二十一日署長心得任命	警 部 渡 邊 詮
同 年五月一日解任	
同 年五月一日署長任命	警 部 漆 島 佐 吉
同 年七月廿四日警視昇進重任	

國勢調査 本郡第一回國勢調査は大正九年十月一日現在によりて實施せられたるが、之れに先ち調査に必要な準備として夫々宣傳訓練等を行ひたり。即ち各郡市各町村に於ては夫々思ひ／＼の調査の成績を擧ぐべく苦心せられたり。而て本郡に於ける準備行爲及實行方法等を擧示すれば左の如し。(調査區の設定と調査員數)調査區の設定は國勢調査の難易を決定する重大なる意義を有するものなるが故に、慎重調査を遂げ之れを決定せしめたり。即ち從來調査による人口戸數によりて、概要一定の標準に基きて配當せしめたり。左の如し。

調査區設定表

町村名	陸上調査區計數		調査員豫備員計數	調査前世帯數	調査前人口
	陸上	水上			
天王寺村	九六		二二	六、三〇〇	三〇、六四七
生野村	三三		八	一、六七六	七、三三三
鶴橋町	一一三		三一	六、五二五	二九、七七三
中本町	一一三		二五	八、七六三	三二、五〇四
神路村	二二		二六	一、一七〇	四、八一七
小東村	一六		二	九一四	四、五七〇
城東村	四七		二	二、六八一	一二、九四三
榎江村	三〇		七	一、四七二	七、三六七
榎並町	二二		七	四、一四〇	一六、〇三八
古城村	三九		五	一、三九六	五、三二三
清水村	一八		六	一、七三二	七、二二五
平野郷	五〇		四	九四七	三、九五一
喜連村	一七		一	三、一一六	二、四五二
北百濟村	〇		三	三七一	一、七二〇
南百濟村	九		三	六三一	二、九〇二
田邊町	二二		六	四二七	二、〇七七
依田村	一三		四	一、一二五	四、八七〇
合計	八五〇	八	一、〇七二	五〇、二七四	二一七、六一〇

町村名	國庫交付金	町村費	計
長居村	一一二	一六	一二八
墨江村	四一	五〇	九一
住吉村	二二	二七	四九
安立町	二二	二七	四九
敷津村	一〇	一六	二六
合計	八五八	一〇七	九六五

(調査費用) 調査費用は臨時國勢調査費として國庫より交付することとなり、交付金を以て調査せしむる筈なるも、本邦始めての調査なるが故に調査者及被調査者共に經驗を有せざるを以て、趣旨の宣傳、訓練に尠なからざる經費を要し、加ふるに調査の任に當りたる調査員等は總て名譽的に活動したるを以て、是れに對しても相當慰勞の方法を探る等、到底國庫交付金のみを以て支辨に堪へざるものあり。此に由て町村毎に調査費を計上するに至りたるものにして、其經費の概要左の如し。

國勢調査費國庫交付金並に町村費額表

町村名	國庫交付金	町村費	計
天王寺村	一、一〇六、〇〇〇	一、七九四、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
生野村	二五四、八〇〇	三六、三二〇	六一八、〇〇〇
鶴橋町	一、三九七、一八〇	一四〇、〇〇〇	二、七九七、一八〇
中本町	一、三七〇、五八〇	一、三三四、〇〇〇	二、七〇四、五八〇
神路村	一九六、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	五四六、〇〇〇
合計	八五八	一〇七	九六五

に調査方法實地研究を爲して調査員の要素を養ふことに努めたり。大正九年八月九日より大正九年八月三十一日に至る。

調査の趣旨宣傳

一、各町村毎に町村民を集合せしめ趣旨宣傳會を爲す。活動寫眞を郡内樞要の町村に映寫し、最寄町村民を集合せしめ趣旨宣傳會を行ふ。自大正九年九月五日
至同 年九月十二日

浪花節宣傳會を郡内主要町村三ヶ所に開催し、最寄町村民を集めて宣傳を行ふ。

申告書記入方宣傳方法

練習用申告用紙を各世帯に配布して世帯の實狀を記載せしめ、誤謬なき様練習せしむ。

自大正九年九月十三日
至同 年九月二十日

町村並に調査員指導監督

郡役所吏員を各町村に配屬し、専ら擔當町村の調査を指導監督せしむ。尙ほ配屬せざる町村に對しても夫々係員を派して指導監督に當らしめたり。

町村に於ける宣傳方法

調査員並に町村吏員訓練は主として郡役所の指導訓練によるも、町村一般に行ひたる宣傳方法に於ては各町村共に其趣を異にし、講演會、浪花節等の外、芝居、行列、宣傳唱歌の合唱行列、路傍演

説、ポスター、趣旨宣傳印刷物の配布、掛行燈、スタンブ印、趣旨を記載せる行燈行列等、各種の物品、方法等を利用して之れに當りたるを以て、郡民の了解する所ありて、調査當日に至りて平穩事なくして終了するを得、各町村共に指定の期日内に進達を終へ、結了を見るに至りたるは誠に喜ばしきことなりき。

(國勢調査の結果) 以上の如く郡町村共に競つて之れが調査に當りたるを以て豫定の通り其終了を見るに至れり。其結果は從來の人口戸數に比し如何なる數を示せるか、左に之れを擧げんとす。

町村名	申告書通數	人		計	戸	前年末ニ比シ人口増減	
		男	女			數	人
天王寺村	七、七八〇	一六、六二七	一七、七五七	三四、三八四	二、二〇一	九、五八一	
生野村	一、八四五	四、五三六	三、九一一	八、四四七	三二四	二、四三三	
鶴橋町	八、〇七四	一七、四九〇	一五、三七五	三二、八六五	九二三	五、二七六	
中本町	八、〇四一	一六、八二五	一四、七二七	三一、五五二	一、〇四九	一、九三九	
神路村	一、一九六	二、六六四	二、四八三	五、一四七	八一	二四四	
小東村	一、〇一五	一、九三八	二、〇四一	三、九七九	一〇一	七六三	
城東村	二、八一五	六、〇三三	六、九二一	一二、九五四	四五	四八九	
榎本村	一、四三四	三、三六四	三、一七七	六、五四一	四九	一七八	
鯉江町	三、七八七	八、四九七	七、五〇二	一五、九九九	二六六	五〇四	
榎並町	一、四二六	三、〇八〇	二、九〇〇	五、九八〇	一七四	一八四	
城北村	一、八〇八	四、二八一	四、四六四	八、七四五	二七四	二、二五四	

古市村	九七一	二、〇二〇	二、〇〇七	四、〇二七	八九	五六二
清水郷	五六二	一、二五二	一、一七九	二、四三一	八七	一七四
平野郷	三、一五六	六、九七七	七、五五四	一四、五三一	一、一五九	五七二
喜連村	三七七	九一七	八三九	一、七五六	五四	三六
北百濟村	六二七	一、四三九	一、四四五	二、八八四	一〇八	一〇五
南百濟村	四六五	九八五	九四三	一、九二八	七五	三三
田邊町	一、一八三	二、六七七	二、五六〇	五、二三七	二六〇	三八〇
依羅村	六五四	一、六一三	一、五四二	三、一五五	三〇	三〇五
長居村	五五四	一、二三四	一、一六六	二、四〇〇	二〇	二四五
墨江村	二、二六四	四、八一〇	四、八九四	九、七〇四	三五七	八二五
住吉村	一、三二七	三、一五二	三、三二三	六、四七五	四一	一、四七六
安立町	一、〇七〇	二、二八〇	二、一六五	四、四四五	二	二五六
津村	五八四	一、四七八	一、二〇五	二、六八三	二二	四四〇
計	五三、〇一五	一一六、一六九	一一二、〇八〇	二二八、二四九	六、八〇三	二七、一四八

備考 *ハ減ヲ示ス

郡役所内國勢調査に従事したる者左の如し

郡長	木下貞太郎	郡書記主任	奥村明治
郡書記	米谷卯三郎	郡書記	川井幸三郎
郡書記	鷹兒文右衛門	同	高岡士松
同	長見平次郎	同	西岡辰造
同	田中駒吉	同	田中林作

國勢調査に従事したる町村長左の如し

天王寺村長	柴谷伊之助	生野村長	速憲一
鶴橋町長	木村作之助	中本町長	向日保
神路村長	川田保太郎	小路村長	石川富三
城東村長	中橋九一	榎本村長	西川富三
鯉江町長	寛半兵衛	榎並町長	久保田彌三
城北村長	寺西圓治	古市村長	奥田秀治
清水村長	吉田五郎兵衛	平野郷町長	吉村音次
喜連村長	山野幾次郎	北百濟村長	仲田泰治
北百濟村長	仲田太三	南百濟村長	作本宗次
田邊町長	阪本藤藏	依羅村長	東野修一
長居村長	淵田重助	墨江村長	中野米造
同村長代理助役	川野傳兵衛	住吉村長	小島正信
安立町長	松田重三郎	數津村長	成山駒吉

教育

普通教育 現今の小學校設置以前の教育は平野郷町に土橋氏の經營にかゝる含翠堂あり、その創業は享保二年にして、明治五年まで繼續せり。平野郷町諸名家條參照其間幾多の子弟を教養し、一郷一村のみならず

その徳風は近國に及べり。當時にあつて初學者の教養を司りしものは寺子屋なり。郡内各地に普く一村又は二三村毎に存在し、教師は多くは僧侶にして中には土地の學識あるもの之に當り、校舎も寺院に在りしもの多し。子弟は大概二三十人、稀には四五十人に及びしもあり。明治五六年頃より九、十年頃の間に於て小學校と變史し、或は廢絶せり。

明治五年八月太政官布告^{二百十}を以て學制を布かる。是今日行はるゝ所の普通教育制度の嚆矢なり同制に基き同年十月平野郷及喜連村に於て、十一月殿辻村に於て學校を創設す。是本郡に於ける學校設置の始とす、舊東成郡にては六年五月玉造町に、七月千林村に、十一月大友村に設置せらる。是より以後、七年八年の間に於て各町村に互りてその設置を見たり。九年一月一日現在の學校數は住吉郡十五ヶ所、舊東成郡二十一ヶ所なり。その所在地左の如し。

泥堂	千鉢	北島	湯谷島	菊田	新在家	喜連堀	寺岡
遠里小野	鷹合	南田邊	北田邊	桑津	我孫子	(計十五ヶ所)	

舊東成郡

天王寺	北平野町	玉造	猪飼野	大友	鳴野	左專道	木野	中濱
中道	大今里	放出	深江	今福	中村	千林	友淵	野江
澤上江	赤川	下辻	(計二十一ヶ所)					

明治十年に於ける學齡兒童、十人に對する就學歩合は住吉郡六人六歩、舊東成郡四人五歩なりとす最初校舎は多くは寺院等を充用したるものにして、新築等は數年の後にあり。校名は所在地名を以てしたりしに、明治八年番號を用ひて第何番小學校と稱す、十年十二月之を廢してまた舊に依て地名を用ふ。十二年九月、教育令^{布告四}の公布あり、十三年十二月之を改正せらる。第十^九而して各町村は地方長官の指示に従ひ、獨立又は聯合して小學校を設置すべきものとし、之を公立小學校とす。又各小學校區域に學務委員を置き、區内の教育事務を執行す。小學校の學期は三ヶ年以上八ヶ年以下とし、學童の年齢は六歳より十四歳までとす。本郡の各學校は學制時代以來下等上等の二小學なりしが、十五年二月六日、本府甲第十七號を以て小學教則を改正す、即之を初等中等高等の三等とし、其學期は初等科中等科各三ヶ年、高等科を二ヶ年とし、各科通じて八ヶ年とす。又初等科中等科を各六級高等科を四級に分ち、毎級の修業期間を六ヶ月とす。十九年四月、勅令十四號を以て小學校令を發布せらる。即從來の三科を廢して尋常高等の二科とし、各科修業年限を四ヶ年と定む。別に簡易科を置き、三ヶ年を以て普通科を修業せしむ。十一月、府令第三二號を以て小學校の設置區域及位置を定めらる、その設置區域は一戸長管理部内の町村を通じて之を學區となすと雖も、學區を聯合して小學校を設置することあるべし、又一學區若くは數學區を聯合して高等小學校を設くるものとせり。小學校令は二十年四月實施せらる。明治九年以後學校の廢合分離少からず、町村誌に詳

なり。此時郡内の諸學校は皆尋常科となり。二十一年四月、その數校は簡易科程に變更したり。その諸校は鶴橋、阪東(神路)、才進(小路)、野江、中村、荒生、赤川、新在家、依羅(堀寺岡)の二校も同科程なかりしならん、北島等なりとす。同月、郡長管理の下に二郡を五區に分ち各區に一の高等科小學校を置く、その所在地左の如し。

- 第一高等小學校 天王寺村(?)
- 第二高等小學校 北平野(?)
- 第三高等小學校 今福村、一ヶ月にして野田村に移し、二十三年七月千林村に移す。
- 第四高等小學校 平野泥堂
- 第五高等小學校 千體

二十二年十月、郡長の管理を離れて各町村の管理に移す。東成郡に三校住吉郡に二校を置く。その區域は大概舊に依る、又校名は番號を廢して所在地名を用ふ。千林なる第三高等小學校は二十三年八月廢止年四月、町村制實施せらる。一町村に對し一校乃至二三校あり。二十三年末に於ける學事狀況を舉ぐれば、學區東成郡二十三區、住吉郡十一區、小學校數三十三校、内高等科五校、東成郡三尋常科二十一校、東成郡十六校、住吉郡五校、簡易科七校、東成郡三校、住吉郡四校、とす。その校名左の如し。

東成郡

一町村設置ノ部 明治二十三年十二月末現在

(町村制施行後全ク新町村ニテ維持スルモノ。)

校名	所屬町村名	戸	數	人	口	學齡兒童數
天王寺尋常小學校	天王寺村		三、〇二五		一三、三六七	二、〇一五
玉造尋常小學校	玉造町		一、七六五		七、二八四	一、四二四
清堀尋常小學校	清堀村		八三九		三、三四六	七五〇
野田尋常小學校	野田村		三五五		二、三四〇	四九九
榎本尋常小學校	榎本村		五〇八		二、五一一	三九六
今福尋常小學校	今福村		七四六		三、四八八	六〇三
鳴野尋常小學校	北新開莊村		四三二		二、一三四	五三一
東生尋常小學校	中本村		六五八		三、〇九六	六〇五
阪東尋常小學校	南新開莊村		三一三		一、九七三	三九九
才進尋常小學校	小路村		二三四		一、五九五	三三九
城北尋常小學校	城北村		三七六		二、二三五	二八一
左專道尋常小學校	北新開莊村		四〇四		一、九七〇	三四七
都島尋常小學校	都島村					
赤川尋常小學校	城北村					
榎並簡易小學校	榎並村		三三三		一、四九四	二五七
鶴橋簡易小學校	鶴橋村		三三五		二、一八三	四五八
生野簡易小學校	生野村		二八六		一、三〇三	二六二

住吉郡

平野尋常小學校	平野郷町		一、三二三		七、八五一	一、六三八
---------	------	--	-------	--	-------	-------

喜連尋常小學校	喜連村	三四六	一、六八八	三六五
南百濟尋常小學校	南百濟村	三六九	一、七〇三	三二一
永富尋常小學校	田邊村	四三九	二、五〇四	四七〇
北百濟簡易小學校	北百濟村	三四五	一、八五八	四三五
追分簡易小學校	依羅村	九四〇	四、六〇一	九〇九
依羅簡易小學校	依羅村	一八一	九六一	二一三
北島簡易小學校	北島村			

備考 一町村ニ二校アルモノ、則城北、北新開莊、依羅ノ三村ノ戸數人口學齡兒童ハ一方ニ合算掲記ス。

東成郡 高等科 (町村制施行後新町村ニテ維持スルモノ)

天王寺高等小學校	天王寺村	三、〇二五	一三、三六七	二、〇一五
----------	------	-------	--------	-------

組合會組織ノ部(尋常科) 二十三年十二月末現在

(町村制施行後新ニ組合ヲ設ケタルモノ)

校名	所屬町村名	戸數	人口	學齡兒童數
東平野尋常小學校	東平野町	二、五四〇	一一、〇四三	一、八〇三
西高津村	西高津村	六八二	二、九〇九	四三三
古市村	古市村	三〇〇	一、七七二	三二一
清水村	清水村	二八四	一、四九九	三〇四

住吉郡

墨江尋常小學校	墨江村	八九二	四、七七三	一、一〇七
住吉村	住吉村	四三七	一、七三〇	三九七
安立町	安立町	四五八	二、三六五	五四三

東成郡

組合會組織ノ部(高等科)

明治二十三年十二月末現在

(町村制施行後新ニ組合ヲ設ケタルモノ)

校名	所屬町村名	戸數	人口	學齡兒童數
東平野高等小學校	東平野町	二、五四〇	一一、〇四三	一、八〇三
西高津村	西高津村	六八二	二、九〇九	四三三
玉造町	玉造町	一、七六五	七、二八四	一、四二四
中本村	中本村	六五八	三、〇九九	六〇五
小路村	小路村	二三四	一、五九五	三三九
南新開莊村	南新開莊村	三一三	一、九七三	三九九

住吉郡

杭全高等小學校	平野郷町	一、三一三	七、八五一	一、六三八
北百濟村	北百濟村	三四五	一、八五八	四三五
田邊村	田邊村	四三九	二、五〇四	四七〇
南百濟村	南百濟村	三六九	一、七〇三	三二一
喜連村	喜連村	三四六	一、六八八	三六五

學資等差

種別	授業科ノミニテ經費ノ半額以上ニ達スルモノ		資產收入一時交消スヘキ寄附金ニテ經費ノ半額以上ニ達セルモノ		授業科資產收入一時支消スヘキ寄附金ヲ合シテ經費ノ半額以上ニ達スルモノ		授業科資產收入一時支消スヘキ寄附金ヲ合シテ經費ノ半額ニ及ハサルモノ		計
	町村費ノ補助ヲ要セサルモノ	町村費ノ補助ヲ要スルモノ	町村費ノ補助ヲ要セサルモノ	町村費ノ補助ヲ要スルモノ	町村費ノ補助ヲ要セサルモノ	町村費ノ補助ヲ要スルモノ	町村費ノ補助ヲ要セサルモノ	町村費ノ補助ヲ要スルモノ	
尋常小學校	二	二	二	二	三	三	三	三	五

一ヶ月授業料等差

種別	五錢以下	拾錢以下	拾五錢以下	貳拾錢以下	廿五錢以下	參拾錢以下	四拾錢以下	五拾錢以下	五拾錢以上
人員	一、二一八	一、九八九	三〇五	二四八	一六	〇	〇	〇	〇

學校資産内譯表

種別	金額	該金ヨリ生スル利益
公債證書株券	二、二七〇九五	一一・三五五
積貯金預金	一七一・五二六	〇
貸付金借受等ノ名義ヲ以テ利子ノミヲ納ルモノ	二、三九八・六二一	一一・三五五
計	二、三七〇〇〇	七・二一〇
學地	〇	〇
貸地	〇	〇
總計	二、三七〇〇〇	七・二一〇

區町村費ノ賦課科目賦課率

地價	戸數	營業
五分二厘	四分六厘一毛	一厘九毛

明治二十三年十月勅令第二百十五號を以て更に小學校令を布かる。尋常高等二科となすこと從來の如し。而して簡易科程を廢止す。二十五年四月實施せられ、各簡易科程の小學校は尋常科に変更せり。高等科小學校は從來の如し。二十四年、今福尋常小學校に高等科三ヶ年を併置す。二十五年十二月末に於ける本郡學校數は左の如し

公私立小學校表

明治二十五年十二月末日調

名稱	設立所在地	創立年限	修業年數	本科教員		專科教員		學年別	生徒數	卒業生徒數	一ヶ年授業料總額	歲費金額	學校長(首座教員)
				正教員	准教員	正教員	准教員						
天王寺尋常小學校	天王寺村	七年	四年	五	一	一	一	二	二七〇	三三	四三・三〇	八三・五六八	森田金三郎

合 計	力 住吉郡		勞 東成郡		業 住吉郡		商 東成郡	
	女	男	女	男	女	男	女	男
一四四	一	三九	八九	一四〇	二〇	五七	九二	一〇
八〇〇	三三	二六	三三	五九	二五	六八	二五	一〇
九八	六八	三三	二八	六八	二五	八〇	六〇	一〇
一〇八	六七	二〇	二七	八八	二五	六〇	一〇	一〇
一〇四	四四	一三	二五	八八	二五	六〇	一〇	一〇
八五六	一	一四	一六	六〇	一〇	六〇	一〇	一〇
六二九	一	一七	九一	五七	一〇	六七	一〇	一〇
三八二	一	三二	九二	三五	一〇	三五	一〇	一〇
二四五	一	二一	九九	一七	一〇	一七	一〇	一〇
一〇六	一	一	八九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三	一	一	四	一	一	一	一	一
六、二九三	四九	七九	一三六	二二九	四八	六七	六七	六七

明治二十五年公學費出納表 納ノ部(甲)

區別	郡名	授業(保育)料	寄附金	積 金		町村税	雜納金	計
				公債證書株券	貸金預金			
尋常小學校	東成郡	二、四四三、〇〇五	三、〇〇〇	一八七、九〇〇	一八七、九〇〇	四、一五七、〇七三	三、七〇〇	六、六六〇、〇一八
高等小學校	東成郡	四九五、七四三				一、八三三、六三八	三、五三〇	二、五三七、八一
其他	東成郡	六五五、二七四				六三三、四一〇	三、〇〇〇	一、三〇一、六八四
諸種	東成郡	三三八、七三三				六二七、四二四	三、〇〇〇	九六九、二九八
合計	東成郡	三、九三二、三三三	三、〇〇〇	一八七、九〇〇	一八七、九〇〇	七、二七七、九一〇	四、五三〇	一一、四四六、一六四

△本計ヨリ生徒貸與金ヲ控除セバ歳費ト符合ス

明治二十五年公學費出納表 出ノ部(乙)

區別	郡名	學校長俸給	正教員俸給	准教員俸給	諸給料	雜給	借地借家費	書籍器械費	修繕費	諸雜費	小計	積入金	計
高等小學校	東成郡	九四六、六四四	五五四、七六三	七五九、〇〇〇	四三三、二七五	二五、〇〇〇	一、〇八四、四七二	四九、八七四	二八、三三三	二、七二一、九二二	一、二〇〇	三、九二三、〇二二	
其他	東成郡	三三八、七三三								二七、三三三			二七、三三三
合計	東成郡	三、七五二、〇〇〇	四、六七二、一四六	一、六八七、七五五	一、九二二、九七二	七五、〇〇〇	二、二六八、九四四	一、〇三三、三四六	五六、一六六	八、三〇二、八二二	二、四〇〇	一〇、七〇二、八二二	

小 學 校	種 別	正 本		科 教		專 教	
		男 員	女 員	男 員	女 員	男 員	女 員
高等小學校	東成郡	三、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
尋常小學校	東成郡	三、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
其他	東成郡	三、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
合計	東成郡	三、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇

明治廿五年公學費出納表 (丙)

授 業 料	小 學 校	種 別	金 額		件 名	東 成 郡	住 吉 郡
			最 多 額	平 均 額			
尋常科	尋常科	尋常科	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇	一〇
高等科	高等科	高等科	八三、二六	八三、二六	一〇〇	四八	四八

明治二十六年左專道、鳴野の兩校を併合して北新開莊尋常小學校とし、城北、赤川の兩校を併合して城北尋常小學校とす。二十八年墨江尋常小學校に高等科を併置し、追分尋常小學校を長居尋常小學校と改む。三十年四月、大阪市接續の町村を同市に編入せられたる爲め、大に校數減少して尋常小學校

二十校、尋常高等併置二校、高等科一校となる、即左の如し。

公立小學校

明治三十年十二月末日現在

校名	児童数		學級数	員数							
	男	女		本正男	本正女	尋正男	尋正女	准男	准女	無資格	
平野尋常小學校	三一六	一八九	七		二						
阿部野尋常小學校	四〇	二八	一								
天下茶屋尋常小學校	五〇	三二	一								
生野尋常小學校	六八	六三	二								
鶴橋尋常小學校	八一	五三	二								
阪東尋常小學校	九一	六一	三								
今福尋常高等小學校 <small>(高尋)</small>	一四七	一一二	五			三					
城北尋常小學校	一〇八	八八	三								
榎本尋常小學校	一一〇	五八	三								
北新開莊尋常小學校	一一七	五九	四								
千林尋常小學校	一四九	九四	四			二					
喜連尋常小學校	六九	五九	二								
北百濟尋常小學校	一〇五	八〇	三								
中本尋常小學校	一五五	一一七	四								
戈進尋常小學校	六二	四一	二								
杭全高等小學校	一三六	五八	三								
南百濟尋常小學校	六一	四一	二								

校名	児童数	學級数	員数
榎並尋常小學校	九三	三	
永富尋常小學校	一一五	三	
敷津尋常小學校	三四	一	
依羅尋常小學校	一一七	三	
長居尋常小學校	九二	二	
墨江尋常高等小學校	三七〇	九	

今後尋常校の設置は、四十一年住吉村は墨江村より分離して住吉尋常小學校を設置し、安立町は四十三年に同じく分離して安立尋常高等小學校を置く。大正に至りて中本町に第二第三の尋常校、鯉江町に第二尋常校を設置したり。高等科は三十四年三月千林尋常校に併置し、三十五年鯉江(今福)校の高等科を廢して鯉江町外ニケ村組合の高等小學校を、大正七年廢止。三十七年、墨江校の高等科を廢して墨江村外七ヶ町村組合の住吉高等小學校を置く。四十二年廢止。四十二年墨江校に、四十三年天王寺、中本、榎本の各校に、四十四年生野校に、大正七年鯉江、榎並、城北の各校に、九年鶴橋第一校に並に高等科を併置せり。

裁縫學校、實業補習學校は明治三十七年、杭全高等小學校に裁縫學校、平野尋常小學校に實業補習學校を附設したるを始とす。その後各校に附設して現今にては裁縫學校七校、實業補習學校八校内一校獨立とす、又裁縫學校は私立一校あり。

小學校 兒童

毎年度四月末日調

年次	尋常		高等		計		科		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
明治四十五年	七、〇四一	六、三一八	一三、三五九	三二〇	一七四	四九四			
大正二年	七、九七三	七、二七一	一五、二四四	三六三	二〇三	五六六			
大正三年	八、四八七	七、八二三	一六、三一〇	四四五	二四八	六九三			
大正四年	八、八九八	八、〇八二	一六、九八〇	五一九	二九六	八一五			
大正五年	一〇、二一七	九、三〇二	一九、五一九	五六九	三一	八八〇			
大正六年	一一、三一七	一〇、五二七	二一、八四六	五〇三	二二三	七二六			
大正七年	一二、四一〇	一一、六八三	二四、〇九三	六七〇	三八〇	一、〇五〇			
大正八年	一三、三九二	一二、七二七	二六、一一九	六六八	四七二	一、二四〇			

校數 學級數 教員數 每年度四月末日調

年次	尋常		高等		計		尋常		高等		計		教員	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
明治四十五年	一七	一七	一	一	二五	二五	二二	二二	一四	一四	一六	一六	九	九
大正二年	一七	一七	一	一	二五	二五	二二	二二	一四	一四	一六	一六	一〇	一〇
大正三年	一七	一七	一	一	二五	二五	二二	二二	一四	一四	一六	一六	一〇	一〇
大正四年	一七	一七	一	一	二五	二五	二二	二二	一四	一四	一六	一六	一〇	一〇
大正五年	一七	一七	一	一	二五	二五	二二	二二	一四	一四	一六	一六	一〇	一〇
大正六年	一七	一七	一	一	二五	二五	二二	二二	一四	一四	一六	一六	一〇	一〇
大正七年	一七	一七	一	一	二五	二五	二二	二二	一四	一四	一六	一六	一〇	一〇
大正八年	一七	一七	一	一	二五	二五	二二	二二	一四	一四	一六	一六	一〇	一〇

備考 小學校數中△印ヲ付シタルハ分教場數ナリ。

公學費 每年度四月末日豫算高調

年次	教育費		經常費		合計		兒童一人ニ付		一月平均
	男	女	男	女	男	女	男	女	
明治四十五年	一〇四、一二八	一〇四、一二八	二九四、四八一	〇、四八六	二九四、四八一	二九四、四八一	七、五〇五	七、五〇五	四、〇八一
大正二年	一〇六、三一〇	一〇六、三一〇	二九五、七二四	〇、三五九	二九五、七二四	二九五、七二四	六、七二四	六、七二四	四、〇〇三
大正三年	一一九、一六二	一一九、一六二	三五四、八一八	〇、三三六	三五四、八一八	三五四、八一八	七、〇〇八	七、〇〇八	三、八二八
大正四年	一二五、三一	一二五、三一	三三九、六六八	〇、三六九	三三九、六六八	三三九、六六八	七、〇四二	七、〇四二	三、四八九
大正五年	一三二、六二九	一三二、六二九	二八四、〇二三	〇、四六七	二八四、〇二三	二八四、〇二三	六、六三七	六、六三七	四、一四〇
大正六年	一五九、八七二	一五九、八七二	四三〇、九八〇	〇、三七一	四三〇、九八〇	四三〇、九八〇	七、〇八三	七、〇八三	四、四四一
大正七年	二〇二、三五七	二〇二、三五七	四六二、八六三	〇、四三七	四六二、八六三	四六二、八六三	八、〇四六	八、〇四六	四、一〇一
大正八年	三〇四、五五八	三〇四、五五八	七二七、三〇八	〇、四一九	七二七、三〇八	七二七、三〇八	一一、一三二	一一、一三二	七、〇九八
大正九年	五四六、七九二	五四六、七九二	一三六〇、四七一	〇、四〇一	一三六〇、四七一	一三六〇、四七一	一八、五七八	一八、五七八	一一、七四四

學齡兒童 每年度四月末日調

年次	就學兒童數		不就學兒童數		學齡兒童總數	
	男	女	男	女	男	女
明治四十五年	八、一八八	七、七七一	三九	三六	八、六二六	七、八二四
大正二年	九、〇一五	八、五三三	三七	三三	九、三九二	八、五七三
大正三年	一〇、〇四一	九、〇六九	一八	一七	一〇、二三三	九、三三四
大正四年	一〇、八七三	九、六六三	一五	一四	一一、〇三九	一〇、六四四

大正五年	一、九四〇	一〇、八九〇	三、八三〇	八八	二〇	二〇八	三、〇三八	一、〇一〇	三、〇三八
大正六年	二、一四〇	二、〇六九	二、五三〇	五七	九〇	二四七	三、二九七	二、一五九	二、五三〇
大正七年	一、四、五五	一、三、三八	二、七、七八	五五	八六	二四〇	三、二九七	一、三、五九	二、五三〇
大正八年	一、五、七二	一、四、七五	三、〇、四七	九九	八五	二八四	三、四〇九	一、四、八四	三、〇、六五
計									

就學出席歩合

毎年度四月末日調

年次	就學歩合		出席平均ニヨル就學歩合	
	男	女	男	女
明治四十五年	九五、五八	九五、三四	八五、八八	八一、九二
大正二年	九六、〇二	九五、〇九	八六、八八	八一、三二
大正三年	九八、二二	九七、〇六	八七、六九	八四、三〇
大正四年	九八、五八	九八、〇二	八九、一〇	八五、〇六
大正五年	九九、二七	九八、九一	九〇、四〇	八七、四〇
大正六年	九九、五七	九九、二六	九五、三五	九〇、九八
大正七年	九九、六三	九九、三六	九六、七〇	九一、八三
大正八年	九九、三七	九九、四九	九七、〇八	九七、五五
計				

町村立小學校

大正九年四月末日現在

區別	設		備		兒童數		學級數	教員數	
	校地	校舍	運動場	男	女	計		本正	尋正
高等小學校	一、九四二	五五八	一、四三八	七〇	六四	一、三五一	〇	一八	六
天王寺尋常小學校	一、四七五	一、五五	九〇〇	五六一	五五一	一、〇七六	〇	九	五
天王寺第二尋常小學校	一、一〇八	三、五〇	七二六	五〇二	四七〇	九七二	〇	二	一
生野尋常高等小學校	一、八〇五	六、九四	六八〇	一、〇四三	九三七	一、九八〇	〇	一八	三
鶴橋第一尋常小學校	一、〇三〇	二、二五	八四	九七〇	一、〇四〇	二、〇一〇	〇	二	二
鶴橋第二尋常小學校	一、九六六	六、六〇	九七六	一、〇二六	二、〇〇二	一、九一三	〇	二五	一
中本第一尋常小學校	一、五〇七	三、五一	一、〇一七	七四五	六四七	一、三九二	〇	一〇	一
中本第二尋常小學校	五、七五	一、七五	四〇〇	二七七	二五九	五三六	〇	五	一
中本第三尋常小學校	八、二二	二〇九	六〇三	三三八	三二七	六九五	〇	八	一
神路尋常小學校	六、一〇	二二一	二六七	二三三	二六一	四九四	〇	七	一
小路尋常小學校	二、五三六	二、七四	一、八八四	六八七	六四三	一、三三〇	〇	一三	一
城東尋常小學校	一、六六七	四、八九	四九二	四二九	八五二	一、三〇四	〇	九	一
榎本尋常高等小學校	一、八六九	八、三三	五、六四	九九九	九四三	一、〇八二	二	一六	一
鯉江尋常高等小學校	一、八六九	八、三三	五、六四	九九九	九四三	一、〇八二	二	一六	一
計									

鯉江第二尋常小學校	一、六一三	三六三	一、一〇〇	五三〇	五二二	一、〇五二	八	一〇	一	二〇
榎並尋常高等小學校	一、一九七	四〇一	四五〇	四〇九	三九七	八〇六	二六	二二	四	九
城北尋常高等小學校	一、四五六	五三八	四八二	三三〇	三三〇	六七三	三	九	一	一
千林尋常高等小學校	七四三	四三三	三〇五	四三九	四三三	八七〇	三	二	一	一
平野尋常小學校	二、二〇〇	六八五	八九八	九四一	八九	一、七六〇	三〇	一九	二	一
杭全高等小學校	二、三六	二九	一〇三	一九〇	一〇	三〇〇	五	六	二	一
喜連尋常小學校	五、六五	一三三	二六五	一三七	二九	二六六	四	三	一	一
北百濟尋常小學校	八、二五	一三三	四〇八	三三二	二二	四六三	八	五	一	一
南百濟尋常小學校	五、二二	一九一	三二五	二一六	一四四	二六〇	六	五	一	一
田邊尋常小學校	一、一五五	三三七	五二二	三三五	三三九	六七四	二	八	一	一
依羅尋常小學校	一、〇六八	二三三	六四一	二九八	二八〇	五七九	七	八	一	一
長居尋常小學校	八〇七	一三三	三五九	一九四	一九四	三八八	三	五	一	一
墨江尋常高等小學校	三、三八二	七二二	二、六七三	五七八	四九八	一、〇七六	三	一	一	一
住吉尋常小學校	二、〇九二	三三五	一、六八六	二七九	二四五	五三四	三	一	一	一
安立尋常高等小學校	一、〇〇三	三六一	四七二	三三〇	三三三	六四五	三	一	一	一
數津尋常小學校	四、四六	一一六	二八〇	二二九	二二	二五三	六	三	一	一
數津第二尋常小學校	三〇九	九九	一四〇	七五	五六	一三二	三	二	一	一

備考 兒童中△印ヲ付シタルハ高等科兒童ニシテ、學級數中○印ヲ付シタルハ二部教授實施ノ學級數ヲ示ス。

幼稚園

大正八年度末現在

名	稱	創立年月	位	置	組數	保育年限	保母	幼兒	入園者	本年度	本年度保	本年度
私立常盤幼稚園		大正五年二月	東成郡天王寺村		一	滿四歲ヨリ學齡ニ至ル	一	男 二〇	男 一五	女 一〇	四八〇	四八〇
私立天下茶屋幼稚園		大正五年七月	同		二	同	二	男 三三	男 二五	女 一〇	一、一〇〇	一、一〇〇
私立住吉幼稚園		大正六年	東成郡住吉村		一	同	一	男 一七	男 一四	女 一〇	五〇〇	五〇〇
私立南華幼稚園		大正七年	同		二	同	二	男 二七	男 二六	女 一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計					六		六	男 一〇七	男 八〇	女 四四	二、八六〇	二、八六〇

實業補習學校

大正八年度

名	稱	區別	位置	創立年月日	教科目	修業年限	學級數	教員	生徒	入學者	創立以來
平野尋常小學校	附設實業補習學校	町立	東成郡平野町	明治三十九年七月六日	國語 工業 算術 修身	三ヶ年	二	三	一八	二	九五
生野尋常高等小學校	附設實業補習學校	村立	同 生野村	明治四十年三月十四日	國語 工業 算術 修身	三ヶ年	二	二	五	一	四八
小路尋常小學校	附設實業補習學校	村立	同 小路村	明治四十三年五月三十一日	國語 算術 修身	八ヶ年	二	三	六九	〇	一四
鯉江町立實業補習學校		町立	同 鯉江町	大正六年十月一日	國語 算術 英語 工業 算術 英語	六ヶ月	八	一三	三三	二五	一七

第一編 總說 第二章 郡治

中本第一尋常高等小學校 附設實業補習小學校	町立	同本町	大正七年五月九日	工業理科英語 修身國語算術	三ヶ年	二	三	四	六	一〇
城北尋常高等小學校 附設實業補習小學校	村立	同北村	大正七年四月二十日	工業算術 國語修身	三ヶ年	二	二	四	三	一〇
鶴橋第一尋常小學校 附設實業補習小學校	町立	同鶴橋町	明治四十一年四月一日	商業算術 國語修身	三ヶ年	二	四	一〇	三	一〇
榎並尋常高等小學校 附設實業補習小學校	町立	同榎並町	大正八年十月一日	電氣工業 國語算術	三ヶ年	二	四	五	六	一〇

備考 教員生徒ノ數ハ全部男子ナリ。

裁縫學校

大正八年度

名	稱	町立 區別	位置	創立年月日	教科 科目	修業年限	學級數	教員	生徒	入學者	創立 以來 卒業 者
杭全高等小學校 附設裁縫小學校	組合立	東成郡 平野郷町	明治三十九年五月二十三日	裁縫國語算術 修身茶花	三ヶ年	二	三	四	八	三〇	三七
田邊尋常小學校 附設裁縫小學校	町立	同田邊町	明治四十九年八月十九日	裁縫算術 修身家術	同	一	二	三	四	三	七
天王寺尋常高等小學校 附設裁縫小學校	村立	同天王寺村	明治四十二年三月二十四日	裁縫習字 修身家術	同	一	二	一〇	四	四	五
鶴橋第一尋常小學校 附設裁縫小學校	町立	同鶴橋町	大正三年一月一日	國語算術 修身家術	同	一	二	三	四	八	三
鯉江尋常高等小學校 附設裁縫小學校	町立	同鯉江町	大正四年一月一日	裁縫手藝家術 修身國語	同	一	二	三	四	五	八

備考 教員數中兼任訓導ヲ含ム。

名	稱	町立 區別	位置	創立年月日	教科 科目	修業年限	學級數	教員	生徒	入學者	創立 以來 卒業 者
中本第一尋常高等小學校 附設裁縫小學校	町立	同本町	大正七年五月九日	裁縫國語算術 修身家術	同	一	二	三	四	五	三
城北尋常高等小學校 附設裁縫小學校	村立	同北村	大正四年四月二十日	國語算術 修身家術	同	一	二	三	四	五	三

私立學校中等學校

本郡の私立學校は夙にその創立を見たり。明治十四年八月、玉造町西玉造に於て松岡宇平が習字學校を設立したるを始とす。同年十月、岡山觀龍、同地に崑崗學校を設置して漢學を教授せり。明治十八年三月平野郷町平野西脇に藤澤南岳の泊園分校を置く、亦漢學を教授す。廿三年後廿五年前に廢校す。以上は學校とは稱すれども組織的のものに非ず、翌十九年十二月櫻井照應を校長として清堀村に大阪一致女學校を設立したるをその始とすべし。同校は女子に英學を授くるを目的とせり。二十三年末現在教員數 男四女三、生徒三十六。後浪華女學校と改め、普通學を教授す。尋で淇澳尋常小學校、淑女手藝學校、淨土宗學大阪支校等の設立を見たり。二十五年十二月末現在の校數九校、左表の如し。

私立各種學校表

明治二十五年十二月末日調

名	稱	所在地	創立年月	學科	教員		生徒		一ヶ年 授業料	歳費金額	學校 主座 設立者
					男	女	男	女			
浪華女學校	清堀村	十九年十二月	普通科	八	八	一	一	四	一三・五〇〇	九三・七五〇	清水泰次郎 松之助

崑崗學校	同	十四年十月	漢學	二	三	一	一	二	一	五四〇〇〇	六〇〇〇	岡山觀龍人
内山學會	同	廿五年十一月	習字	三	六	一	一	一	一	九、六五〇	五、八五〇	内山定吉人
高等學校	天王寺村	廿三年一月十四日	英語學	六	四	△	一	一	一	一八〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	英國人アライズ設立者寺澤久吉
淨土宗學校	同	廿三年九月	宗乘學	三	三	六	一	二	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	細井林道人
淑女手藝學校	東平野町	廿二年四月	手藝科	三	六	一	一	一	一	三、四〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	東松人枝
習字學校	玉造町	十四年八月	習字	三	一	一	一	一	一	三、〇〇〇	一、八〇〇	松岡宇平人
名越幼稚園	同	廿三年三月	唱歌	三	三	一	一	一	一	六〇、〇〇〇	一、八〇〇〇	大高同裕人
合計				三〇	三〇	一〇〇	五	三	三	四、四〇〇、〇〇〇	四、一四、六〇〇	

備考 東平野町北平野に私立漢學尋常小學校あり、小學校表中に收めたるを以て之に略す。表中△印は英國人なり

以上の各校は、明治三十年の本郡町村の、大阪市に編入せられたる際に、同市域に屬して現今本郡に存在せず。現今存在するものは其後の創立にかゝる。學校の種類は幼稚園、尋常小學校、中等學校、専門學校等なり。尋常小學校私立三餘學校は大日本紡績株式會社の設立にして、平野工場内に在り、私立鐘淵大阪尋常小學校は鐘淵紡績株式會社の設立にして城東村大阪支店内に在り、共にその工場の職工の爲に設く。私立弘濟尋常小學校は財團法人弘濟會の設立にして、生野村に在り、同

會收容兒童の爲めなり。幼稚園は總て四ヶ所あり、帝塚山學院小學部に幼稚園を附設せるを以て五ヶ所となる。中等學校は中學校一高等女學校一、専門學校は齒科醫學校藥學校裁縫學校各一とす猶府立の中等學校二校あり。鶴橋町なる府立農學校は明治二十一年堺市に設立せられたりしを、二十三年に此地に移したるなり。天王寺村なる府立天王寺中學校は同二十九年西高津村に開校し、後大阪市東區上本町に移り、大正七年此地に移轉したるなり。

府立中等學校表

大正九年四月末現在

名	稱	位	置	設立年月	修業年限	學級數	教員	生徒	御眞影勅語	本下附	大正九年度經費	校長
大阪府立農學校	鶴橋町	同	同	明治二十一年十月二十日	三年	一〇	三	三九	御眞影、大正四年十月二十六日勅、大正五年十月十三日勅、明治廿四年一月十三日勅、大正四年十月二十六日勅、明治廿九年四月廿四日勅	同	六、三三三 五、三九五	片田豐太郎
大阪府立天 王寺中學校	天王寺村	同	同	明治二十九年二月十五日	五年	二〇	三	八〇〇	同	同	三、五三三 四、八七七	野村浩一

備考 生徒數()内ハ定員數ナリ。

私立各種學校

大正九年四月末現在

名	稱	位	置	設立認可年月日	學科	修業年限	學級數	教員	生徒	御眞影勅語	本下附	大正九年度經費	校長
三餘學校	平野町	同	同	明治三十三年六月二十二日	尋常小學校	六年	四	四	二七	同	同	二、一四、各	金澤仁作
平野郷町 平野泥堂	同	同	同	同	裁縫專修科	三ヶ年	同	同	同	同	同	同	山田龜四郎

弘濟尋常小學校	野村寺	大正二年五月二十六日	尋常小學教科目	六ヶ年	三	八六〇	勅、大正二十年十月二十日	認、明治三十七年五月九日	二、七三三、〇〇〇	藤林 榮吉
鐘紡大阪尋常小學校	東野村	大正五年十二月廿八日	同上	上六ヶ年	三	一、〇〇〇、〇〇〇	武藤 山治	認、明治三十七年四月十七日	二、〇〇〇、〇〇〇	龍川 勝一郎
帝塚山學院小學校	住吉村	大正六年二月十七日	同上	上六ヶ年	九*	三〇、〇〇〇	勅、大正六年五月十一日	認、明治三十七年四月十七日	六、四九三、〇〇〇	山本 藤助等
桃山中學校	田邊町	明治三十五年一月十五日	中學校に同じ	五ヶ年	二五	七〇〇、〇〇〇	御影、大正四年十二月二十七日	認、明治三十七年四月十七日	四、〇三三、〇〇〇	木庭 孫彦
女子學校	鶴橋町	明治三十二年十月三十日	高等女學校	五ヶ年	七	三五〇、〇〇〇	勅、明治三年十二月十日	認、明治四十二年四月八日	一七、三〇〇、〇〇〇	セ、チャフマン トリストラム
大阪齒科醫學專門學校	野村	明治四十四年十二月十二日	形態、生理、病理、齒科矯正、外科、齒科其他患者實習	六ヶ月	三	三二九、〇〇〇	認、大正六年九月十七日	認、同九年三月十二日	五、四七五、〇〇〇	古川 賢治
道修藥學校	天王寺村	明治三十七年五月九日	物理、藥用植物、生藥學、化學製藥、化學	三ヶ年	六	一〇〇、〇〇〇	認、明治三十七年五月九日	認、明治三十七年五月九日	六、四七〇、〇〇〇	平山 松治
淵田裁縫學校	長居村	大正六年十二月廿八日	修身、國語、裁縫家事	二ヶ年	一	三〇、〇〇〇			三、七〇〇、〇〇〇	野崎 仙太郎

備考 生徒數ノ(ハ)内ハ員數ナリ*ハ囑託ヲ除ク。經費ハ支出ナリ收入同之。

東成郡教育會 最初東成住吉郡私立教育會と稱す。明治二十二年の組織にかゝる。二郡の小學校教員各町村長、助役等を會員とし、經費は會員の會費月毎に五錢にに依れり、二十三年に於ける會員數五十名

なり。會として事業の目的は各地に散在せる會員より學事の狀況を報告せしめ、その利害を究め、教育の進歩を圖るにありしも、會長幹事の交迭頻にして少しも事業舉らず。二十四年、郡内の有志之が刷新を圖り、廣く會員を募り、組織を變更して私立成住教育會と改稱し、同年十月三日天王寺高等小學校に總會を開き、會則を議定し、正副會長役員出納係一名 幹事六名評議員を選擧せり。當時會員數二百二十三名なり。又同二十七日村役場内に評議員會を開き、本會附屬幻燈談話會則を定め、各區域内に於て毎年一回又數回之を開くこととす。同年十一月の間に於て東成郡各地に開きしこと十回なり。住吉郡に於ては開會に及ばずして中止せり。會名を東成郡教育會と變更したるは二十九年四月、東成郡設置の時にあるべし。二十五年以後同四十四年に至る間に於ける本會の事業等につきては、今記録等の存するものなくして詳にすべからず。大阪府教育會に加盟したるは創立當時よりなるべく、會員制を廢して代議員制に變更したるは明治四十四年七月の會則改正の時にあるべし。即現今の制是なり。會員は各町村教育會選出の代議員、町村長、小學校長、郡長、郡役所學事關係吏員、所在中學校長、府會議員、郡會議員を以てす。各町村教育會代議員の數は五百戸まで一人、五百戸以上は五百戸毎に或はその過剰に對して一人とす。又總會の決議に依りて名譽會員を推薦す。役員は會長一名、副會長二名、幹事二名、書記二名、評議員若干名とし、正副會長評議員は互選とし、幹事書記は會長の指名とす。本會は大阪府教育會に加盟して代議員を出す、員數は府教育會の定むる所に依り、内一名は會長の

指定とし、其他は互選とす。役員及府教育會代議員の任期は二ケ年なり。會の經費は郡費補助金、町村教育會分擔金、及有志の寄附金を以て之に充つ。四十五年巡回文庫設置の計畫を立て、各小學校へ回送し、小學校職員及各町村會員をして閲覽せしむることとす。同年四月、會報を發刊し、爾後毎年一冊づゝ刊行し、以て大正五年に至る。大正四年以後毎年小學兒童の聯合運動會を開催す。六年以後郡内八十五歳以上の高齢者に靈壽杖其の他の物品を贈り、敬老の意を表す。現在會員數百八十五名、評議員數二十六名、會長木下貞太郎、副會長水野富三郎、寺西圓次郎、事務所を郡役所内に置く。本會文庫はまた同所に在り、所藏圖書計八百三部。大正八年末現在本會經費累年比較左の如し。

郡教育會經費累年比較表

年次	郡費補助額	豫算	高
明治三十四年	二八九・一〇〇	四三九・一〇〇	
明治三十五年	三八七・六五〇	六五七・一五〇	
同 四十一年	一三〇・七八五	三六七・七五〇	
同 四十二年	一三〇・七八五	三五八・五〇〇	
同 四十三年	二〇〇・〇〇〇	五七七・六三〇	
同 四十四年	三〇〇・〇〇〇	七八五・四一〇	
同 四十五年	三〇〇・〇〇〇	七八五・四一〇	
大正二年	三五〇・〇〇〇	七九六・九五〇	
大正三年	三五〇・〇〇〇		
同 四年			
同 五年			
同 六年			
同 七年			
同 八年			
同 九年			

年次	郡費補助額	豫算	高
同 四年	五五〇・〇〇〇	一一二七・七九五	
同 五年	五五〇・〇〇〇	一、三三八・七三〇	
同 六年	五三〇・〇〇〇	一、一二七・六〇〇	
同 七年	五三〇・〇〇〇	一、二三九・〇〇〇	
同 八年	六八〇・〇〇〇	二、〇二二・〇〇〇	
同 九年	一、〇〇〇・〇〇〇	二、六二五・〇〇〇	

大正九年度郡教育會町村負擔額表 (豫算)

町村	負擔額	豫算	高
天王野村	一四七・四二	五六・八三	
生野村	二二・三九	九・〇七	
鶴橋町	九二・三一	一二・八〇	
中本町	九三・九八	八・二二	
神路村	一六・五三	二九・八七	
小東村	一一・二九	一一・七九	
城東村	二九・六一	一一・一〇	
榎本村	二四・四二	四一・三九	
榎江町	五八・二九	二八・四四	
榎並町	二〇・三二	一四・九五	
城北村	二二・六二	一〇・七九	
古北村	一四・七三		
古水村	八・八四	八〇・〇〇	
計			

備考 算出ノ標準 大正八年十二月末現在兒童數(七分)大正七年度末國稅額(三分)ニ據ル。
第一編 總說 第二 郡治

東成郡青年團 本團は各町村青年團を統一し、教育勸語並に戊申詔書の御趣旨に基き、徳性の涵養、
 智能の啓發、身體の鍛錬を企圖するを以て目的とし、大正五年十一月十六日發會式を舉行し、引續
 き第一回運動會を開催し、爾來毎年運動會を開催する外、青年指導、講演會、青年教育研究會を開
 催する等、本郡青年指導に寄與したる所多し。役員は團長一名、理事長一名、理事五名、評議員若
 干名、書記一名とし、團長には郡長を推舉し、理事長は理事の互選、理事二名は評議員の互選、三
 名は團長の推薦とし、評議員は各町村青年團より各二名を選出したるもの、及團長より推薦したる
 もの若干名とす。書記は團長の指名に由る。役員任期は二ケ年とす。本團經費は郡補助金及各青
 年團の分賦金等に由る。事務所は本郡役所内に置く。最近數年間の經費額を擧ぐれば左の如し。

郡費補助額

經常費豫算

大正六年	一三〇・〇〇〇	二二七・八四〇
同 七 年	二三〇・〇〇〇	三四三・〇〇〇
同 八 年	三〇〇・〇〇〇	七四五・〇〇〇
同 九 年	四五〇・〇〇〇	一、一三〇・〇〇〇

各町村青年團の狀況は左表の如し。

各町村青年團の狀況

(大正九年)

町村名	創立年月日	團員數	經費	郡團經費負擔額
天王寺村	大正六年八月	二五一	四五〇	二〇・三四
生野村	明治四十二年十一月	二五三	六〇〇	二・五九
鶴橋町	大正七年四月	五七〇	二八五	一二・七〇
中木町	大正五年五月	六三三	三、一一三	一三・〇七
神路村	大正六年六月	二八七	一八〇	二・三八
小東村	明治四十四年十一月	三二八	一二〇	一・四八
城東村	大正四年四月	一二五	三五〇	四・八二
榎江町	大正二年九月	二八八	四四七	三・一六
榎江町	大正五年二月	二三〇	二五〇	七・六六
榎江町	大正五年三月	二七四	二五〇	二・六二
城北村	明治四十二年十月	五二一	七九六	三・一二
古市村	大正四年十月	一二七	八〇	一・八七
清水村	大正二年十一月	一二八	一八一	一・二八
平野郷	大正四年十二月	七五〇	一、四五〇	七・三七
喜連村	大正四年十月	二一五	一二五	一・一六
北百濟村	大正六年二月	二〇四	四四五	一・四四
南百濟村	大正五年一月	一三五	一三一	一・一〇
田邊町	大正五年十月	二九〇	六四八	三・九四
依羅村	大正五年五月	二七八	八〇	一・六〇
長居村	大正三年十月	一四五	二一〇	一・四〇
墨江村	大正八年三月	四八一	九五九	五・九二

住吉村	大正三年四月	二四〇	五五八	三三三
安立町	大正二年十二月	二〇〇	二〇〇	一九七
津村	明治四十五年一月	一七三	三六〇	一三一
計		七、二二六	一一、二六八	一〇八、〇〇〇

産業 本郡は古來一般に農業を主要なる産業とせり。工業商業は平野郷町、安立町等に於て經營せるものありしのみ。最近十年以來大阪市に接壤せる土地にて工業大に勃興し、天王寺村以北に於て會社工場の數少からず、又平野郷町に紡績其他の工場あり、敷津村木津川沿岸に於て造船業の發展を見たり。従て農家は工業勞働に従事するもの増加し、轉業するもの亦多し。耕地の如きも或は工場となり、或は宅地となりて減少せり。以下に收録したる最近に地目變更せられたる宅地坪數を見て其趨勢を窺知するを得べし。

一方郡民が職業別戸口に就て見るに、年々著しき増加を示すものは商工業戸口及職工勞働者戸口なり。之れ大阪市接壤町村の發展著しく、各種商店及工場の設置多く、隨て多數此等關係者の居住處からざるのみならず、一面中本町、城東村、鯉江町附近は大阪砲兵工廠に接近せる關係上、之に通勤する職工等の居住するもの多きが故なり。而して是等は在來農民の轉職するのみならず、他府縣より移住するもの多きを以て、商工戸口はかく著しき増加を示しつゝあるなり。

最近郡民職業別戸口表

大正六年(戸數)	大正七年(戸數)	大正八年(戸數)	農	商	業	工	業	職工及勞働者	公務及自由業	漁業	其他	無職	計
五、六〇〇	五、七三三	五、七三三	一、六二二	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八
一七、三三三	一七、三三三	一七、三三三	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八
一八、〇四四	一八、〇四四	一八、〇四四	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八
一八、〇四四	一八、〇四四	一八、〇四四	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八
一八、〇四四	一八、〇四四	一八、〇四四	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八

田畑其他の土地の年々宅地に變換せられし宅地面積表

町村別	大正五年	大正六年	大正七年
天王寺村	一、〇六六・三五	一、〇六六・三五	一、〇六六・三五
生野村	三、四二八・四二	三、四二八・四二	三、四二八・四二
鷺橋町	一、一九七・〇五	一、一九七・〇五	一、一九七・〇五
中本町	一、六〇一・四八	一、六〇一・四八	一、六〇一・四八
神路村	一一・七一	一一・七一	一一・七一
小東村	二七一・四六	二七一・四六	二七一・四六
城東村	四、四五四・三二	四、四五四・三二	四、四五四・三二
榎江町	九二二・八一	九二二・八一	九二二・八一
榎江町	一、六七八・七一	一、六七八・七一	一、六七八・七一
古城村	一、一四七・三一	一、一四七・三一	一、一四七・三一
古市村	一二五・三七	一二五・三七	一二五・三七
清水村			

東成郡誌	平野郷町	一七六・二一	三、三〇五・四五	一一、〇六七・九八
	喜連村	二〇・八〇	一四一・一二	一五九・六一
	北百濟村	一三七・一九	一四五・六四	五九一・二二
	南百濟村	五、三六九・七八	四七三・二〇	六、〇六八・一五
	田邊町		二八四・二七	
	依羅村		四七三・二〇	四、九七二・三九
	長居村	八六二・四五	一、三二一・六六	八三・二七
	墨江村		一、三二〇・五三	二八二・四二
	住吉村		一八一・九四	
	安立村	一、四七五・五〇		
	津村			

(参照) 左に明治二十二年町村制實施當時の耕地宅地反別表を収めて參考に供す。猶各町村誌産業條に收録せる耕地宅地等の反別表をも参照すべし。

明治二十二年田畑反別數表

町村	田	畑	宅地	計
天王寺村	一五七、五	四四六、九	五二、〇	六五六、四
生野村	六九、九	一〇七、七	七、三	一九四、九
鶴橋町	一二〇、七	七一、四	一〇、五	二〇二、六
中本町	一九八、三	一九、五	一三、一	二三〇、九
神路村	一八四、〇	四、二	八、六	一九六、八
小路村	一三二、五	二五、八	七、二	一六五、五

町村	田	畑	宅地	計
城東村	一六五、五	一四、九	一〇、八	一九一、二
榎本村	一二九、〇	二〇、七	九、六	一五九、三
榎江町	一二六、〇	三九、六	一二、二	一七七、八
榎並町	一一一、九	二、七	七、一	一二一、七
城北村	二三五、四	五、七	一一、三	二五三、四
古市村	二三七、〇	四、四	一〇、二	二五二、六
清水村	一一一、七	一、五	六、七	一二九、九
平野郷町	一四八、二	一三〇、二	三〇、四	三〇八、八
喜連村	一一七、五	二二、六	七、八	一四七、九
北百濟村	九六、八	八七、九	一〇、〇	一九四、七
南百濟村	一二六、〇	四九、二	一〇、六	一八五、八
田邊町	一一〇、三	一〇八、一	一三、九	二四二、三
依羅村	一三〇、三	九七、八	一一、一	二四〇、二
長居村	七五、九	六五、二	六、七	一四七、八
墨江村	九九、〇	一五七、三	二五、六	二八一、九
住吉村	六四、九	一四八、九	七、三	二二一、一
安立村	三、一	五、四	一一、三	二〇、八
津村	一七〇、八	二四六、九	五、六	四二三、三

○宅地モ町反畝歩ニテ計上セリ。

農業 過去十數年以前に於ては純然たる農村にして、農業戸口は商工戸口の上にあつても、近年商工業の發展に連れ、從來の地位を保つを得ず。大正八年末に於ける農業戸口は自作小作及自作兼小

作を合せて五千七百二十二戸にして、郡戸數四萬六千二百二十二戸に對し其八分一強に過ぎず。時世の推運は農業労働を好まずして他に轉職者多きを加へ、歐洲戰亂の影響は事業著しく勃興し、市接續町村の耕地は住宅土地經營會社の買収に會ひ、耕地を失ひて轉業する者あるに至り、農業戸數の減少は事實上免れ難き趨勢にあり。最近の農業戸口は左の如し。

年	自作戸數	小作戸數	自作兼小作戸數	計
大正六年	一、一三五	三、一七九	一、四〇八	五、七二二
大正七年	一、二九九	三、三四八	一、三〇七	五、八五四
大正八年	一、二七〇	三、二六四	一、二三六	五、六七〇

備考 七年度末戸數増加は米價騰貴の爲め、一時農業に志するものを生じ、他の労働と兼業するもの多き爲なり。

又耕地の所有反別について地主を見れば左表の如し。大正八年に於てその増加を見たるは、土地の暴騰を豫想して思惑買をなしたるもの尠からざる結果、小地主の數を増加したるによるなり。

年	五反未満	五反以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	五十町以上	計
大正六年	二、四八四	八四九	五六三	一五一	七〇	三八	三	四、三五八
同七年	二、六九六	八五八	五四二	一四七	六四	三八	三	四、三四九
同八年	三、二一六	九一六	五六七	一三五	六三	四三	三	四、九五二

地主小作者關係は過去數年前は農業のみにて一家の生計を立つるもの尠からず、年の豊凶は互に自家の生計に甚大の影響を及ぼすを以て、地主小作人間は常に主従の關係を持ち、其間紛擾を來すことなかりしが、近年農家の工業労働に走り、小作農業を以て副業の如く爲すもの續出するに至り、又地主も土地の暴騰を目的として所有するものありて、從來の地主とは其趣を異にするものもあるを以て、従て小作人の勢力強きを加へ、近年豊凶の如何に關係せず、小作料の減免を要求する風あり。従て從來の主従關係は次第に稀薄となりたるも、一部の町村に於ては猶その持續せられつゝあるもあり。

耕地反別は既に述べたるが如く、都市の影響を受け、或は工場となり住宅と變じ、年々減少しつゝあり。最近の耕地は左の如し。

年	町	郡	計
大正六年	三、一九〇・三五〇九	九九一・三九二六	四、一八一・七五〇五
大正七年	三、一五九・一五〇〇	九九九・六五一三	四、一五八・八〇一三
大正八年	三、一六七・六二二二	八九九・五六一七	四、〇六七・一八二九

本郡の耕種は古來米麥綿實薯蕷及蔬菜を主として栽培したるも、綿實の衰退したる後は、米麥蔬菜盛に栽培せられつゝあり。北部淀川寢屋川沿岸數ヶ町村は土地低濕水利又至便の地なるを以て米作を主とし、裏作には薯蕷を栽培す。中部は土地低濕にして一毛作田多く、米作を主とするも蔬菜の

栽培に適せず、夏季は養水を大和川の樋水に仰ぐを以て、その缺乏を告ぐることも亦少からず。南部は比較的高燥砂質なる田畑多きを以て、蔬菜の栽培を主とし、一部米作を爲すも、良質の米麥を産せず。又郡一般より見れば近年普通農作よりは園藝農作に従事するもの増加せり。その農家が漸次力を此種の作物に傾注しつゝある所以は、無限の消費地たる大阪市を控ゆるが爲にして、普通農作に比し收得多きのみならず、毎日市場に搬出して現金に換るの便あるが爲なり。

米作の豊凶は農家經濟の係る所大なるのみならず、亦國家經濟の相關する所なるを以て、夙に品種の改良、苗代本田に於ける管理、病害虫の驅除及施肥等に對する其筋の示導と農家の努力とは漸次効果を現し來りて、收穫量に多少の増加を示しつゝあり。稻種は晩生最多く、全作付反別の八割五分を占め、中生早生の二稻種之に亞く。就中晩生神力種最も多く、其他小粒系の播州穂、中生神力石田神力大部を占め、渡舟、雄町の如き大粒系統品種は最も少し。

麥作は由來本郡農家は稻作蔬菜の栽培を重視し、麥作を輕視する傾あり。畑地に於ける麥作の如き蔬菜の風除を目的として栽培せるものにして、畑地の麥作は即ち蔬菜の従たるに止る觀あり。麥種は裸麥を代表作物とす。小麥は廣く行はるゝも自家用に止り、大麥は皆無の状態なり。最近糧食問題と共に麥作改良の必要を生し、大正八年府事業として品評會を開き、又耕作法の改良を圖りてその講習會を開き、普及に努めつゝあり。其試作の結果は豫想以上の收穫を示して四石二斗に達し、

郡民の之に倣はんとするもの漸次多からんとす。

豆菽類は郡内廣く栽培せらるゝも、自家用にして販賣を目的とするものなく、記するに足るものなし。粟及黍は依羅村に於て栽培せらるゝも、亦産額論ずるに足らず。

蔬菜は近時盛なるは既に述べたり。その作付反別は全耕地の三割を占む。本郡の特産として古來名聲噴々なりし天王寺蕪、田邊大根は、今は殆ど其栽培絶えんとし、近年改良種普及しつゝあり。田邊町を中心として郡内到處に栽培せられつゝある大根は、生食及漬物用として賞用せられ、本郡蔬菜の主位を占む。胡蘿蔔、午莠等は其栽培盛ならず。

鹹菓は南瓜最も廣く栽培され、胡瓜、茄子之に次ぐ。城北村大字毛馬の毛馬胡瓜は市場に知らるゝを以て、郡内各町村到處に栽培せらるれども産額多からず。茄子は在來種圓、中長、長等にして中長最も多し。西瓜は土質の關係上敷津村に盛にして、漸次作付反別を増加しつゝあり。

葉莖類は比較的廣く栽培せらるゝも、價格の變動大にして、又豊凶一ならず。従て年々作付反別の増減も常ならざるなり。

特用作物中菜種は最廣く、菅、綿實、花卉等局部的に栽培せらる。菜種は徳川時代最も盛にして、畦隴の美は都人士春陽一日の行樂を誘ひしも、製油の衰頹と共に漸次減少し、今は傳統的に裏作として城北村、古市村、清水村、榎並町、鯉江町、榎本村の如き稍低濕粘土地、並に平野郷町、喜連

村、及南百濟村の一部濕田に稍廣く栽培せらる。菅は小路村、神路村に栽培せらる。古來有名なるものなりしが、需要減少の爲め作付反別も漸次減少せり。棉實も亦古來有名なるものにして、平野郷町はその集散地として知られたりしが、外國棉花の爲めに壓倒せられて減少し、明治三十二年にはその作付反別猶二百二十五町三反ありしも、大正八年には僅に二反歩に過ぎず、殆ど絶えたりと云ふべし。近年漸次盛なるは花卉とす。長居村、北百濟村にて盛に栽培せらる。就中花百合は明治三十八年以來の栽培に係るも、大正八年に於て作付反別一町二反歩に及べり。果樹は未だ見るに足らず、古市村に梨樹、田邊町、平野郷町、古市村に葡萄樹の栽培せられつゝあるも、産額未だ多からず。

農家の副業は概ね近年の發達にかゝり、古來存するものは菅細工、住吉踊等なり、明治前後に始りしもの眼鏡レンズあり。現今産額の大なるものは製紙、鼻緒の眞、鬘鬘類、棕柁下駄表、眼鏡レンズ齒刷子毛植、眞綿摘、基石、菅細工等なり。中には副業より進で專業となすものあり。大正七年中の副業よりする産額は貳百拾五萬貳千六百圓にして、同年米産額四百參拾六萬五千五百八拾貳圓に比し約半額を占む。

普通農作物表
梗 米

町村名	明治三十三年				明治四十三年			
	作付反別	收穫高	價額	收穫高歩	作付反別	收穫高	價額	收穫高歩
天王寺村	七、〇反	一、一六石	一三、四三圓	一、六〇歩	九、〇反	一、八〇〇石	二二、五〇〇圓	二、〇〇歩
生野村	六、八反	一、〇三石	一二、三九圓	一、六〇歩	八、〇反	一、六六〇石	二一、五〇〇圓	二、〇〇歩
鶴橋村	二、五〇反	一、一五〇石	二、六五〇圓	一、〇〇歩	一、〇〇反	二、五三〇石	三、八八〇圓	二、〇〇歩
中本村	二、五〇反	一、一五〇石	二、六五〇圓	一、〇〇歩	二、九〇反	三、一三〇石	四、〇〇〇圓	二、〇〇歩
小路村	一、〇七反	一、六二九石	一、七、七四圓	一、五〇歩	二、八七反	二、八四三石	三、八、六一圓	二、〇〇歩
南新開村	一、七五反	二、六三八石	二、九、〇一八圓	一、五〇歩	二、八二反	三、四五四石	四、九〇三圓	二、〇〇歩
北新開村	一、〇〇反	一、三三〇石	一、四、五七〇圓	一、八〇歩	二、六九反	四、五六三石	六、二、五三圓	二、〇〇歩
板本村	一、四一五反	一、八三三石	二、〇、一五三圓	一、六〇歩	二、〇七反	二、一七五石	二、八、八六三圓	二、〇〇歩
板江村	一、三三二反	一、九五五石	二、一、五〇五圓	一、六〇歩	二、〇七反	二、二八七石	三、九、四〇八圓	二、〇〇歩
板江村	一、〇三九反	一、三〇九石	一、四、八八二圓	一、八〇歩	二、九五反	三、〇、〇三三圓	三、七、四〇〇圓	二、〇〇歩
板江村	一、二七四反	一、五、一三石	一、五、七三〇圓	一、八〇歩	二、九五反	三、〇、〇三三圓	三、七、四〇〇圓	二、〇〇歩
板江村	一、八八二反	二、三、九九石	二、五、一九三圓	一、七〇歩	三、三六反	三、五、六五五石	四、七、三三四圓	二、〇〇歩
古水村	一、三三九反	一、六、三三石	一、八、七五七圓	一、三〇歩	二、四〇反	二、七、三三〇石	三、五、四九〇圓	一、九〇歩
清野村	一、三三九反	一、六、三三石	一、八、七五七圓	一、三〇歩	二、四〇反	二、七、三三〇石	三、五、四九〇圓	一、九〇歩
平野郷町	一、九八八反	二、六、六二石	二、九、五二〇圓	一、五〇歩	二、四〇反	二、七、三三〇石	三、五、四九〇圓	一、九〇歩
北百濟村	二、四一五反	一、九、九二石	二、三、九八〇圓	一、六〇歩	二、四〇反	二、七、三三〇石	三、五、四九〇圓	一、九〇歩
田邊村	二、三三六反	一、八、一七石	二、一、九八七圓	一、六〇歩	二、一五反	二、三、三〇〇石	二、八、一八五圓	二、〇〇歩
喜連村	二、〇〇三反	二、二、七八石	二、五、九一九圓	一、八九歩	二、二六反	二、七、七三石	三、三、〇三六圓	二、〇〇歩
南百濟村	一、〇一八反	一、四、九五石	一、五、八七四圓	一、三五歩	二、九一反	三、二、〇六九石	四、〇、〇八一圓	二、〇〇歩
依羅村	一、二七四反	一、八、二三石	二、一、八八四圓	一、八〇歩	二、〇〇反	二、三、三〇〇石	二、九、四三六圓	二、〇〇歩
長居村	三、三三反	三、九、八七石	四、三、六六四圓	一、三四歩	七、八九反	一、五、五七八石	二、〇、〇九三圓	二、〇〇歩

町村名	明治三十三年			明治四十三年		
	作付反別	收穫高	價額	作付反別	收穫高	價額
天王寺村	三〇反	三三石	四三〇	一〇反	一〇石	一〇〇
生野村	六〇反	九〇石	一、一〇〇	三〇反	三〇石	三〇〇
鶴橋村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
中本村	三〇反	三〇石	三〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
小本村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
南新開村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
北新開村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎本村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎江村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎並村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
城北村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
古市村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
清水村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
合計	二、八七二反	四、八七四石	四、七五〇	一、六三二反	一、六三二石	一、六三二

糯米

町村名	明治三十三年			明治四十三年		
	作付反別	收穫高	價額	作付反別	收穫高	價額
天王寺村	三〇反	三三石	四三〇	一〇反	一〇石	一〇〇
生野村	六〇反	九〇石	一、一〇〇	三〇反	三〇石	三〇〇
鶴橋村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
中本村	三〇反	三〇石	三〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
小本村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
南新開村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
北新開村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎本村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎江村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎並村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
城北村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
古市村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
清水村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
合計	二、八七二反	四、八七四石	四、七五〇	一、六三二反	一、六三二石	一、六三二

陸稻

町村名	明治三十三年			明治四十三年		
	作付反別	收穫高	價額	作付反別	收穫高	價額
天王寺村	三〇反	三三石	四三〇	一〇反	一〇石	一〇〇
生野村	六〇反	九〇石	一、一〇〇	三〇反	三〇石	三〇〇
鶴橋村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
中本村	三〇反	三〇石	三〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
小本村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
南新開村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
北新開村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎本村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎江村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
榎並村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
城北村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
古市村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
清水村	二〇反	二〇石	二〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
合計	二、八七二反	四、八七四石	四、七五〇	一、六三二反	一、六三二石	一、六三二

町村名	明治三十三年			明治四十三年		
	作付反別	收穫高	價額	作付反別	收穫高	價額
天王寺村	五〇反	五〇石	五〇〇	三〇反	三〇石	三〇〇
生野村	三〇反	三〇石	三〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
鯉江村	三〇反	三〇石	三〇〇	一〇反	一〇石	一〇〇
平野村	二九反	二九石	二九〇	一〇反	一〇石	一〇〇
田邊村	五八反	五八石	五八〇	三〇反	三〇石	三〇〇
長居村	七八反	七八石	七八〇	三〇反	三〇石	三〇〇
合計	二、八七二反	四、八七四石	四、七五〇	一、六三二反	一、六三二石	一、六三二

園藝作物表

南瓜

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治三十四年	一〇、三反	一六、四〇〇	一、六六七	一六〇	一六〇
明治三十六年	八、四反	二八、二五八〇	五、一九三	三〇〇	三〇〇
明治三十八年	四九、〇	五、六二、四〇〇	六、三七八	一、一五〇	一、一五〇
明治四十年	六八、〇	四九、〇〇〇	三、四七〇	七〇	七〇
明治四十二年	六八、五	六八、一五〇〇	三、三二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四十四年	四一、一	一七、四、九〇五	三、二二〇	四三六	四三六
大正二年	一〇四、八	四八、六、一〇〇	一、〇五九	四七七	四七七
大正四年	一三、一	四二、五、〇〇〇	三、四八三	三六七	三六七
大正六年	一〇七、二	五九、四、四三五	四、六六九	五五五	五五五
大正八年	九四、四	五〇、八八六	九四、一六四	五三一	五三一

茄子

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治三十四年	七、三反	一八、一五五〇	一五、七二六	二四四	二四四
明治三十六年	七、〇	一九、七三〇	一九、六九七	二八三	二八三
明治三十八年	五九、三	二四、八、三五〇	五、五五一	三〇四	三〇四
明治四十年	四七、一	二四、三、一八四	六、〇一四	三〇四	三〇四
明治四十二年	五七、一	二五、三、〇〇〇	二五、〇〇〇	四〇一	四〇一

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治四十四年	三三、〇	三、八、九〇〇	二、八、七五七	六七一	六七一
大正二年	九七、四	二、九〇、八〇〇	二、九〇、〇〇〇	二九三	二九三
大正四年	一三、二	七、二六、七五〇	四九、〇七六	六四三	六四三
大正六年	一四九、〇	一、三三、八、四〇〇	一、〇四、一〇〇	八八	八八
大正八年	三六、四	一、三〇、七、七〇〇	二、四三、一五三	九九九	九九九

胡瓜

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治三十四年	一、七反	一、一〇〇	一、三三	三〇〇	三〇〇
明治三十六年	一、七	四九、〇〇〇	一、三三	二五〇	二五〇
明治三十八年	四、〇	三、七、五〇〇	二、五九七	九三七	九三七
明治四十年	五、〇	二、五、六〇〇	一、九〇一	五二七	五二七
明治四十二年	九、一	二、五、三〇〇	二、二六二	二七七	二七七
明治四十四年	一八、〇	一、五、〇〇〇	六、三三〇	六九九	六九九
大正二年	一、二	四八、〇〇〇	一、九二	四、〇〇〇	四、〇〇〇
大正四年	三〇、五	一、四三、九〇〇	七、三、三四八	四七二	四七二
大正六年	五五、九	三〇六、九六〇	三、九八五	四九九	四九九
大正八年	六〇、四	二、五、六、四九〇	五、三、七三二	四三三	四三三

越瓜

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治三十四年	七、一反	一、三、八〇〇	一、〇四四	一九〇	一九〇
明治三十六年	一三、八	四、八、六〇〇	四、一〇七	三九〇	三九〇

西瓜

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治三十八年	一一、三	一〇、一、五〇〇	四、九六七	八四一	八四一
明治四十年	一一、〇	九、〇、〇〇〇	四、六〇〇	八三六	八三六
明治四十二年	一一、五	七、四、一八〇	二、三〇三	五九四	五九四
明治四十四年	一九、八	二、三八、四〇〇	七、六五九	六八四	六八四
大正二年	二二、四	二、三六、七〇五	九、九八八	五二六	五二六
大正四年	三三、六	一、七五、一〇〇	八、七四三	四九三	四九三
大正六年	二六、九	一、四八、八二〇	一七、三三三	五三三	五三三
大正八年	三三、四	一、二七、一八〇	一五、七二六	五〇〇	五〇〇

胡蘿蔔

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治三十四年	一〇、〇反	三〇、〇〇〇	一、九五〇	三〇	三〇
明治三十六年	二五、〇	二〇、〇〇〇	八〇〇	〇	〇
明治三十八年	二〇、〇	一四、〇〇〇	七〇〇	〇	〇
明治四十年	二五、〇	二五、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇
明治四十二年	三〇、〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇〇	五〇〇
明治四十四年	二〇、八	五七、三五〇	七、一三三	二七七	二七七
大正二年	二六、六	一、六三〇	七、五九四	二〇六	二〇六
大正四年	二五、一	六〇、四九二	五、七四七	二四一	二四一
大正六年	四九、〇	四一〇、〇九〇	三六、四四三	八三七	八三七
大正八年	四三、九	三、五七、二四〇	四、八〇七	八三三	八三三

甜瓜

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治三十四年	八、八反	一三、〇〇〇	一、一〇〇	一三	一三
明治三十六年	二、五	七、〇〇〇	二、四五一	一九	一九
明治四十年	五、九	二、九〇〇	六六七	三〇〇	三〇〇
明治四十二年	一、一	二、九〇〇	六六七	三〇〇	三〇〇
大正二年	三三、八	九七、五二〇	二、五、六八五	四一〇	四一〇
大正四年	一九、五	一、六、五七〇	八二、五二四	八〇三	八〇三
大正六年	一八、〇	二、三、〇〇〇	二七、六〇〇	七六七	七六七

蕪菁

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反
明治四十四年	二、八反	四、九〇〇	三、四三	一七	一七
大正二年	一、五	二、六五〇	三三	一六五	一六五
大正四年	二、九	三、六八八〇	三、六八八	三二〇	三二〇
大正六年	二、七	七〇、五〇〇	一八、九〇九	六〇二	六〇二
大正八年	一三、六	八、四〇〇	二、四、四五〇	五九九	五九九

慈姑

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反歩
明治三十四年	八三、六反	三、九〇〇	七、七七	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治三十六年	八五、一	五、七八〇	四、九五	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治三十八年	一九八、〇	一、七六〇	六、五八	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十年	二五、一	一、六二〇	七、九四三	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十二年	二四、〇	五、〇七〇	四、三六	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十四年	五、四四	三、七三〇	三、八一五	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正二年	三、七	一、八、〇〇〇	三、三〇六	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正四年	三、二	一九二、九七〇	三、七七五	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正六年	三、四	二、〇八五	三、七二〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正八年	三、四、一	三、一、〇〇〇	二、七五九六	三、〇〇〇	三、〇〇〇

大根

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反歩
明治三十八年	一、一	六、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
明治四十年	一、一	六、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
明治四十二年	一、一	六、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
明治四十四年	一、一	六、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
大正二年	一、一	六、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
大正四年	一、一	六、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
大正六年	一、一	六、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
大正八年	一、一	六、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇

蓮根

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反歩
大正六年	八反	二、〇〇〇	一、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
大正八年	八反	二、〇〇〇	一、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇

土芋

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反歩
明治三十四年	二、六、一	二、三九〇	三、八、八三	一、〇〇九	一、〇〇九
明治三十六年	三、〇、七	三、三九〇	一、四七、六六〇	一、〇〇九	一、〇〇九
明治三十八年	三、三、二	二、九四〇	一、〇九、六〇〇	一、〇〇九	一、〇〇九
明治四十年	三、一、七	一、五五〇	一、〇八、六三三	一、〇〇九	一、〇〇九
明治四十二年	二、六、〇、八	三、五七〇	一、〇七、五九七	一、〇〇九	一、〇〇九
明治四十四年	二、四、八、三	二、三三〇	二、二五、一四七	一、〇〇九	一、〇〇九
大正二年	一、六、八、八	一、九五〇	九、六、六五八	一、〇〇九	一、〇〇九
大正四年	三、二、九	二、三七一	九、九、六二五	一、〇〇九	一、〇〇九
大正六年	三、〇、四、九	二、五七〇	二、四三、三九六	一、〇〇九	一、〇〇九
大正八年	三、〇、四、三	二、八七〇	三、七、〇二九	一、〇〇九	一、〇〇九

馬鈴薯

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反歩
明治三十四年	六反	一、六〇〇	三、〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治三十六年	四、四	三、六〇	八	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治三十八年	四、〇	二、一五〇	五、六	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十年	四、〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十二年	六、六	三、一、五五〇	五、〇七	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十四年	七、一	二、七三〇	五、〇八	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正二年	六、五	八、二六〇	一、六二三	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正四年	五、一	七、〇六〇	一、一七四	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正六年	二、一	八、九〇〇	一、四五一	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正八年	三、一	九、四八〇	三、四五三	三、〇〇〇	三、〇〇〇

牛蒡

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反歩
明治三十四年	四、九、〇反	一、五七〇	八、四、二八	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治三十六年	四、〇、一、六	八、三、四一〇	五、〇、一七三	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治三十八年	二、八、五、〇	六、九、六〇〇	八、七、七八〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十年	二、八、八、七	六、四〇、六九〇	四、〇、五三六	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十二年	二、八、九、二	八、四九〇	四、八、九三	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十四年	三、〇、七、二	九、三、〇〇〇	六、〇、七二三	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正二年	三、〇、二、一	八、三、三〇〇	五、四、六〇四	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正四年	三、二、四、七	五、六、三九〇	三、三、九二四	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正六年	二、〇、六、四	一、〇、三、七〇〇	一、三、一八七	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正八年	一、九、七、三	九、六、五〇〇	二、五、〇九〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

甘藷

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反歩
明治三十四年	八、八反	一、三、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治三十六年	二、五	一、三、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治三十八年	八、八	一、三、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四十年	八、八	一、三、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四十二年	八、六	一、七、〇〇〇	一、四、五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四十四年	八、六	一、七、〇〇〇	一、四、五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正二年	一、三、七	一、〇、〇〇〇	二、六五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正四年	一、三、〇	五、〇、三三〇	四、六二五	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正六年	一、三、〇	七、七、〇五〇	一、九、〇八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正八年	一、三、〇	七、七、〇五〇	一、九、〇八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇

甘藷 (備考)

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反歩
明治三十四年	七反	三、一、五〇〇	九、四、五	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治三十六年	五、一	三、五、〇〇〇	三、七、五八	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治三十八年	七、〇	三、七、四〇〇	四、七、七三	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十年	七、一	三、三、七〇〇	四、六、六六	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十二年	一、六	六、四、〇〇〇	一、〇、〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明治四十四年	一、三	五、九、〇〇	一、五、九〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正二年	三、一	九、三、〇〇	九、三〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正四年	二、八	一、三、一、五〇	一、七、六〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正六年	二、六	七、六、五〇	二、一、六五	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大正八年	二、六	七、六、五〇	二、一、六五	三、〇〇〇	三、〇〇〇

漬菜

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	七、五	四、四六	二、三六	二、三六	五、九三
明治三十八年	一七、九	四、三〇	二、四〇	二、四〇	五、九三
明治三十九年	二七、六	二、四〇	六、四六	六、四六	四、二五
明治四十年	五三、八	四、一七	三、七三	三、七三	七、六五
明治四十二年	五三、八	四、一七	三、七三	三、七三	七、六五
明治四十四年	五三、八	四、一七	三、七三	三、七三	七、六五
大正二年	五三、八	四、一七	三、七三	三、七三	七、六五
大正四年	五三、八	四、一七	三、七三	三、七三	七、六五
大正六年	五三、八	四、一七	三、七三	三、七三	七、六五
大正八年	五三、八	四、一七	三、七三	三、七三	七、六五

水菜

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	一、四四	七、三〇	二、七四	二、七四	二、四三
明治三十六年	四、二八	一、七二	六、九七	六、九七	四、五五
明治三十八年	五〇、六	一、三二	八、二五	八、二五	四、二〇
明治四十年	四、五	一、九〇	七、三〇	七、三〇	四、三〇
明治四十二年	四〇、七	一、六二	一、二二	一、二二	四、〇〇
明治四十四年	六、八	六、九七	五、七四	五、七四	一、〇六
大正二年	三、六	四、九三	六、一六	六、一六	二、七
大正四年	五九、七	一、八一	九、一七	九、一七	三、〇三
大正六年	七、一	六、〇二	四、五四	四、五四	八、三
大正八年	七、一	六、〇二	四、五四	四、五四	八、三

芹

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
大正六年	三、三	三、〇〇	二、七〇	二、七〇	一、〇〇
大正八年	二	一、八〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇

葱

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	三、五	一、五〇	三、〇〇	三、〇〇	四、五〇
明治三十六年	九、八	一、九〇	一、四〇	一、四〇	三、三
明治三十八年	一、六	二、六〇	一、〇五	一、〇五	三、六
明治四十年	一、三、五	九、九〇	八、三〇	八、三〇	七、〇
明治四十二年	一、七、八	八、九〇	六、三〇	六、三〇	五、〇
明治四十四年	八、九	二、〇〇	二、三〇	二、三〇	三、三
大正二年	九、〇	一、三、九〇	一、五三	一、五三	三、一
大正四年	二、五、七	五、一五〇	四、七三	四、七三	二、〇
大正六年	二、四、九	二、三、八〇	一、四、五三	一、四、五三	二、〇
大正八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正二十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正二十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正二十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正二十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正二十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正三十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正三十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正三十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正三十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正三十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正四十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正四十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正四十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正四十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正四十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正五十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正五十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正五十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正五十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正五十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正六十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正六十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正六十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正六十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正六十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正七十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正七十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正七十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正七十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正七十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正八十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正八十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正八十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正八十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正八十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正九十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正九十二年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正九十四年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正九十六年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正九十八年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八
大正九十年	三、三	八、七、六〇	一、九、三二	一、九、三二	四、八

蠶豆

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	三、五、八	五、三三	三、六〇	三、六〇	一、五八
明治三十六年	六、六〇	八、三三	六、〇八	六、〇八	一、二九
明治三十八年	四、二、五	四、六五	四、一四	四、一四	一、三六
明治四十年	六、三、五	九、三九	九、三七	九、三七	一、五五
明治四十二年	四、四、〇	六、六〇	六、二六	六、二六	一、五〇
明治四十四年	五、〇、七	一、一〇	九、七、八	九、七、八	一、七〇
大正二年	三、八、五	七、五	六、六二	六、六二	一、五九
大正四年	四、六、一	八、四七	八、七三	八、七三	一、八四
大正六年	五、八、三	九、五三	三、〇三	三、〇三	一、三三
大正八年	四、一、〇	七、三	二、六七	二、六七	一、七

豌豆

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	四、五	六、二	八、七	八、七	一、五八
明治三十六年	七、一	七、九	五、六	五、六	一、三
明治三十八年	二、七、九	三、九	二、七	二、七	一、三
明治四十年	一、一、五	二、六	一、五	一、五	一、四〇
明治四十二年	八、五	二、七	一、三	一、三	一、五〇
明治四十四年	七、八	二、三	一、三	一、三	一、五五
大正二年	七、六	二、三	一、三	一、三	一、五五

小豆

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
大正四年	八、四	一、〇〇	九、六	九、六	一、一九
大正六年	八、三	一、〇〇	一、四一	一、四一	一、三
大正八年	一、〇、六	一、六四	三、六二	三、六二	一、五五
明治三十四年	八、八	一、二	六、三	六、三	一、三
明治三十六年	一、六	一、八〇	一、二六	一、二六	一、三〇
明治三十八年	四、二	三、〇	八、九	八、九	一、五
明治四十年	四、三	五、六〇	八、五	八、五	一、一
明治四十二年	四、六	六、九〇	九、四	九、四	一、一〇
明治四十四年	四、九	六、六〇	一、〇、一	一、〇、一	一、三
大正二年	四、一	六、六〇	一、〇、九	一、〇、九	一、三〇
大正四年	二、一	二、〇	三、四	三、四	一、〇〇
大正六年	四、三	五、九〇	九、三	九、三	一、三七
大正八年	一、六	三、〇	一、六	一、六	一、三七

大豆

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	七、九	一、〇、九	九、九	九、九	一、六一
明治三十六年	六、八	六、六	五、五	五、五	〇、九四
明治三十八年	六、二、七	六、七	六、七	六、七	一、〇九
明治四十年	六、五、七	六、三〇	一〇、七	一〇、七	一、二九

大豆

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治四十二年	三六、四	七九	六、四五	一、四〇	
明治四十四年	四〇、八	六六	六、五三	一、五一	
大正二年	三八、三	四八	五、七七	一、三六	
大正四年	三〇、九	三七	三、四九	一、二七	
大正六年	二四、六	三四	五、八〇	一、四一	
大正八年	三〇、七	四三	三、四六	一、四四	
明治三十四年	二〇、反	一六	二、九四	〇、八〇	
明治三十八年	一、八	一五	一、〇三	〇、九〇	
明治四十年	四、九	五八	五、三六	一、一九	
明治四十二年	五、〇	五〇	四、五二	一、〇〇	
明治四十四年	三、九	三三	三、〇七	一、一七	
大正二年	四、六	六九	四、〇九	一、三〇	
大正四年	一、八	二二	八、九七	一、五〇	
大正六年	一、三	一六	九、八八	一、三三	
大正八年	一、〇、反	一三	七、七五	一、三〇	

菜種 (畑作)

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	六、四、反	五八	四、五四	〇、九〇	

菜種 (田作)

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十六年	六、四、反	四四	三、五一	〇、六五	
明治三十八年	四、一	三三	一、九八	〇、五四	
明治四十年	一、五、〇	二九	一、四〇	〇、八六	
明治四十二年	一、七、七	二五	一、四〇	〇、八六	
明治四十四年	三、〇、八	二六	二、七四	〇、八五	
大正二年	一、六、六	二二	一、三三	〇、八五	
大正四年	二、五、一	三三	二、三三	〇、九二	
大正六年	二、四、四	三二	三、八七	〇、九四	
大正八年	一、七、九	二五	三、九一	〇、八八	
明治三十四年	六、四、反	五八	四、〇八	〇、九〇	
明治三十六年	五、四、六	五三	四、九八	〇、九九	
明治三十八年	三、九、七	三三	三、一四	一、三三	
明治四十年	三、五、三	三九	四、二一	一、〇七	
明治四十二年	三、五、三	三七	三、六二	一、〇七	
明治四十四年	四、八、一	四三	四、三七	〇、九六	
大正二年	三、〇、六	三三	三、五〇	〇、九六	
大正四年	四、九、七	三八	三、八三	〇、九八	
大正六年	五、五、一	五〇	七、七六	〇、九八	
大正八年	五、五、五	五〇	一〇、八二	〇、九一	

綿實

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	六、四、反	五八	四、五四	〇、九〇	

玉蜀黍

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
大正六年	六、六、反	一五	二、〇〇	一、五〇	
大正八年	六、六、反	九	二、二五	一、五〇	

黍

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	二、四、九、反	五九	二、八九	一、五〇	
明治三十六年	四、六、八	七四	四、八二	一、五七	
明治三十八年	三、九、五	六二	四、八一	一、五三	
明治四十年	三、八、五	六五	四、九六	一、六四	
明治四十二年	三、一	四七	四、五五	一、四七	
明治四十四年	一、八、五	二七	二、〇七	一、三九	
大正二年	一、〇、〇	一六	一、六〇	一、四八	
大正四年	九、一	一〇	一、六七	一、三一	
大正六年	八、五	一〇	三、五〇	一、六二	

菅

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	二、五、反	七九	五、〇九	三、五	
明治三十六年	一、二、九	三六	三、四七	三、五	
明治三十八年	二、六、六	五	三、九四	三、六	
明治四十年	二、七、七	七	三、〇〇	三、六	
明治四十二年	二、四、七	七	五、五七	三、〇	
明治四十四年	一、一、一	五	四、九七	三、〇	
大正二年	一、一、一	四	四、八〇	三、九	
大正六年	〇、四	二	一、九七	三、九	
大正八年	〇、二、〇	六	一、〇一	三、九	

年次

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
明治三十四年	七、四、反	九七	四、六〇	三、五	
明治三十六年	七、三	一一	四、〇八	三、六	
明治三十八年	三、〇	一〇	三、四八	三、七	
明治四十年	三、一	五	二、三九	三、七	
明治四十二年	二、七	四	二、九七	三、七	
明治四十四年	二、九	五	三、三三	三、八	
大正二年	三、五	六	二、四〇	三、八	
大正四年	三、四	六	四、一四	三、八	
大正六年	二、九	四	一、〇七	三、七	
大正八年	二、七	四	二、四〇	三、七	

苜蓿

年次	作付反別	收穫高	價	額	收一反高步
大正六年	二、一、反	三〇	八、二	一、六〇	
大正八年	二	七〇	一、七五	三、一	

年次	作付反別	收穫高	價額	收穫高	價額
明治三十六年	二反	八〇〇	八〇〇	二、三四〇	八、五九〇
明治三十八年	三反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九、四〇〇
明治四十年	五反	九〇〇	六〇〇	一、五〇〇	四、〇四八
明治四十二年	八反	二、〇〇〇	一、四七〇	二、一七五	七、一七〇
明治四十四年	五反	一、〇〇〇	一、〇七〇	二、四七五	五、二六〇
大正二年	一〇反	三、〇〇〇	二、三九五	二、四七五	一、四三三
大正四年	一〇反	三、〇〇〇	二、三九五	二、四七五	一、四三三
大正六年	一〇反	三、〇〇〇	二、三九五	二、四七五	一、四三三
大正八年	一〇反	三、〇〇〇	二、三九五	二、四七五	一、四三三
明治三十四年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、五三〇
明治三十六年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六六〇
明治三十八年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四十年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四十二年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四十四年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正二年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正四年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正六年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正八年	一〇八反	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

畜産水産 畜産に於ては古來有名なりし天王寺村の牛市は既に絶えたり。今は近年の創設にかゝる阪南家畜市場あり。郡内の家畜数は牛は馬豚よりは多数なり。その種は内國種多数を占む。即大正八年に於て總數二千五百五十九頭のうち、内國種千九十六頭、外國種六百九十四頭、雜種二百六十九頭なり。馬は多くは勞役に使用し、主として内國種なり。近年豚の飼養漸次盛ならんとす。その種は雜種多数を占め、次て外國種なり。皆食用の目的にて飼養せり。販路は大阪市及河泉地方なり。

乳牛の飼養は現今に於ては天王寺村、鶴橋町、鯉江町を主とし、殊に天王寺村にては松尾、高橋、久世等世に聞ゆる牧場少なからず。其他住吉村、墨江村、長居村、平野郷町、中本町、小路村等に牧場各一ヶ所あるのみ。由來搾乳を目的とする牧場は大阪市南部に於て經營發達し來りたれども、明治三十六年第五回内國勸業博覽會の現天王寺公園に開催せられし以來、同地及附近の發達殊に著しく、同方面の牧場は漸次南部天王寺村方面に移轉集中するに至れり。猶同村も今や住宅地と化しつゝあるを以て移轉の必要に迫らるゝに至り、漸次減少の傾向あり。乳製品たるバター、ミルクフールドの製造は榎本村に製造場一ヶ所あり、大正八年中の製造高バター二、三九一斤價額三、一八九圓ミルクフールド一、二五〇斤價額一八、〇〇〇圓なり。乳牛の産額は次表にあり。

屠畜場は天王寺村大字天王寺字管ヶ硯谷一七二番に在りき。明治二十七年四月二十五日、田附芳松、

野村彦太郎、山田仙吉の三名共有にて土地を買収し、面積一反八經營したるなり。三十二年六月三十日、組織を變更して浪速屠畜合資會社とす。三十九年、法律第十七號に依りて廢止せり。その經營年限約十二ヶ年なりき。四十三年、村營として再び經營すべき計畫ありしも、遂に成立を見ず。家禽の飼養は養鶏最盛なりと云ふべし。五十羽以上の飼養戸數大正六年に於て二百四十八戸、成禽數も七八萬の數に上れり。殊に生野村は鶏村と稱せらるゝほど多數の養鶏場あり、飼養戸數も百二十戸以上、何れも一戸五六百羽より千二百羽を飼養し、中には三四千羽も飼るものあり。大正九年の狀況を擧ぐれば、毎日産卵する成禽約八萬四千羽、時價拾貳萬六千圓、雖九萬六千羽貳萬參千四百圓、産卵年額八百六萬四千個參拾貳萬貳千五百六拾圓、鶏糞四十三萬八千貫參拾萬六千六百圓と云へる夥しき收益を擧げつゝあり。鶏肉時價百匁五拾錢にして、卵は支那卵の輸入税を徹廢され、市内天滿の問屋に日々輸入さるゝ關係上、飼養者に一大打撃を與へつゝあるも、養鶏業は衰微の氣勢なし。鶯、鶯の飼養は盛ならず、吐綬鶏にありては大正八年に於て僅に二戸あるのみ。水産に就ては記載するに足るものなし。海面に接するは敷津村のみ。同村及墨江村民にして海面漁業に従事するものあるも專業者に非ず。其額も年七八拾圓許なり。河川漁業としては亦副業として従事するものありと雖も、年收獲壹萬圓内外に過ぎず。池沼に於て養魚は比較的各村に於て行はる。その種類は鯉鮒鰻イナなりとす。

畜産表 (家畜)

年次	内國			外國			雜種			計
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	
明治三十四年	八三二	五四	八七五	一三	二	一四	三七〇	四	四四九	一、三三八
明治三十六年	六九九	五六	七五五	元	五	四	六三四	六	七二二	一、五二二
明治三十八年	七四四	一九	七六三	三九	五四	四四	五〇九	七	七二二	一、七四四
明治四十年	六六六	二二	六八八	四四	六一	五五	五九二	七	五七八	一、七四四
明治四十二年	八五	四〇	一二五	八五	六一	一四一	二六〇	五	二九一	一、七四五
明治四十四年	六六〇	二五	六八五	七七	六六	一四三	二七二	四	二九〇	二、〇九四
大正二年	七七一	一六〇	九三二	八七	六六	一五三	二四三	二	二五七	二、一五三
大正四年	七五五	一五	八七〇	八五	七七	一六二	二四三	二	二五七	二、一五三
大正六年	七〇八	二九	八三七	八八	七七	一六五	二四三	二	二五七	二、一五三
大正八年	一、〇六六	六〇	一、〇九六	六三	一〇〇	一六三	二四三	三	二六九	二、〇五九

年次	内國			外國			雜種			計
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	
明治三十四年	一	一	二							二
明治三十六年	三	四	七							七

第一編 總說 第二 郡治

年次	豚	
	内國	外國
明治三十八年	三	
明治四十年	八	
明治四十二年	八	
明治四十四年	七	
大正二年	六	
大正四年	五	
大正六年	三	
大正八年	五	
計	八八	

年次	乳牛	
	内國	外國
明治三十四年	二	
明治三十六年	七	
明治三十八年	三	
明治四十年	四	
明治四十二年	九	
明治四十四年	八	
大正二年	二	
大正四年	三	
大正六年	三	
大正八年	六	
計	四一	

年次	搾乳戸數	頭數		搾乳高價	一石價格
		滿二歲以上	二歲未満		
大正六年	三	七六八	二二二	六、七四	二〇、九九
大正七年	元	六五三	一四七	四、七八〇	三〇、八四
大正八年	七	六九五	一六〇	四、六九二	三三、〇一

〇八年に於ける種牡牛二十餘頭は右表外に屬す

畜産表(家禽)

年次	飼養戸數		成禽	雛	價額	産卵數	價額
	十羽未満	五十羽以上					
明治三十八年	一、七六一	四〇〇	一八、六〇〇	一八、〇〇〇	三三、三七	一〇、三、七二	三三、〇三
明治四十年	一、七〇三	三三	二〇、〇一五	二一、六三八	三〇、八八三	一、三、三、一〇	二七、三〇
明治四十二年	一、五九九	二六〇	二〇、一五八	二一、七六八	三〇、一、五〇	一、三、二、四七	二七、一八九
明治四十四年	一、八〇一	三七五	二九、三二〇	二六、二五二	二六、二二一	一、五、七、八三	三三、八七七
大正二年	一、九八三	三九	三三、三二一	二七、二五三	三三、五九九	一、三、〇、五二	二八、九〇五
大正四年	二、〇三三	四四	三七、〇九一	二二、二八一	三五、四八〇	二、二、九、〇八	二八、二、三九九
大正六年	二、五六三	六〇	七三、〇三八	五七、七七三	九三、四三九	六、六、三、五〇〇	一八、九、九三
大正八年	二、二二六	八五	八〇、五九四	五二、四〇九	一六三、七九七	八、五、七、九五三	二五、八七七

年次	鷺飼養戸數			成禽	雛	價額	産卵數	價額
	十羽未満	五十羽滿	百羽以上					
明治三十八年	五八	三	一九	二八	八、四三	八、三四	二〇八、四一七	四、六四
明治四十年	三三	三	一九	三、三九七	五、一〇	四、九七	五八、三三	一、三九
明治四十二年	三三	一四	八	三、四八	三、五三	三、〇四	九五、七	二、六八
明治四十四年	四二	一〇	二	三、五七	四、七九	四、八五	四六、九三	七、八〇
大正二年	五五	三	一	三、一六	一、三六	二、八二	四三、九二	九、六
大正四年	三三	三	一	三、一七九	二、一〇	一、七八	一六、八八	二、五〇
大正六年	三三	一〇	一	九、〇九七	四、三〇	一、七八	二九、一六五	七、三三
大正八年	六三	七	一	七、五一	三、八五	一、八八	二五、八二八	二、五九

吐綬鷄

年次	飼養戸數			成禽	雛	價額	産卵數	價額
	十羽未満	五十羽滿	計					
大正四年	一	一	一	三〇	七	三、五	三、五〇〇	一、九
大正六年	一	一	一	三〇	七	三、五	三、五〇〇	一、九
大正八年	一	一	一	三〇	七	三、五	三、五〇〇	一、九

鷄

年次	鷄飼養戸數			成禽	雛	價額	産卵數	價額
	十羽未満	五十羽滿	以五十羽上					
明治三十八年	七	一	一	三三	一	三、七	三	三
明治四十年	五	一	一	三三	一	三、七	三	三
明治四十二年	五	一	一	三三	一	三、七	三	三
明治四十四年	二	一	一	三三	一	三、七	三	三
大正二年	二	一	一	三三	一	三、七	三	三
大正四年	二	一	一	三三	一	三、七	三	三
大正六年	二	一	一	三三	一	三、七	三	三
大正八年	四	一	一	三三	一	三、七	三	三

屠殺場(牛)

年次	種類	頭數			斤	計	價	計	平均價格
		牝	計	牝					
明治三十八年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	
明治三十九年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	
明治四十年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	
明治四十二年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	
明治四十四年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	
大正二年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	
大正四年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	
大正六年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	
大正八年	成	一、五七四	五、三四五	一、四九九	八、三三	一、五三四	六、四〇〇	二、一八六	

職工數	工場數	職工數	工場數	職工數	工場數
二千五百人以上	二	千五百人以上	〇	五百人以上	一
五百人以上	一	二百人以上	四	二十人以上	五
五十人以上	三	五十人以上	一	計	一六六
十五人以上	五	未以上	五		

大正八年工場表 十二月末

職工數	工場數	職工數	工場數	職工數	工場數
二千人以上	一	二千五百人以上	一	千五百人以上	三
五百人以上	二	五百人以上	一	二百人以上	六
五十人以上	一〇	五十人以上	一	二十人以上	三
計	一〇	計	一	計	三六五

右の如く現今本郡の工業は殆ど各種に互れり。是本郡は大阪市の接續地帯たるを以て、同市工業と同じく各方面に發展したる爲めなり。其内大正八年中に於ける産額の百萬圓を超過したるものは、

織物一、八九六萬圓、砂糖一、八三五萬圓、燃糸三四八萬圓、諸機械及附屬品二七〇萬圓、珐瑯鐵器等一二二萬圓、變壓機一一五萬圓、木製品一一一萬圓、金屬製品一七九萬圓、硝子製品一三八萬圓等なりとす。猶次表參照すべし。

次に各種工業の現況を略説すべし。

紡績業 夙に平野郷町に大日本紡績株式會社平野工場あり、大正四年城東村に鐘淵紡績株式會社大阪支店の設立を見たり。是本郡に於ける二大工場にして、最近一ヶ年の産額鐘淵紡績大阪支店は壹千八百九拾萬七千四百參拾圓、大日本紡績平野工場は壹千貳拾七萬六千參百七圓とす。其他の工場は十六ヶ所ありと雖も前二工場に比較すべくもあらず。原料は主として印度、支那、朝鮮、米國等より輸入し、其生産品は戰亂の好調に會し内地以外南洋、印度、支那、露西亞方面に多大の販路を開拓し、戦後尙海外の需用夥し。

染織工業 工場五十一ヶ所は各町村に涉りて設立を見る。就中城北村なる天滿織物株式會社城北工場の綿布製造、同村鐘淵紡績株式會社淀川工場の綿布染色漂白、同村大字友淵淀川織物合資會社のタオル及敷布製造、日東捺染株式會社淀川工場の捺染更紗染の如きは最も著名にして、此等の工場は淀川流水を利用して設置したるものなり。其他鯉江町なる松岡織布工場、岡橋織布タオル工場、墨江村なる墨江織物株式會社等は郡内に於ける有力なる織物染色工場とす。

機械器具工業 此種工業は他工業に比し最多数を占め、諸工場三百六十五工場中百三十四工場を占む。其内鯉江町川北電気企業社の電気器具機械製造、敷津村なる藤永田造船所の經營に係る造船鐵工業、村尾造船所、大阪窯業株式會社の造船部、城北村の紡績用木管器具製造等は其主なるものとす。數に於ては鶴橋町最も多數を占め、中本町之に亞ぐ。然ども此兩町は至つて小規模の工場多く、戦後事業界の活躍に伴ひ著しく増設せられたるものにして、其他各町村に於ても殆ど此種工場の設置を見ざるなし。

化學工業 最も見るべきものは鯉江町の硝子工業にして、大阪市新喜多と相並びて寢屋川、鯉江川に沿ひて發達し、此地帯には此種工場併立せり。其重なるものは伊藤板硝子製造所にして、年産額四拾貳萬六千五百圓に及び、個人經營として最も盛なり。同町日本エナメル株式會社の珫脚鐵器類製造、城北村の酸素瓦斯製造、榎本村の二硫化炭素製造等は亦重要な位置を占む。セルロイド加工再製原料等は郡總計としては見るべきものありと雖も、數町村に涉り且著名の工場なし。各種護謨藥品等を製造するものも亦特記すべきものなし。唯鯉江町の世戸石鹼工場は其産額拾八萬圓に達し、其成績稍見るべきものあり。

飲食物工業 首位にあるものは城北村大日本製糖株式會社とす。主として爪哇糖を輸入し、之を精製するものにして、本邦精糖會社中の巨擘たり。製品は品質優良にして内地各地に販賣せられ需要家の好評を博しつゝあり。年産額壹千八百六拾五萬壹千五百貳拾參圓に達す。之に次ぐは住吉村の攝津酒造合資會社にして特殊原料に加工して葡萄酒、ウキスキー、味淋等を製造す。大正七年七月事業を開始し、日尙は淺きも、會社の新清酒の如きは近年需要次第に多く、殊に其價格低廉なるを以て勞働者方面に愛用せられつゝあり。大正三年攝津地方特別大演習の際、日本精糖株式會社の角砂糖を、大正八年攝津地方特別大演習の際、攝津酒造合資會社の新清酒「新春」を併に郡生産品として聖上陛下に献上し、何れも嘉納せらるゝの光榮に浴せり。其他榎本村に於ける乳製工業株式會社は創業日淺きも、その製品ミルクフード、バターは既に其年産額壹萬七千五百貳拾五圓に達し、將來更に發達するの見込あり。

雜工業 各町村に散在し特記すべきほどのものなしと雖も、平野郷町の製油、製肥工場は稍大なり其他ペンチ製造、各種釦、帽子、白粉等、其種類三十三種あり、歐洲戦亂の好況を受け其數著しく増加し、何れも相當事業成績を挙げつゝあり。榎本村に於ける洋蠟燭製造は年産額拾六萬圓に達し鶴橋町に於ける齒刷子製造工業は同町齒刷子製造購買組合と提携して成績佳良なり。同町大字木野の一部は殆ど此種工場櫛比し、年産亦少からず。殊に其生産品は品質最も優秀にして全國齒刷子工業中第一位にありと云ふ。歐洲戦亂以來平和克復に至れるも尙海外の注文殺到し、英米濠三國に盛に輸出せられ、一時消毒不完全の爲め禁輸に遭遇したるも、大なる影響を蒙ることなく、今尙盛に

事業を繼續しつゝあり。大正八年攝播地方特別大演習に際し、郡生産品の一として聖上陛下に献上し之を嘉納せらるゝの光榮を得たり。

特別工業 其數最も少く、榎本村大阪電氣軌道株式會社發電所、城北村京阪電氣鐵道株式會社毛馬發電所を擧げ得るに止る。前者は電氣供給を目的とし、年額九百三十七萬二千二百五十キロワットを發電し、(價格四二〇、二九九圓) 後者は電氣鐵道及電氣供給を目的とすと雖も、目下の所電氣供給のみに止る。年額二千二百八萬七千六百三十五キロワット(價格九四一、六九七圓)に達す。大阪奈良間の電車運轉用に供する外、沿線各町村部落に電燈を架設し、點燈營業の用に供せり。

工場職工 郡内各種工場中常時職工五人以上を使用する工場三百六十五ヶ所の職工は男九千六百八十九人女七千百十五人合計一萬六千八百四人なり。之を業體別に就て見るに織布工業に従事せるもの第一位を占め、其數四千五百八十五人内男千二十二人女三千五百六十三人なり、女工の數多きは城東村、城北村、平野郷町に於て多數の女工を要する織物工場あるが爲なり。之に亞ぐ職工數は諸機械器具製造工業なり。又一工場の使用數より見れば城東村鐘淵紡績株式會社大阪支店は二千五百人以上を使用し、大日本紡績株式會社平野工場は千五百人以上使用し、其他天滿織物會社城北工場川北電氣企業株式會社、藤永田造船所敷津工場は何れも千人以上千五百人未滿を使用す。皆本郡工業上樞要の地位を占む。職工百人以上五百人未滿を使用するものは精糖、捺染、紡績用木管並に織

機用櫛、タオル、綿布、染色漂白、造船修繕、莫大小、板硝子、金巾、自轉車附屬品、燃糸製造等の各工場なりとす。又有力なる工場たり。

工場法の適用を受くる工場數及其使用年齢別職工數

天 王 寺 村	生 野 村	鶴 橋 町	中 本 町	神 路 村	小 路 村	城 東 村	榎 本 村	鯉 江 町	榎 並 町	城 北 村	性別		計	工 場 數
											男	女		
一四六	六四	三二七	二四五	四二	五一	二五〇	四七五	七五〇	三一	一五四	十五歲以下	一〇七	一四六	二五
三五五	二四四	一七三	一七六	一一七	三三	一〇七	一三九	二〇五	一六	三六	二十五歲未滿	二五	三三	二
一三八	三七七	一八〇	一七五	二九	二二	七五	一八九	四四二	一四	八	二十歲以上	一八	一七	一
一七九	九九五	一四一	一四五	一四	五	一七八	二四三	七九二	二四	〇	合	一七	一七	一
二〇五	一〇五	三七一	三二七	二四	五一	二五〇	四七五	七五〇	三一	一五四	計	一〇七	一四六	二五
二〇五	一〇五	三七一	三二七	二四	五一	二五〇	四七五	七五〇	三一	一五四	工場數	一〇七	一四六	二五

仲鋼	伸鐵	鋼鐵	風動機	發電機	變壓機	紙函	木晒糖	砂晒糖	染物	蠟燭	西紙	織物	石油類	石油類	皮製	工業用藥	和業	燐及部分	洋傘	刷及毛	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八七五	一〇〇	一〇〇	一七四	一七四	一七四	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一〇四九
二〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	二七、六九一	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九	三、〇五九
九六、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七八八、九六二	八七四、九六二	一三八、六三一	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三	一、一五九、四〇三

鉦	木製	各種食品	金銀	硝子	莫子
一	一	一	一	一	一
四五一	三七一	二三四	八五四	八四九	四八
一九四	九八	一〇五	一〇〇	一五八	六七
六四五	四六九	三三九	九五四	一〇〇七	一一五
一、二四五、七〇〇	六七九、九九八	一、一四一、〇八五	四三三、七六〇	一、七九三、二七五	一、三八一、九六五
一、二九八、二五二	一、二九八、二五二	一、二九八、二五二	一、二九八、二五二	一、二九八、二五二	一、二九八、二五二

産業組合 本郡の産業組合は産業組合法發布以來、設立せられたるもの僅に八組合なりしも、經營不良又は組合員減少等の爲め解散したるもの三組合あり、現在五個組合とす。其内最も内容充實し漸次發達しつゝあるは鶴橋町大阪齒刷子製造業購買組合なり。依羅信用購買組合は設立後日尙淺きも着々發達しつゝあり。鶴橋町東大阪信用組合は其區域四ヶ町村に涉り、市街地信用組合たる特殊組合なるを以て將來囑目に値すべし。生野村田島信用販賣購買生産組合及田邊町城南蔬菜販賣組合は設立後相當年所を経たるも、經營其當を得ざりしと、外來の障害との爲め、一時不振に陥りたりしが、今や内容の改善を圖り發達向上の途を講しつゝあれば、其發達を見る近かるべし。此等各組合の狀況を表示すれば左の如し。

無限責任田島信用販賣購買生産組合	明治四十年九月三十日	生野村大字田島	八八	一〇〇	五〇〇	四一六、〇〇〇
------------------	------------	---------	----	-----	-----	---------

製造業	二〇八	二〇八	三三	三三	銀行業	五	二	二
物品貸付業	四	四	一	一	仲立業	二	二	二
請負業	二	二	一	一	無盡業	三	二	二
席貸業	四	四	一	一	運送業	一	一	一
料理店業	七	七	一	一	印刷業	一	一	一
周旋業	四	四	一	一	旅人宿業	一	一	一
問屋業	五	五	一	一	計	一〇五	一〇四	一〇三

同府税營業者表

業別	人員	業別	人員	業別	人員
商業	五、一三〇	飲食店	四一三	遊藝師匠	一四
工業	二、二六一	湯屋	九九	遊藝稼人	六
料理屋	一二	理髮人	四八六	俳優	七
計	七、五〇九	計	八、四八〇	計	二〇

船車表

大正八年末現在

車	輛數	船	艘數
白自轉車	四、四五二	西洋形船	一
白自轉車(一人乘)	三	同	五
白自轉車(五人以上又ハ積載量千封度以上)	一	同	六
白自轉車(三人乘以上積載量三百封度以上)	四	同	八
計	四、四五二	發動機船(噸未滿)	一

荷積牛馬車	二	日本形船	三
大車	八四三	遊七	六
小車	九、四九三	計	一、〇六九
一人乘人力車	一、二六八	計	一、三二二
營業用	一五五	計	一、三二二
計	一六、七八一	計	一、三二二

水利組合

普通水利組合 本郡の普通水利組合は東成郡長の管理に屬するものに板並莊、將基島、猫間川の三組合あり、町村長の管理に屬するものに本庄戸堰樋、堂尻井堰樋、今津放出、毘沙門池、築留樋、東九個悪水樋管及八丁繩手の六組合あり、又平野郷町、兩百濟村其他の各町村は南河内郡長の管理に屬する青地井手口普通水利組合に加入せり。猫間川普通水利組合は鶴橋町誌に、其他の各普通水利組合はその關係各町村誌に詳にせり。今左に板並莊及將基島の二普通水利組合につき説明すべし。

板並莊普通水利組合 本郡北部寢屋川及淀川を以て劃せられたる城北村、古市村、清水村、板並町榎本村大字下辻及鯉江町大字今福、同蒲生一帯の九百九十一町餘歩の田畑耕地は、淀川堤防四ヶ所に樋を設け、引用して灌漑の便を計りたりき。然るに明治 年淀川改修工事の施行と共に該川筋の變更せらるゝに當り、以上用水樋は新設淀川堤防の爲め其水流は遮斷せられ、且堤防は廢堤に歸

し、樋門は全く其効用を失ふに至れり。茲に於てか樋管改築の必要を生じ、之れが工事費の補助を關係村長より主務省に稟請したるに、淀川改良付帯工事と認められ、明治三十二年五月六日、左記の如く工事費補助を指令せられたり。

一 東成郡古市村大字今市字高瀬用水樋

古市村大字今市字今福關係

待樋 改造長十七間七分七厘 高 二尺二寸 中 三尺二寸 木造

此工費金千四百九拾八圓壹錢壹厘

本樋 改造長十七間八分九厘 高 二尺二寸 中 三尺五寸 木造

此工費金千五百八圓拾貳錢七厘

一同 清水村大字上辻伊勢地清水用水樋

清水村及板本村下ノ辻關係

待樋 改造長二十間一分七厘 高 二尺四寸 中 三尺六寸 木造

此工費千七百圓參拾參錢壹厘

本樋 改造長二十一間一分一厘 高 二尺三寸 中 三尺五寸

此工費千七百八拾四圓參拾參錢壹厘

一同 城北村大字江野字鳥木用水樋

城北村大字江野外五大字關係

待樋 改造長二十一間六分三厘 高 二尺二寸 中 三尺四寸六分 木造

此工費千八百貳拾參圓四拾錢九厘

本樋 改造長二十一間一分一厘 高 二尺二寸 中 三尺五寸 木造

此工費千七百七拾九圓五拾七錢參厘

一同 城北村大字赤川字堤下赤川用水樋

城北村大字毛馬外二大字關係

待樋 改造長二十間一厘 高 二尺四寸 中 三尺八寸 木造

此工費千六百八拾六圓八拾四錢參厘

本樋 改造長二十二間三分四厘 高 二尺四寸 中 三尺八寸 木造

此工費千七百九拾八圓九拾六錢貳厘

前記の如く壹萬壹千七百九拾五圓貳拾五錢六厘補助の指令に接したるが、元來該樋管は其樋管毎に之れが引用水路と共に各關係村に於て水利組合を設け、各個に經營したるものなり。而して淀川改良工事と共に其改築を行はんとするに於ては、各個組合に於て淀川新堤防に新たに樋管を設置し、

在來の舊堤防に在る樋に送水連絡せしむる爲め水路の掘鑿其他事業の完成を見るまでには幾多の附設工事をも要するに至る可く、其工事は果して豫定の設計を以て足るや頗る疑はしく、従て工事費も尠少にあらず。加之各箇の樋を設置するよりも關係村の合同を以て一の堅牢なる樋を設け一條の水路により送水引用するを得策なりとするの議を生じ、關係村との間に協定を遂げ、明治 年 月 前記水利組合を合同し、新に榎並莊普通水利組合を組織したり。是則ち本組合創立の起源なり。茲に於て本組合は西成郡大道村大字北大道淀川新堤防に用水樋管を新設し、淀川本川水流より樋管に通ずる間約 の水道を掘鑿し、又新堤の樋管より舊堤防に在る四箇所の樋に通せしむる水路を掘鑿するを以て設計の大綱となし、始め明治三十三年十月三十日之れが工事施行に關し知事の許可を得、次て同三十五年二月二十六日設計變更の許可を受け、尙其後明治三十五年七月樋附屬門扉昇降器附設の認可を受け、明治 年 月工事を起し、明治三十五年八月二十日之れが竣工を告げ、爾來關係耕地に對し灌漑し來れり。而して其吸水量は頗る豐潤にして、未だ耕地にして干害を受けたることあるを聞かず。

以上樋管新設并に掘鑿に付、之れに要したる工費は壹萬參千七百九拾七圓九拾參錢なるも、前記各個組合に下付せられたる補助金を之れに充當したるを以て、其組合費を以て負擔したるは貳千圓餘なり。今之れが費途を細別せば左の如し。

金五千九百四拾參圓七拾參錢

樋管設置工費

設置の場所

西成郡大道村大字北大道字逆卷淀川右岸

構造

長七十八尺高五尺中四尺武通煉瓦及石材混合錢扉樋管表裏袖石垣、樋管

金壹千六百參拾六圓貳拾七錢

右附屬土工費

明治三十五年三月十五日起工六月二十日竣工

金七百九拾四圓

假堰工費

明治三十五年四月九日起工同月三十日竣工

金百拾參圓五拾五錢

樋門扉昇降器附設及樋の上の家形取付

明治三十七年一月十一日起工同一月三十日竣工

金五千參百拾圓參拾八錢

水路掘鑿護岸工事費

明治三十七年一月二十九日起工同三月三十一日竣工

此工事内譯

水路延長四十間

平均幅八間四尺八十坪

同 五百五拾八間

平均幅九間深六尺五千二十二坪

護岸延長四間

平均法十五尺原二尺一寸

砂防延長十間
堀レ止長五間

平均幅二間
厚三分
平均幅四間五分
原七分五厘

淀川改良工事施行のため本組合は新たに淀川新堤防樋管を設け水路を開鑿して、之より舊堤に在る四箇の樋に送水連絡せしむるに至りたること既記の如くなるが、其水路は勾配の加減宜しきを得ず舊樋管の吸入不充分なりしかば、其水路の周圍は廢川敷地として尙舊來の河水滯泊し恰かも一面の瀦水地たるの状態にして、新堤の樋管に依り淀川筋の水流は此瀦水池に放流せられたる爲め、廢堤に在る舊樋管は尙灌溉用水を引込むことを得て充分なりし爲め、適宜浚渫を行ひ、一帯の廢川敷地は本組合の水路たるかの觀を呈したり。之れが爲め當初開鑿したる水路は殆んど放棄せられ、爾來十數年を経過したる爲め、蘆葦繁茂し、益其用を失ふに至れり。然るに該廢川敷地は近く拂下處分せられ、個人に於て之れが埋立の計畫を見るに至り、本組合は更に既設水路を復活せしむべきのみならず、水路敷地本組合に於て占用するを要す、依て本組合も亦其水路筋を稟請する處ありて、大正八年三月五日土甲第五一四一號を以て其承認を受けたり。斯に於て之れが改鑿の計畫をなし、技術員を任命し、實査を行ひたるに、第一期事業として延長四百五十間、此工費八千九百拾九圓貳拾七錢を算し、組合員の負擔亦僅少なからず。偶該廢川敷地に土地會社を起し、其埋立の計畫あり、依て同社に交渉をなし、該工事の寄附申出を受け、組合の議決を経て、會社設立者をして之を施行せしめ、

爲に水路開鑿工事費は組合の支辨を免れたり。而して大正 年 月其開鑿の工を起し、同年 月 竣工を見たるものなり。

將基島普通水利組合 本組合の名稱たる將基島は大阪市北區備前島橋下流に築堤したるものに係り其創設の年代詳かならざるも、明和八年九月、現今東成郡中河内郡北河内郡に屬する關係町村より附洲を築堤せんことを時の代官に請願し、徳川幕府は堤塘二百三十有餘間を築設し、爾來該町村に於て相談會を設けて此を持続し來りたり。元來寢屋川は下流大阪市北區天滿網島町に至り淀川と合流するものなるが、淀川の水流に壓せられ、常に其逆流を受け、霖雨の候河川の増水に際せば一層甚しきものあり。爲めに寢屋川筋の疏通を妨ぐるに至り、延いて餘江・平野・八尾・楠根の諸川に逆水し、自然惡水の停滯に依り作物の被害尠からず。將基島堤塘を築堤し淀・寢屋二川の隔流を圖るは水利上最も必要とする所なり。然るに明治十八年、淀川洪水の爲め攝河一帶慘害を蒙り、將基島築堤亦破壊するに至りしかば、該堤防の修築を堅牢ならしむるの議、關係町村間に於て協議せらるるに至りたるも、費用の負擔と區域の廣大なる爲め、議容易に纏らず、僅かに破損の修覆をなし、年一年經過したりしが、淀川の増水毎に破損を生じ、堤防修築の論議は絶えず、明治二十三年四月京都府より將基島工費の回附を受くるありて、遂に明治二十九年三月水利組合條例に依り本組合の成立を見るに至り、爾來同堤塘を維持し、以て寢屋川の疏通を計りつゝあり。

隔流堤塘延長は二百三拾餘間、組合關係反別は七千五百九拾三町歩、之れを細別せは左表の如し。

現在郡名 舊郡名

町村名

大字名

反

別

現在郡名 舊郡名

町村名

大字名

反

別

北							
茨							
西郷村	二鳥村	門眞村	古宮村	今津村	諸提村	三郷村	守口町
御水赤太諸新	蘇三	桑門	燒安下濱	三今	三横諸	東西寺高	土守
領野井田福田	島島	方眞	野田	組津	鳥提口	波波方瀬	居口
四五三六一六九	二一	三八	二三五九	一〇	一六八	五四一三	四四九
八三五九六五	二五	三八	二八六	九	七六八	八一六八	三九
七九七八四〇	五六	五〇	一四三	一	三六一	八〇二	〇九
五六一一八三	〇四	九四	五六三	五	六八一	四〇三	〇三
二一一二二二	一三	二五	二〇二	四	二〇〇	一〇〇二	〇二
三九一六〇四	九三	七五	四三五八	七	六二八	九六八九	八二

郡				内			
良				郡			
豊野村	甲可村	四條村	住道村	蹠蹠村	枚方村	九ヶ庄村	
高小	妙岡部	深深深	横中尼灰御	走出中	三汲伊	點池大神高對黒仁葛	
宮路	山屋	野野	ケ供	谷口振	加	馬和	
一〇	五六六	六六〇	三五三	三	一	六二六八六四三七	
〇	五二〇	六二一	三六八七	九	九	五九〇二五一五六	
一四	五四九	七二五	五〇二九	七	八	七〇二八五〇四八〇二	
六三	二九五	二四七	〇七七九	〇	〇	二二二一〇〇〇二二	
二二	二二〇	一一一	〇一〇〇	一	二	二二二一〇〇〇二二	
二七	三一八	一九〇	四八九〇七	四	八	三三三三六七七一	

成		東		郡		
成		東		郡		
都鳥村	鯉江村	榎本村	村北新開莊	村南新開莊	中本村	小路村
毛友善澤中	布新蒲今	下放	永左天鳴	東深大	西森中本	大中片
源上	喜	ノ	専王	今今	今	友川江
馬淵寺江野	屋多生福	辻出	田道田野	里江里	里	濱道庄
七二五六二	二四〇	七〇	二五二九	三六九	一	一五五
九八八三三	三八六	二四	七三三三	八七二	八	〇九九
〇一六八	二九二	五一	八五六二	二九五	七	九九〇
一七一五五	二九三	七六	五七七四	二一〇	二	七九九
〇二〇〇	一一〇	二一	〇二二二	二二一	〇	一一〇
三八八八二	七三五	二〇	五七五六	三〇〇	九	一七八

第一編 總説 第二 郡治

二二三

二二三

郡			
野田村	榎並村	城北村	古市村
野内	關内	荒中	江赤
江日	代生	川野	森路
七五二	一三五	二五八	四六二
一九二〇	二〇一四	九三〇	七四〇
二〇二〇	一〇一〇	五九〇	二四〇
二〇二〇	〇八一〇	四九〇	二四〇
二〇二〇	〇八一〇	四九〇	二四〇
二〇二〇	〇八一〇	四九〇	二四〇

中河内郡	若江郡	北江村	高井田村	高井田村	森河内池	鴻池	清水村	馬場寺	若所	別所	上野	貝所
一三八	四八四	六二九	四〇四	一三八	四八四	六二九	一〇一	二四〇	一〇一	二四〇	一〇一	二四〇
一三八	四八四	六二九	四〇四	一三八	四八四	六二九	一〇一	二四〇	一〇一	二四〇	一〇一	二四〇

○以上数字ニシテ括弧内ニ在ルハ除地反別ナリ。

水害豫防組合 本郡の河川に對し水防の必要なるは、北に淀・寢屋の二川あり、南に大和川あり、淀・

寢屋二川に對しては既に本郡の管理に屬する淀・寢屋二川水害豫防組合、及神路村長の管理に屬する五千石堤防水害豫防組合あり。然るに大正 年及同 年の淀川洪水の慘害に鑑み、該川流域に對し將來其災害を蒙る虞ある大阪府下關係郡村を包括したる水害豫防組合を設立して防備の完成を期すべく、淀川左岸水害豫防組合を設置し、本郡に於ける二豫防組合は之を解散せり。

大和川の防禦も亦一大緊要なるものにして、毎歲降雨期に際し濁流滔々として河堤を没せんとし、沿岸住民の不安を感せしむるを常とす。故に豫てより組合組織の唱導せらるゝも、その關係する所數郡に涉り、協定未だ成らず、各區町村に於て適宜水防を行へるの状態なり。然れども本郡にては淀川左岸水防組合の設立と同時に之が組織につき調査を進め、沿岸關係町村を其豫定區域として、之

に同意を求め、其成立を計畫せるを以て其實施も亦遠からざるべし。

左に淀川左岸水害豫防組合、舊淀・寢屋二川水害豫防組合の概要を擧ぐ。五千石水害豫防組合につきては神路村誌參照すべし。

淀川左岸水害豫防組合 本組合は大正九年 月、大阪府下東成、西成、北河内、中河内の四郡に涉りて其區域として設置したるものにして、本郡に於ける區域は舊淀・寢屋二川水害豫防組合區域の外新に神路村、中本町、城東村、小路村、鶴橋町を含み、明治十八年の府下洪水に際し、災害を被れること最大なりし地域に係る。而して北河内郡長は本組合管理者に指定せられ、東成郡長は常設委員となり、其内組合に於て選舉したる本郡常設委員貳名を置くこととせり。本郡に屬する水防區域は左の三部に分たる。

- 一 古市清水水防區 六百九十八間
- 二 赤川水防區 六百九十八間
- 三 毛馬水防區 六百九十七間

各部に水防部長一人、水防組頭、水防小頭、水防手若干人を排置せり。

淀・寢屋二川水害豫防組合(廢) 本組合は明治三十一年二月、組合條例に依り、當時二十九年の淀川大洪水に鑑み設置したるものにして、東成郡城北村・古市村・清水村・榎並町・鯉江町・榎本村・大阪市

北區東野田町・善源寺町・澤上江町・中野町を其區域（此反別一千二百四十八町餘歩）として成立し、本郡清水村下流大阪市北區東野田に至る淀川堤防、及同榎本村下流大阪市北區東野田に至る寢屋川堤防を防禦するものにして、本郡鯉江町大字今福、榎本村大字放出（寢屋川筋）城北村大字毛馬、同大字赤川、（淀川筋）に水防倉庫を設置し、尙大字赤川には事務所水防倉庫一箇所を設置し出水危険の虞あるときは組合議員中より互選したる組合委員は現場に出張、管理者の指揮を受け、水防に従事するを例とせり。

組合費は反別割及地價割を併課せり、最終大正八年度に於ける豫算全額左の如し。

大正八年度豫算

一、組合費	八百六拾貳圓	一、臨時部	八百貳拾圓
一、反別割	四百參拾壹圓	一、物件賣却代	八百貳拾圓
二、地價割	四百參拾壹圓	二、歲出經常部	貳千四百拾七圓
二、財產收入	參拾六圓	一、管	五百四拾九圓
一、預金利息	貳拾四圓	二、會	百拾七圓
二、公債利息	拾貳圓	三、水	百拾九圓
三、雜收入	四圓	四、修繕費	貳拾圓
一、過年度收入	壹圓	五、組合費取	貳拾圓
二、不用品賣却代	貳圓	六、豫備費	貳百五拾圓
三、不豫知收入	壹圓	總計	千〇八拾七圓
四、繰越金	壹圓	總計	千參百參拾圓
計	壹千五百九拾七圓	總計	千參百參拾圓
		總計	貳千四百拾七圓

第三 神社及宗教

神社〔延喜式〕神名帳載する所の住吉、東生二郡の神社は左の如し、

- 住吉郡二十二座 大十座 小十二座
 - 住吉坐神社四座 並名神大月 次相管新管
 - 大依羅神社四座 並名神大月 次相管新管
 - 草津大歲神社 觀
 - 中區須牟地神社大月次 相管
 - 神須牟地神社 觀
 - 楯原神社
 - 須牟地會禰神社
 - 止杼侶支比賣命神社
 - 赤留比賣命神社
 - 天水分豐浦命神社
 - 勢能太比賣命神社
 - 大海神社二座 元名津守 氏人神
 - 多米神社
 - 船玉神社
 - 生根神社大、月 次新管
 - 東生郡四座 大三座 小一座
 - 難波坐生國咲國魂神社二座 並名神大月 次相管新管
 - 比賣許會神社名神大、月 次相管新管
 - 阿遲速雄神社

以上は當時の官幣に預れる限りの數にして、其他の神社即式外の社は〔三代實錄〕に田邊東神西神あり、〔日本紀略〕に荒々神あり、其數は素より式内社以上に多かりしなるべし。中古以後の沿革につきては亦詳にすべからず。現在神社の由緒沿革等につきては各町村誌に詳にせり。今最近に於ける

神社合併整理の状況につき、聊か其經過を録し以て現在の状況を詳かにせん。

敬神の俗は祖先崇拜の精華に成り、本邦固有の美風として上下を通し古今渝らざる所なり。是を以て地拓け民住すれば必ず神を祀り、其恩依を仰ぎ、其威烈に頼り、天下國家の安泰五穀豊熟一郷一村の安穩一家の安全一身の幸福を祈るを以て例とす。如斯國土次第に拓け、住民部落をなすもの漸く繁くなるに隨ひ、神社も亦其數を加へ、中世兩部神道實現し、後愈々其殷盛なるに伴ひ、終には淫祀の類さへ現はれ、延いて忌はしき傾向を馴致するに至れり。神社の數は次第に増加し、之れに反して神社奉仕の神職神官の數少く、社殿其他荒廢に流れ、神社の尊嚴を冒瀆し、崇敬の實舉らざるもの多きを加ふるを以て、明治維新に至り神佛混淆を嚴禁せられ、官國幣社府縣社郷村社に至る神社の階級社格を定められ、且つ從來の社務人の世襲的なるを改めて人材を精選補任せしめられたるが、其後神社の廢改には益々意を用ひて、從來一時に其數を増し崇敬の實舉らざる神社は之れを維持完全なる神社に合併合祀せしめ、愈々敬神の實を擧げしむ可く、明治三十九年八月十日勅令第二百二十號を以て神社寺院佛堂合併地の讓與に關する件を發布せられ、合併によりて不用に歸したる神社境内官有地は、官有財産管理上必要のものを除くの外、内務大臣に於て之を合併したる神社に讓與することを得せられ、又其合併には特別の便宜を與へられ、且つ地方長官の指定によりて、府縣社以下郷村社に至る迄神饌幣帛料を供進することとなり、本府は他府縣に卒先して神社整

理に着手し、神社の設備を完全ならしめ、且つ之れが爲め維持基本財産の蓄積をなさしめ、獨立維持の基礎を鞏固ならしめんとし、郡町村を督勵して之れが整理に着手したりしも、舊來の慣例、由緒、信仰等の關係上、合併合祀は容易ならざるものありしを以て、神社に必要な建物及相當境内地を有し、神社の體面を維持し得るものにして、年額三百圓以上の收入を有する神社に限り特に獨立存置を認容せられ、少なくとも一社一人の常置神職を置くことを嚴達せられたり。而れども當時神社に奉仕すべき適當なる神職少く、之れが爲め神職養成所を設け、有資格者に對しては、當分他の神社を兼務せしむることとなりたり。其後漸次存置神社に對し、神社財産管理に關する法律（明治四十一年三月二十日法律第二十三號）神社財産登録に關する勅令（明治四十一年七月十八日勅令第七十七號）神社財産登録及會計に關する省令（明治四十一年七月二十日內務省令第十二號）神社財産登録會計に關する細則の府令（明治四十一年九月十七日大阪府令第百十二號）等の制定あり。之れ等の法令の運用によりて益々神社の諸設備其他の保護を加へらるることなれり。當時本郡に於ける神社數は官幣大社一、別格官幣社一、郷村社以下神社九十二社にして、郷社四、村社六十六、無格社二十二社なりしも、明治三十九年勅令第二百二十號に基き合併整理を爲せる結果、同四十年中に於て合併合祀したる神社數は二十六社にして、更に郡内他神社に合併したるものと郡外他神社に合併したるものとを區分すれば

郡内他の神社へ合併合祀したるもの

村社十二社、無格社十三社。

郡外他の神社へ合併合祀したるもの

村社一社。

明治四十一年中合併合祀したるもの八社にして、之れを郡内外に區別すれば

郡内他の神社へ合併合祀したるもの

村社一、無格社五社。

郡外神社へ合併合祀したるもの

村社二。

明治四十二年中合併合祀したるもの十社にして、郡内外に内譯すれば

郡内他の神社へ合併合祀したるもの

村社八社、無格社一社。

郡外神社へ合併合祀したるもの

村社一社。

明治四十三年中合併合祀したるもの村社一社にして、郡内他の神社へ合併合祀せり。

明治四十四年中合併合祀したるもの三社にして、又皆郡内他の神社へ合併合祀したるもの村社二社

無格社一社なり。

以上を通して四ヶ年間に於て合併合祀を實行したるもの神社は四十八社にして合併合祀を内譯累計すれば左の如し。

郡内他の神社へ合併合祀したる神社

村社廿四社、無格社廿社。

郡外他の神社へ合併合祀したる神社

村社四社、無格社なし。

翌明治四十五年一月一日現在に於ける神社数は更に左の數を示せり。

一、官幣社	一社	一、別格官幣社	一社	一、郷社	四社
一、村社	三十八社	一、無格社	二社	計	四十六社

大正二年三月二十九日、天王寺村大字阿部野村社阿倍王子神社は郷社に昇格し、同年四月二十三日鶴橋町大字岡村社御館社は同町大字木野村社彌榮神社に合併し、同年十月十四日城東村大字天王田及同村大字永田の村社は同村大字鳴野村社八劔神社に合祀を終へたり。大正四年一月二十二日平野郷町無格社赤留比賣命神社は今町郷社杭全神社境外末社に列せられ、郡内神社数は左の如く變更し現今に至る。

一、官幣大社	一社	一、別格官幣社	一社	一、郷社	五社
一、村社	三十五社	一、無格社	一社		

以上四十一社中整理完了し、明治四十一年七月二十日内務省令第十二號に依り會計規則の適用を受けたる神社、並に明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料の供進指定を受けたる神社等は別表記載の如くにして、會計規則の適用を受けざる神社は僅かに三社あるのみにして、神饌幣帛料の供進指定を受けざる神社は是又別表記載の如く十一社のみとなれり。然れども是等指定なき神社にありても、爾後何れも其内部財産の充實と、外觀の設備をなせるものありて、郡の神社整理の完了を告ぐるは蓋し近き將來にあるを疑はざるなり。

北百濟	完了	北百濟村大字桑津字桑津	村社	天神	社	明治四十一年三月二十五日許可生野村林神社ヲ當神社ニ合併
長居	完了	長居村大字寺岡字東ノ町	村社	神須牟地神社	社	明治四十年十二月五日許可村社無格社多來神社農神社ヲ合併
長居	合祀	長居村大字寺岡字播磨田	無格社	多來神	社	明治四十年十二月五日許可村社神須牟地神社ニ合併
長居	合祀	同村大字寺岡字農神	無格社	農神	社	明治四十年十二月五日許可村社神須牟地神社ニ合併
長居	完了	同村大字堀字堀	村社	保利神	社	明治四十年十二月五日許可村社吉山神社ヲ合併
長居	合祀	同村大字前堀字吉山	村社	吉山神	社	明治四十年十二月五日許可村社吉山神社ヲ合併
依羅	合祀	依羅村大字菊田字菊田	村社	草津大歲神	社	明治四十年十一月十一日許可村社大依羅神社ニ合併
依羅	合祀	同村大字菊田字菊田	無格社	道祖神	社	明治四十年十一月十一日許可村社大依羅神社ニ合併
依羅	完了	同村大字我孫子字ヲタリ	村社	我孫神	社	明治四十年十一月十一日許可村社大依羅神社ニ合併
依羅	合祀	同村大字杉木字松平	村社	八阪神	社	明治四十年十一月十一日許可村社大依羅神社ニ合併
依羅	完了	同村大字庭井字大依羅	郷社	大依羅神	社	明治四十年十一月十一日許可村社大依羅神社ニ合併
依羅	合祀	同村大字庭井字大山	村社	大山咋神	社	明治四十年十一月十一日許可村社大依羅神社ニ合併
依羅	合祀	同村大字山之内	村社	山内神	社	明治四十年十一月十一日許可村社大依羅神社ニ合併
住吉	合祀	住吉村字奧天神	郷社	生根神	社	明治四十年十一月十一日許可村社大依羅神社ニ合併

住吉	合祀	住吉村字氏神	無格社	大宅神	社	明治四十年十月九日許可官幣大社住吉神社末社斯主社ニ合併
住吉	合祀	住吉村字ノ木	無格社	神奴神	社	明治四十年七月十五日許可官幣大社住吉神社境内末社斯主社ニ合併
住吉	合祀	住吉村字大領	無格社	大領神	社	明治四十年七月十五日許可官幣大社住吉神社境内末社斯主社ニ合併
住吉	合祀	同村字同	無格社	薄墨神	社	明治四十年六月二十六日許可官幣大社住吉神社境内末社斯主社ニ合併
住吉	合併	住吉村字龍王	無格社	龍王神	社	明治四十年一月十四日許可郷社生根神社ニ合併
墨江	合祀	墨江村大字遠里小野字西出口	無格社	農神	社	明治四十年七月三十日許可村社止々呂支比賣命神社境内天水分豐浦命神社ニ合併
墨江	完了	同村大字澤之口字垣添	村社	止々呂支比賣命神	社	明治四十年七月三十日許可村社止々呂支比賣命神社境内天水分豐浦命神社ニ合併
墨江	合祀	同村大字上住吉字四本松	無格社	數津神	社	明治四十年七月三十日許可村社止々呂支比賣命神社境内天水分豐浦命神社ニ合併
墨江	合祀	同村大字上住吉字四本松	無格社	大歲神	社	明治四十年七月三十日許可村社止々呂支比賣命神社境内天水分豐浦命神社ニ合併
墨江	行直	同村大字上住吉字淺澤	無格社	淺澤神	社	明治四十一年八月二十九日官幣大社住吉神社境内末社淺澤神社ニ合併
安立	合祀	同村大字上住吉字神定使山	無格社	高木神	社	明治四十一年五月二十一日許可官幣大社住吉神社境内末社神定使山神社ニ合併
安立	合祀	同村大字上住吉字東野	無格社	星官神	社	明治四十一年五月二十九日許可官幣大社住吉神社境内末社東野神社ニ合併
安立	合併	安立町大字安立字松原	村社	天水分豐浦命神	社	明治四十一年七月二十九日許可官幣大社住吉神社境内末社安立神社ニ合併
安立	完了	數津村大字北島新田字高砂	村社	高砂神	社	明治四十年七月三十日許可墨江村々社止々呂支比賣命神社境内ニ合併

の各神社關係の神職等會合し皇典講究所東成郡支部と稱し、商議員を郷社大江神社々司石走房司に囑托し而して事務所を南區夕陽丘郷社大江神社社務所に置き、例月會を開き、社務に關する施設其他打合をなすのみにして事業を行はれず、支部長たる統率者なし。而してこの支部團體を單に神職會とも稱して東成郡長相場駒次を會長に推戴し、明治四十一年三月に至る。同年左の神社を加へ郡内神社十一社となる。

- 大 阪 市
- 東區宰相山町 郷社 三光神社
- 東 成 郡
- 墨江村 村社 止々呂支比賣命神社
- 天王寺村 村社 天満宮
- 天王寺村 天王寺村
- 村社(現在)阿倍王子神社

八月一日從來の市郡合同を分離し、東成郡神社神職一團となりて東成郡神職會を設立し、皇典講究分所東成郡支部の事務を併せ行ひ、會長副會長各一名、幹事商議員各三名の役員を置き、部長相場駒次を引續き會長に、郡書記荒木正祐を副會長とす。明治四十三年六月、財團法人大阪國學院の組織成り、翌四十四年三月東成郡に支部を置き、支部細則を設け、四月一日より施行し、事務所を郡役所内に置き、同時に東成郡神職會は解散せり。支部の組織は支部長一名、幹事六名、掌事二名を置き、郡長を支部長に推し、幹事四名は神職中より互選し、他の二名は郡選出國學院評議員及郡書記中より各一名支部長より囑託す。

又常務幹事を置き、幹事の互選とし、各任期は三ヶ年とす。支部會は會員の過半数出席するに非れば會議を開くことを得ず、その議決事件は支部細則改廢、收支豫算決算の認定、基本財産の設置及處分管理に關する件、其他支部に於て重要と認むる事項とす。但事緊急にかゝり、開會の時日なき時は支部長幹事と協定し、適宜處分し、次の臨時會に報告するものとす。

年細則を改正し、幹事五名とし、三名は神職中より互選し、二名は郡書記中より支部長囑託し、郡選出國學院評議員は幹事を兼ねるものとす、又常務幹事は互選囑託より各一名つゝ支部長指名することとせり。

大阪國學院東成郡支部收支決算表

年	歳	入	歳	出	年	歳	入	歳	出
明治四十四年	*	三二七・三〇〇		三一七・三〇〇	大正七年	*	七七九・六五二		五二一・二一〇
大正五年		六六七・五八二		六一六・三四〇	大正八年	*	七六五・〇〇〇		七六五・〇〇〇
大正六年		六六五・九八二		四九七・六〇〇	大正九年	*	九七五・〇〇〇		九七五・〇〇〇

備考 明治四十四年大正八年九年ハ豫算額ナリ

寺院 郡内寺院の數及其變遷につきては、遠く往時に索むるの必要ありと雖も、今詳にし難きを以て明治以後につきて記述せんとす。

明治九年一月調に依る寺院数は、住吉郡に於て寺九十三字内眞言宗九字、禪宗七字、浄土宗十三字、日蓮宗三字、大念佛宗九字、眞宗五十二字、東成郡に於て寺二百三十二字内浄土宗七十四字、眞言宗八字、禪宗三十字、日蓮宗八字、眞宗八十字、天台宗二十字、大念佛宗十一字、時宗一字なり。而して菴號を稱せしものは二十四字内浄土宗六字、眞言宗三字、禪宗八字、日蓮宗五字、眞宗二字にして合計三百二十五ヶ寺なりき。明治二十二年四月一日、清堀村、西高津村は西成郡所屬より東成郡所屬に轉じたるを以て之れに依り本郡に増加したる寺院数は左の如し、

- 清堀村(吉右衛門肝煎地)にて
- 浄土宗 心眼寺、浄土宗 興徳寺、浄土宗 大應寺、浄土宗 傳長寺、浄土宗 本覺寺、浄土宗 西念寺、浄土宗 兩岩寺、浄土宗 大圓寺、浄土宗 慶得寺、浄土宗 最勝寺、浄土宗 寶國寺、浄土宗 成道寺、浄土宗 楞嚴寺、浄土宗 大善寺、浄土宗 宗心寺、浄土宗 洞泉寺、浄土宗 宗圓寺、浄土宗 寶樹寺、浄土宗 全慶寺、浄土宗 佛心寺、浄土宗 法藏院、浄土宗 十萬寺、眞宗 天龍院、浄土宗 大通寺、浄土宗 榮松寺、浄土宗 極樂寺、浄土宗 龍淵寺、浄土宗 賢安寺、浄土宗 誓福寺、浄土宗 蓮生寺、浄土宗 長安寺、浄土宗 超善寺、浄土宗 慶恩寺、禪宗 梅松院、浄土宗 天然寺、浄土宗 大福寺、浄土宗 念佛寺、浄土宗 實相寺、浄土宗 天性寺、浄土宗 源光寺、浄土宗 誓願寺、浄土宗 專念寺、浄土宗 白雲寺、浄土宗 長樂寺、浄土宗 大念寺、
- 計 四十五 浄土宗四三、禪宗一、眞宗一

西高津村

- 日蓮宗 海寶寺、日蓮宗 妙法寺、日蓮宗 久本寺、日蓮宗 妙光寺、日蓮宗 正覺寺、日蓮宗 法妙寺、日蓮宗 本照寺、

- 日蓮宗 妙經寺、日蓮宗 妙像寺、日蓮宗 本長寺、日蓮宗 本政寺、浄土宗 專修寺、浄土宗 願生寺、禪宗 大仙寺、浄土宗 重願寺、日蓮宗 妙堯寺、日蓮宗 常國寺、日蓮宗 本覺寺、日蓮宗 久成寺、日蓮宗 本經寺、禪宗 江國寺、禪宗 法雲寺、日蓮宗 法性寺、日蓮宗 福泉寺、日蓮宗 寶泉寺、日蓮宗 妙壽寺、日蓮宗 蓮成寺、日蓮宗 本行寺、日蓮宗 妙徳寺、日蓮宗 藥王寺、浄土宗 大雲寺、日蓮宗 本要寺、日蓮宗 雲雷寺、禪宗 願林寺、禪宗 願孝庵、禪宗 大倫寺、日蓮宗 圓妙寺、日蓮宗 正法寺、日蓮宗 善福寺、眞言宗 藤次寺、禪宗 永元寺、眞宗 宗久寺、禪宗 龍珠寺、日蓮宗 淨泉寺、日蓮宗 蓮光寺、浄土宗 稱念寺、浄土宗 淨國寺、浄土宗 大蓮寺、浄土宗 源聖寺、禪宗 齡延寺、日蓮宗 長久寺、
- 計 五十一 内日蓮宗三二、禪宗九、浄土宗八、眞宗一、眞言宗一、

合計九十六字を増加するに至りたるも、明治三十年四月一日、接近町村の大阪市所屬に編入せられしかば、之に由て郡は多數の寺院を減するに至りたり。而して現在寺院数は總計一百七十五にして、外に宗派不明の寺院一現存せり。之れを宗派別に分類するときは別表の如くにして、内寺號を稱ふるもの百七十ヶ寺、菴號四、坊一、院一なり。

郡内寺院宗別表

天王寺村	天台宗	眞言宗	浄土宗	臨濟宗	曹洞宗	黄蘗宗	眞宗	日蓮宗	融通念佛宗	本華宗	計
生野村		二					五				二
鶴橋町				三			五				八
計							五				五

郡の百姓今年の田租を免じ給ふ。又勤仕の國郡司等に位を進め、高年に物を賜へり。十一日紀伊玉出島に行幸あり、十五日難波宮に還御し、十六日西成・東生二郡の諸寺に使を遣して綿を施さる。十七日京に還幸あり。吉野朝の時に及びて正平年間、後村上天皇は兩度住吉に行宮を置せられ、その後の九ケ年間、こゝより全國の號令を煥發せられたり。又貞觀四年住吉郡の荒田を中宮職に充てらる。其他忍熊王・住吉仲皇子・聖德太子の本郡關係等は總て次の沿革の項にあり。

熊野御幸の事ありてより上皇女院の御參詣の通路は本郡に採られたり。凡熊野路は〔梁塵秘抄〕にもくまのへまいるにはきちといせちのどれちかし、とれどを(し)、廣大慈悲のみちなれば、きちもいせちもとをからず、と見えて、伊勢路・紀伊路の兩路あれども、伊勢路は京よりするには路遠くして伊勢參宮者の迂回するに止り、京よりするには紀伊路をとれり。是道々に奉祀せる王子社のこの路にある所以なり。建仁元年の〔後鳥羽院熊野御幸記〕及〔爲房卿記〕永保元年九月の熊野參詣の記事に據りて本郡に於ける順路を擧ぐれば、京にて精進終らば京を出で、山崎等の便宜の地より乗船して淀河を下り大渡今の天満橋の邊に着岸してそれより陸路を南に天王寺に出で阿部野王子に詣で、阿部野街道を住吉の方へ住吉神社に詣で、堺の向井王子社さして下りしなり。天王寺村阿部王子社條參照熊野御幸は〔源平盛衰記〕に總括して記して曰く、熊野山御幸事、平城法皇・花山法皇白河法皇三山五ヶ度・堀河院三山一度・鳥羽法皇三山八度・後白河法皇本宮三十四度・新宮那智十五度とあり。平城

天皇の事は〔日本後紀〕殘闕するが爲めに其事詳ならざれども、延喜七年十月、宇多法皇御幸の事あり或はこの誤なるかも知るべからず。〔百練抄〕寛治四年正月白河上皇御幸の條に、延喜例とあるは、宇多法皇の先蹤をたごられたるをいへるなるか、若し然らば熊野山御幸は宇多法皇に始まりたるなり。白河法皇は三山五ヶ度とあれども〔中右記〕には八ヶ度寛治四年正月、永久四年十月、同五年十月、元永元年閏九月、同二年十月、保安元年十月、大治元年十一月、同二年二月。とあり。大治二年の時は鳥羽上皇・皇后待賢門院御同列なり。康治二年閏二月には鳥羽法皇と共に崇徳上皇も御幸あり。猶〔盛衰記〕記する以後に於ては建仁元年十月、元久元年九月、建曆元年閏正月の後鳥羽上皇、建長二年三月、同七年三月の後嵯峨上皇七年には后大宮院御同列の御幸あり。弘安四年二月龜山上皇の御幸嘉元元年の伏見天皇の御母玄輝門院の行啓を限りとして、又熊野山御幸行啓の事なし。住吉神社は皇室の崇敬深き神祠にして、又この邊は景勝の地たるを以て、熊野御幸等には詣でさせられ又風光を賞せられたり。建仁二年の後鳥羽上皇の御幸は十月六日住吉社參詣あり、住江殿にて和歌の披講あり、御製は住吉村住吉神社條に收む供奉の公卿たりし藤原定家の應製の和歌寄社祝の題にて

相生の久しき色も常幣にて君か代まもる住吉の松

住吉社行幸は〔伊呂波字類抄〕に天武天皇十四年、天皇行幸の事を載せたるを濫觴とす。延暦八年桓武天皇、延喜八年醍醐天皇の行幸あり。正平年間後村上天皇、住吉行在〔津守國夏館〕に御座ありし時數度の住吉社行幸あり。

言の葉も及はぬ松の木蔭かな諾も心ある神やうみけん
はその折に浦の景色を御製ありての御製なり。

忘しよわするな神も月雪の夜半にたむくる松風のこゑ

は同じころ從二位衡、立願の事ありて本宮に箏の秘曲を手向けたる時、新宜陽門院後村上天皇々々女の微に行啓ありて折からの景色に感じての御詠なり。

千代をまた重ねてちきれ行幸して二度なる、住吉の松

は十五年九月、住吉社行幸和歌披講の時、社頭松の題にての二條師基か應製なり。當時吉野朝廷の軍を京師に出すや、河内より住吉、八幡に向ふを例としたるは、楠木氏の河内にあるが爲なれども亦住吉神社との關係存するが故にして、後村上天皇の住吉に行宮を定め給ひしも是が爲なり。後醍醐天皇は殊に本社を尊崇し給ひ、北條高時の誅滅を企圖せられし時、神主津守國夏に密勅を下して祈禱を命じ給ひ、平定の後、功を以て從三位を授けられたり。其後國夏、國量父子は夙夜報效を圖り社家を率ゐて朝廷の藩屏たり。又住吉社の背面に存する堺莊は、守護が楠木氏たる故のみならず、住吉社の社領たる關係上、豊富なる資源を擁して常に王事に勤めたるも亦朝廷の住吉社に倚賴し給ひし一理由たらん。後村上天皇の後、行幸の事を聞かず。明治に至りて元年四月二十日明治天皇行幸、神主津守國美の館に入御ありて後、各社に奉幣御親拜あらせられ、同十年二月十四日、再度行

幸あり。

御幸及行啓は昌泰元年十月、宇多上皇、龍田山より河内國を経て三十日住吉社に御幸なる。長保二年三月二十日、東三條院圓融長元四年九月二十七日、上東門院一條の行啓あり。延久五年二月二十二日に後三條上皇、陽明門院后及皇女聰子内親王を伴はせられて御幸あり。此時の御製

住よしの神もあはれさ思ふらんむなしき船をさしてきたれば

永保四年九月、太皇太后後冷泉行啓あり。關白藤原師實以下扈從す。建長五年三月、後嵯峨上皇大宮院御幸あり。此時の和歌披講に行旅述懐と云へる題にて御製

跡たれし神世にうみは住吉の松も千させを過にけらしも

此時住吉神主國平、大宮院に卷敷を松枝につけて奉りしかば女房にかはりて前太政大臣藤原實氏のよめる

千させとも折るしるしの言の葉を結びやつくる住吉の松

弘安八年十月、龜山上皇御幸あり。また和歌の披講に行旅述懐といへる題にて御製

住吉の松はためしもしるらめや二代のあまにかへるうら浪

永仁六年十月、また龜山法皇御幸あり。その後御幸行啓の事詳ならず。明治二十年二月十五日、照憲皇太后の行啓御參拜は絶えて久しき行啓なり。此後の東宮皇族の住吉行啓參拜は明治三十六年六

月十日常宮周宮兩内親王、同月二十三日富美宮泰宮兩内親王、七月二十九日恒久王の參拜、及び大正六年五月四日東宮殿下の行啓、大正十一年四月皇后陛下の行啓なりとす。

明治天皇明治元年の住吉行幸は、同年二月徳川慶喜御親征の詔勅を下され、三月二十一日京都御發駕ありて大轟を大阪に進めさせらる。此にて遙に東北を節度し給はん爲なり。該公卿及薩長土肥其他の諸大名扈從し、赤地に日月の錦の御旗二流は宮家出入の角力之を捧げ、天皇は白木造の清き風輦に召されたり。二十三日大阪着御、北御堂津村別院を行在所とす。古市村誌名 勝舊蹟參照即此より住吉行幸ありたるなり。閏四月八日、大阪發御、京都に還幸なれり。十年の時は畝火山陵御參詣の後、此に

巡幸ありしなり。三十一年十一月、攝河泉に陸軍特別大演習舉行の際、天皇三たび本郡に行幸あり住吉村帝塚山にて御統監あり。住吉村誌名 勝舊蹟參照大正三年十一月再び攝河泉の野にての陸軍特別大演習には今上陛下行幸あり、田邊町に御駐蹕ありて御統監あらせらる。田邊町誌村政教育桃山中學校條及舊蹟參照

行政劃區 中古の三郡 本郡は上古の東生、百濟、住吉三郡の域なり。東生郡は太古浪速國又難波國といふ。日本書紀 萬葉集〔古事記傳〕に曰浪速は字のまゝにナミハヤと訓べし、書紀に戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接、方列難波之碇、會有奔潮、太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波訛とあり。此事師賀茂 眞淵冠辭考おしてに委しく見えたり、考へ見べし。さて難波は古は難波國とも云て、攝津國西生郡又東生郡の西邊までかけての大名にて、古き書にも多く見えたること云も更なりとあり。

後に難波郡と云ひ又分ちて大郡、小郡と云へり。〔日本書紀〕皇極紀に難波郡、欽明紀孝德紀に難波、大郡、敏達紀天武紀に難波小郡と見ゆ。大郡とは都府等の大邑あるが爲なり。後にまた大郡を東生、小郡を西生と云ふ。大郡は或は百濟住吉二郡にも互りしなるかも知るべからず。生の意はナニハをつめたるにて、東生は東の難波郡の意なり。

賀茂眞淵曰、攝津國の難波は神名式に依に、もと東生郡の中の一つの名なるを、西生郡住吉郡などかけて難波ともいひ〔中略〕諸國も、國魂神の坐所を本郷とすとおぼし。その中に尾張國中島郡に尾張大國靈神社、遠江國磐田郡に淡海國玉神社、能登國能登郡に能登生國玉比古神社などあり、難波の同東生郡に難波生國國魂神社のおぼすも是なり。此東生西生と郡を分しは後也。本は生國てふ地也、其後東なり、にしなりと云は俗のわざぞ。萬葉考。此説によれば東成西成の地は元は生國と云へる地なるを、東西二郡にわかしなれば、東生郡西生郡はヒガシノイククニ郡ニシノイククニ郡と訓すべきなり。〔和名抄〕に比牟我志奈里とあるは後の訛稱とすべし。然れども此説恐くは非なり。天平八年の〔攝津國正稅帳〕天平十九年の〔法隆寺伽藍緣起並流記資財帳〕に西成郡とあり。天平寶字四年十一月の寶買券にも西成郡及西生郡とあり。即生を成と訓するは既に天平年間であれば、當初の訓なるを知るべく、東難波郡、西難波郡の意なること明なり。村岡良弼曰、生ノ字訓ニ奈摩、不ニ秋熟也、即修難波也。地理其說從ふべし。志料東生の二字に定められたるは和銅六年諸國の郡郷名は好字を著くべきを制せられたる時なるべし。又延喜式に郷里の名は二字を用ゆべきを定められたるは、和銅よりの制なるべし。郡名の初見は、〔正倉院文書〕天平寶字四年十一月の攝津國安宿王家々地倉賣買券に東生郡、神護景雲三年香山藥師寺鎮三綱牒に東生郡務所とあり。

百濟郡は住吉・東生二郡の間にあり。今よりしてその郡域は詳にすべからず。〔攝津志〕に曰、延喜式

曰攝津國管郡十三、曰百濟、今入住吉東生二郡、如南田邊、北田邊、砂子、桑津、平野町西、皆舊百濟郡、と。蓋し猶北の方今の生野村もその域なりしならん。郡名は百濟野に負へるなるか。百濟寺もあり、素より百濟人の歸化したるもの住せしもの多かりしが爲めに、百濟野の名ありしなるべし。郡の建置は詳ならず。郡名の初見は〔續日本紀〕延暦十年に攝津國百濟郡人廣井造眞成とあり。

住吉郡は太古住吉國といふ。〔攝津風土紀〕に曰、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下、竟可住國時、到於沼名椋之長岡之前前者今神宮南邊是其地、乃謂斯實可住之國、遂讚稱之、云眞住吉國、乃是定神社、今俗略之直稱須美乃叡とあり。住吉國は或は後の郡全體には互らざりしかも知るべからず。郡の建置は大化の時にあり。郡名の初見は〔日本後紀〕大同元年四月條に住吉郡住吉神、と見えたり。住吉は〔和名抄〕に須美與之とあれども、太古はスミノエと訓めり。右の〔攝津風土記〕に須美乃叡とあり。〔古事記〕には神代段に墨江大神、仁徳段に墨江津とあり。スミノヨシと訓するやうになりしは延喜頃よりなるべし。〔古今集〕に初てすみよしと見えたり。

各郡の郡域は古來變遷あり、今詳にしがたしと雖も、天平十三年四月、巨勢奈氏磨藤原仲磨其他を遣して攝津河内の河堤を争ふ所を檢校せしめ、大同元年十月攝河兩國の堤を定められたるなどは百濟郡東生郡河内國境との争ひなるべし。〔萬葉集〕に見えたる河内國伎人郷は今の喜連村なるべくキレはクレの轉訛なり。又住吉郡住道郷の地は河内國丹北郡に屬す。〔日本紀私記〕に住道河内多比

郡之邑名也とあり。今は中河内郡矢田村字住道あり、これその故地なり。〔延喜式〕住吉郡の中臣須牟地神社は住道にあり、須牟地曾禰神社は花田長曾根二村の間に在り。

百濟郡の郷名東部南部西部は、田部郷を分割して東南西を負せたるを二字につめたるものなりと云ふ。田部は田邊郷なり。田邊郷は〔正倉院文書〕天平五年右京計帳に攝津國住吉郡田邊郷戸主正七位上田邊史直立と見ゆ。又〔西大寺田園目錄〕にも住吉郡田邊郷東澤とあり。天平年代には住吉郡なりしをのち百濟郡に入れしなり。百濟郡の建置は或は大化頃にあらず、住吉・東生二郡を割きて延暦以前に置かれたるにもあるべし。東生郡及後の沿革につきては猶次に記すべし。

郷及條里 大寶の制郡の下に里あり、里の數によりて郡を五等に分つ。二十里以下十六里以上あるを大郡、十五里以下十二里以上あるを上郡、十一里以下八里以上あるを中郡、七里以下四里以上あるを下郡、三里以下二里以上あるを小郡とす。里は神龜二年郷と改め、郷の下に里を置く。郷には郷司あり、郡司に屬して郷の政を掌る。〔和名抄〕載する所の郷名左の如し。

東生郡

古市 フルチと訓す。古市村主の居りし所なるべし。應永二十四年の〔難波地圖〕に古市郷は近江川の東にあつて長柄と相對せり後の榎並庄の地なるべし。

郡家 カウゲと訓す。郡衙のありし所なり。〔地理志料〕に曰、攝陽群談郡家即生玉郷也、蓋互府城及左導道、永田、天王田、中濱鴨野諸邑其故地也と。或は從ふべし。

酒人 サカヒトと訓すべし。〔正倉院文書〕神護景雲三年九月の香山薬師寺鎮三綱牒に酒人郷御奉殿村、合地三町二段肆拾柒歩、の四至に東限御奉殿西通、南限路、西限谷、北限堀江とあり。堀江の南に在りしを知るべし。即玉造中本町其故地なるべし。郷名は酒人氏の居所に因めるものなるべし。

〔大日本古文書〕 五

香山薬師寺鎮三綱牒 攝津職東生郡務所

賣買庄地立券事

合地三町二段肆拾柒歩 東限御奉殿西道 南限路 西限谷 北限堀江

在彼部酒人郷御奉殿村 價錢柒佰貫文

右依勅旨省並職牒、充上件錢價直、永爲公地、奉賣既畢、今依式立券如前、仍注事狀、以牒、

神護景雲三年九月十一日

都維那傳燈住位僧 春

上座傳燈滿位僧 信

寺主修行進守法師 善

幸

忠

勝

大鎮兼東大寺々主濟學進守大法師

性泰

小鎮習學入位僧

花柏

郡依寺家牒勸察知實

擬大領正七位下難波忌寸

擬小領元位日下部忌寸人綱

副擬少領元位日下部忌寸諸前

主張元位高向地登真立

攝津縣判依三綱牒

大夫正五位上(實)百香王理伯

正六位上行少進高志連 和 萬 呂

正六位上行少進刑部 大 山

正七位上行大屬大島連 高 國

神護景雲四年四月三日

在職印六所郡印六所

香山薬師寺鎮三綱牒 攝津職東生郡務所

賣買庄地立券事

合地三町二段肆拾柒歩 東限御奉殿西道 南限路 西限谷 北限堀江

在彼部酒人郷御奉殿村 價錢柒拾貫文

右依勅旨省並職牒、充上件錢價直、永爲公地、奉賣既畢、今依式立券如前、仍注事狀、以牒、

神護景雲三年九月十一日

都維那傳燈住位僧 春

上座傳燈滿位僧 信

寺主修行進守法師 善

幸

忠

勝

大鎮兼東大寺々主修學進守大法師

性泰

少鎮習學入位僧花柏

郡依寺家牒、勸察知實

擬大領正七位下難波忌寸

擬少領元位日下部忌寸人綱

攝津職判依三綱藤 寺印踏三十所
國印踏六所
大夫正五位上百濟王理伯

副撰少領元位日下部忌寸諸前
主張元位高向毘登眞立

正六位上行少進高志連 和 萬 呂
正六位上行少進刑部 大 山
(正七位上行)
大屬大島連 高 國

神護景雲四年四月三日

味原 アチフと訓す(萬葉集)に味經原味原宮あり。「書紀」白雉元年正月、車駕幸味經宮と見ゆ。今味原地あり。今鶴橋町大阪市小橋町等の域なり。

餘戸 アマリベと訓す。餘戸は一郷となすに餘れる戸の居る所なり。大寶の制五十戸を一里(郷)とし、六十戸ある時はその十戸を割きて一里を立てたり。これ餘戸なり。その地(難波古圖)高津南にあれば、味原郷の南にありしなり。即ち天王寺村のあたりなりしなるべし。

百濟郡

東部 東田部を修して二字としたるなり。ヒカシタナベと訓すべし。「三代實錄」貞觀四年條に田邊東神とあり。今中野に鎮座すその邊一帯の地なり。

南部 南田邊を修したるこ東部に同じ。次の西部も亦然り。今南田邊あり。はその故地なり。

西部 「攝津志」には阿部野村を以て之に充つ。
(百濟) 「和名抄」に載せされども貞觀七年の百濟郡百濟郷の田券次に收あり、百濟郷の存せしこ明なり。今の生野村の地は百濟野の地なり。郷も亦此邊一帯なり。天王寺村或は百濟郷の中ならん。天王寺村は、「太子傳曆」(四天王寺御手印縁起)に荒陵郷とあり。「大日本史」國郡志には東生郡餘戸郷後に荒陵郷といふとあり。蓋し郷は村の意なるべし、「太子傳補闕記」には荒陵村とあり。

あり。

〔大日本地名辭書〕曰、按に東部西部は百濟郷を東西に割きたるならん、(貞觀七年百濟郡百濟郷の田券あり、世上に摸刻相傳へり)又桑津舍利寺邊の地理を考るに、延曆中攝津大夫和氣清麻呂、河内川を荒陵の南に導かんとしたる開墾址存す。桑津の北より天王寺荒陵(茶白山)の東に向ふ。東部西部は或は此水道に依て分れたるにや。桑津は西南に屬すべく、舍利寺は東北に屬すべし。若此臆測の如くんば生野村即百濟野と稱する岡山は東部郷なるべし。

〔史料通信叢誌〕 九

百濟郡百濟郷戸主志羅岐淨男志羅岐酒刀自女解申依正稅賣買壘田立券文事

壘田參段

東限大寺西垣

西百姓家

南限大領地

北大道

在本郷西境

右件壘田正稅壹伯陸拾壹充價直與沽同郷戸主從八位下志羅岐酒人既記望請依立券文爲證如件

貞觀七年九月十五日

志 羅 岐 酒 刀 自 女
相 沽 姑 志 羅 岐 乙 世 女
保 證 和 部 安 麻 呂
郷 長 百 濟 民 麻 呂
主 帳 蟹 守 連 吉 城

郡判許之

副撰大領正八位上 百濟公氏麻呂

擬小領八位下 百濟公秋奴志

擬小領无位 百濟公大川

住吉郡

住道 ムムザと訓す。その地中古より河内國に屬せり。今中河内郡矢田村に字住道あること既に説けり。その河内國に屬したる年代は(國郡沿革考)に大乘院寺社雜事記に文明十四年、細川政元、島山義就と和し、關郡を取つて河内十七ヶ所を還したること見えれば、此頃、義就の住道郷を河内に併せしものたるべしと云り。

大羅 大依羅を修したるなり、オホヨサミと訓す。大依羅氏の地なるが故に稱したるなり。上古依羅と稱したる地は廣くして河内國にも互れり、同國に依羅郷あり。今の本郡依羅村長居村南百濟村より中河内郡の矢田村三宅村天美村等の地はその疆域たりしなるべし。猶田邊の地も上古は依羅のうちなりしなり。(天孫本紀)に依羅田邊あり以て證すべし。(河内西琳寺文書)に天平十五年帳と云を引て僧沙彌の貫屬を記せる條に僧行會、攝津國住吉郡大岡里人云々とあり。岡は即細の省にて大岡はオホヨサミなり、ヨサミは寄せ網の意なり。大依羅氏は漁獵に従事したる民を統督したるなり。

杭全 クマタと訓すれどもちかくはクヒマタと訓せり。(西大寺田岡目錄)に住吉郡久比萬多郷とあり。平野、喜連村の地を後に杭全郷といふ、是れその故地なり。

餘戸 訓東生郡に同じ。(攝津志)には餘戸已廢、存山内村とあり。或は安部野村を以て餘戸野の轉せり。

榎津 エナツと訓す。墨江村遠里小野に拵津谷あり、拵津寺の址あり。拵(開口神社文書)康永二年十一月十日島地賣渡狀に合壹段半者皇子北在攝津國住吉郡拵津郷之内とあり。皇子は堺王子社なり。堺常樂寺の(寺記)に寺地を、榎津郷とし、又先年淺香山近傍稻荷社附近にて榎津橋と刻せる四尺許の苦石を發見せりと云ふ。榎津郷は遠里小野より泉北郡向井村堺市の北半に互りてその故地なり。

神戸 (和名抄)に載せざれども、(住吉神社神代記)に住吉郡神戸郷墨江住吉大神とあり。諸國の大神ある地には多は神戸郷あれば、本郡にも在りしなるべし。神戸は即住吉神社神封の地なり、カンベと訓すべし。右の神代記に據れば住吉神社のあたりその故地なり。神社神封の事は住吉村住吉神社條參照すべし。

郷里の制の外に條里の制あり。班田地の位置を指定する爲に野山田畠の地を一様に東西南北縱横に

正方形に區劃したるなり。一步一段より起りて面積を以て區劃せり。大寶の制にあらざれども大寶後二三十年間の間に制定せられたるものなり。その制、方六十步即三百六十步(一町)を一坪とし、卅六坪(方三百六十步)を一里とす。この一里の面積の地を西より起りて東に三十六里あるを一條とす。即一條は南北三百六十步、東西一萬二千九百六十步なり。これを二條三條と南より北に追て三十六條に至るものとす。その條里の稱は應仁文明の頃まで存せる地あり。本郡に於てその名の見えたるは〔四天王寺手印緣起〕に攝津國東生郡三條一里云々、二里、四條二里、三里、四里。住吉郡十一條二里、十二條一里とある是なり。

莊 中世權門社寺諸國に莊園を占有してより郷里の制壞る。(玉葉)養和二年七月廿四日條に傳聞、攝津國爲法皇之御沙汰、國內之庄園併停廢、其所出可及六萬石、一所家領多在其中云々とあり。龜山天皇文應元年攝津國司の奏狀に貪婪の徒、膏腴の地を求めて力を權家に假り、己が庄園と稱して國宰に従はず、私使を差遣して暗に阡陌を定め、恣に立券す、郡司等由緒を陳すれば其身を召禁し陵轢す。此の如き輩所部に充滿す。國の巨害斯事にあり。又、神社佛寺司庄園寄人等土民、作田を以て暗に賣買と稱し、官物を遁避し、國務を對捍す云々とあり。伏見天皇永仁元年の攝津國解に當國の本田萬二千五百二十餘町也、中古以來神社佛寺領權門勢家庄逐年蜂起し、任毎に倍增し、其外本所の加納と號し、又は寄人の名田と稱し、恣に虜掠し、遺る所の公田其數幾ならず。就中本免百

町の莊にして二三百町を籠領す。莊園近邊の田園は莊司に對しては公田と稱し、國司に遇ては莊領と云ひ、巧詐をことゝす。又本免十町と雖も恣に四至を堺限して數百町を籠領す、云々。莊園以て攝津に於ける莊園の盛なりしを知るべし。然とも本郡に於ける莊園につきては詳ならず。確なるものに見ゆるところのものは〔後宇多天皇御領目録〕に生魂新莊〔中右記〕〔永明院文書〕〔近衛家文書〕〔北野神社文書〕〔永正以來官司引付〕等に榎並莊〔秋野坊日記〕に新開莊〔北野神社文書〕に郡戶莊高津〔蓮如消息〕に生玉莊〔多田院文書〕に善源寺莊〔前田家所藏文書〕に堺北莊。堺市眞宗寺藏聖德太子畫像裏書に文明二年二月、住吉郡堺北莊山口眞宗寺とある等あり。以上の内榎並、新開兩莊の地は現今郡外に屬す。〔東鑑〕建久元年四月造大神宮役夫工米未濟成敗の目録に攝津國平野とあり。莊か郷か詳ならず。川邊郡にも平野あり、孰かまさかまた詳ならず。平野は同地の〔熊野社記〕に古は杭全莊と稱す。嵯峨帝これを坂上廣野磨に賜ひ、子孫世襲す。因て廣野郷と號く。今平野と云ふは訛なり、とあり。この説據る所を知らず。

榎並莊〔中右記〕永久二年九月十一日條、元永二年二月廿三日條にその名出でたり。當時より存在したるを知るべし。後には上下の兩莊に分れ、各莊また東方西方に分れたり。上莊東方及下莊東西二方は近衛家所領廿五ヶ所の一なり。其沿革等は詳ならざれども、又上莊西方は今出川家の所領たり。建武の初、今出川兼季の訴によりて、後醍醐天皇は攝津守護楠木正成に命じて上莊西

方下司職を妨する者あるを停止せしめられ、建武三年十一月廿八日、光嚴院々宣を下して、近衛家をして榎並莊等を安堵せしめらる。此後近衛家領は北野神社に寄せられたるなるべし、北野神宮寺領たり。長祿二年四月、將軍義政、御教書を下して榎並上莊半分下莊東西其他の宮寺領を法眼禪親をして安堵せしめ、文明十四年十二月十八日には同地を松梅院禪椿をして安堵せしめたり。又寛正二年四月、同北野貞福院禪海をして安堵せしめたる榎並莊西方同上莊東西四分一は、榎並莊の一部分にして別の傳領となりしなるべし。松梅院、貞福院は北野社の社僧なり。天文十年十二月、下莊東方西方とも所務の妨をなすものあり、以て北野神事退轉を致すを以て、勅ありて停止せしめられたり。往古より榎並莊内東方及高瀬より伊勢兩神宮に神税を納め、以て諸神事に奉幣す。天正九年六月、兩神宮神官より奏上して、定例に任せて勅裁を蒙り、徵納せんことを請へり。この東方は上莊か下莊か明文なし。高瀬は北河内郡三郷村高瀬是なり。同村世木村に高瀬神社あり。この邊まで榎並莊のうちたりしなるべし。榎並莊の域は寢屋川以北にありて〔攝津志〕には野田、中野、津上江、善源寺、友淵、毛馬、赤川、葱生、中、江野、南島、森小路、今市、千林、貝脇、上辻、馬場、般若寺、別所、下辻、今福、蒲生、關目、内代、野江の二十五ヶ村を以て其域とせり。然ども〔多田院文書〕康暦二年七月の御教書に攝津國善源寺莊東方地頭職諏訪三郎左衛門入道跡事とあれば、善源寺は榎並莊内にあらざりしなり。又友淵なる廢盛福寺の文永十一年の鐘銘疑しき點に舳

攝津國榎並下庄東領家職事、如元可令領知給之由、所被仰下也、仍執達如件、

德本

嘉吉二年十二月三日

彌判

竹内大僧正御房

〔永明院文書〕

前右府今出川被申、攝津國榎並上庄西方下司職事、雜掌申狀如此、子細何様事候哉、早可止其妨之由、被仰下之狀如件、

八月九日

右中辨〔花押〕

楠木判官館楠木
正成

〔北野神社誌〕

北野宮寺領河内國八箇所、同鳥頭庄、攝津國榎並上庄半分、同下庄東、郡戸庄、富田庄、鶴飼瀬位時枝、丹波國桐野牧河内村十七町、丹後國時武保、但馬國氣比庄、美作國吉野保、林野保、山城國池田庄一圓、近江國中郷並西方木地頭職、同國八坂庄、越前國社庄、加賀國福田庄領家山代本郷半分、長崎保豐田内二町餘、富壽庄小泉保、能登國菅原庄、飛騨國荒木郷等事、如元所還付也、早法眼禪親領知不可有相違之狀如件、

長祿二年四月十六日

右近衛大將源朝臣花押足利
義政

〔同書〕

北野社領攝津國榎並庄西方、同上庄東西肆分一、同國熊野田領家職半分等事、所還付貞福院禪端也、早如元全領知、可致祈禱精誠之狀如件、

寛正二年四月十九日

左大臣兼近衛大將源朝臣花押足利
義政

〔同書〕

北野宮寺領攝津國榎並上庄半分、下庄東西同所職、同國郡戸庄、越前國社庄等事、寶成院明充難申子細不能許容、早任御寄附以來數度證文之旨、松梅院禪椿領知、不可有相違之狀如件、

文明十四年十二月十八日

准三宮花押足利
義政

〔北野神社文書〕

仰天文十
十二年五月

北の、社りやうつのに及なみ下ひかしかた下にしかたりやうけしきの事、ちかきころそのさいたしははゆへ、神事たいてんし事、しかるへからすま御ほしめしは、天下の御ためにてはへは、きま御ちそうはて、神事もたいてんなきやうにはは、しかるへくおほしめしはえしよし申されは、このよし御心えはて御ひろ申はへくはかしこ、

御ちこの御中御ひろはへくは

新開莊 附木村 四天王寺の所領たり。興國元年及正平六年吉野朝廷より從來の相傳に依て知行せしめらる。〔南山巡狩録〕に曰く興國元年七月二十八日、攝津國四天王秋野坊相傳にまかせ、攝津國新開莊知行すべきよし、行宮より繪旨を賜ふ。〔四天王寺秋野坊日記〕正平六年二月二十八日、是日、四天王寺三昧院領新開莊、興國中の勅裁にまかせ申べきよし、法眼某、行宮の勅命を奉りて

播磨坊の許に國宣を賜ふ。(秋野坊日記)と。その域は〔攝津志〕に深江・新家・大今里・東今里・西今里・左專道・永田・天王田・中濱・本莊・鳴野の十一ヶ村とせり。

四天王寺領には別に木村あり、離宮八幡宮文書に收むる正和四年十月九日藤原親成の請文に爰天王寺領木村住人七郎男並得願法師等號津料押取在胡麻之由神人等觸訴候之間任御下知之旨雖相觸候不叙用候云々と見ゆ。こは今の鶴橋町木野なるべし。

五箇莊〔攝津志〕に堀・追分茶店・杉本・山内・吾孫子・前堀・庭井・船堂・北花田・大豆塚・荻田・奥の十二ヶ村を以て五箇莊とせり。五箇莊の事所見なし。猶尋ぬべし。

中村御厨 城北村中村是なるべし。(或云有馬郡中村なるべしと。)御厨とは伊勢太神宮の領地なり。即神宮の莊園なり。この御厨田三十七町歩あり。元は藤井中納言(中納言の姓名未だ考へず猶尋ぬべし)の莊園なりき。承安五年、中納言、宿願ありて神領に寄進したるなり。後世この御厨の事見え、何時代まで神領たりしか詳ならず。

豊臣秀吉諸國を檢地し、莊名を廢し、郡は直に村を統ふるに至れり。本郡の檢地は文祿三年なり。其後莊名を稱するあるも、ただ因襲によるのみ。

關郡 百濟郡の廢絶したる年代詳ならず。室町時代に至りて關郡の稱あり。〔攝陽群談〕に曰、後世百濟の郡里を關て東生の大郡に従ふ、因て中古の人東生關郡と書り、近歲關の字も除て百濟の郡里

斷絶すと。關郡の名の起因は百濟郡の廢絶に因て起れるなるべしと雖も、東成關郡と稱したるは徳川時代になりての事なり。關郡の稱は官家置く所の稱にあらず。國人私に稱する所なり。其由來久しく、亦諸國に例多し。常陸國に吉田郡・佐郡郡・伊佐郡・關郡笠間郡あり、越前國に南條郡、吉田郡あり、皆私稱なり。關郡のものに見えたるは〔長興宿禰記〕文明九年九月に攝津國欠郡、同十四年三月に攝州カケノ郡とあるを初とす。文明十四年の〔多田院文書〕にも攝州缺郡善源寺村御敵亂入近年不致所務と見ゆ。欠郡と稱したる區域は足利時代の私稱に出しものなれば、正しき區域はあらざりしなり。住吉郡の喜連杭全堀前堀より、北は淀川を越えて西成郡に及べり。〔細川兩家記〕天文十二年條に欠郡内喜連杭全と云處とあり。〔足利季世記〕には欠郡十七箇所、欠郡中島とあり。十七箇所は河内に屬す。〔兩家記〕には河内の十七箇所とあり。中島は西成郡に屬す。文祿三年榎並及天王寺村の〔檢地帳〕欠郡とあり。元和元年〔千林村檢地帳〕攝州欠郡榎並の内、〔寛文十二年宗旨改帳〕關之郡大今里村、生野村大字田島八阪神社神體木造鏡裏書に承應二年二月六日、攝州關郡東成田島村。天和三年の〔堺鑑〕に攝州關郡桑津村。猶例多し。玉造も關郡玉造郷と稱す。欠郡は私稱なるが故に正しく東成郡の稱をも用ゐたるあり。その例は〔蓮如上人消息〕(第四帖)に當國攝州東成郡生玉莊大坂と云所とあり。欠郡の稱を用ひざるに至りしは延寶七年の檢地の時にあるなるべし。同時の〔檢地帳〕は東成郡とあり。また榎並莊は西成郡を稱せり。盛福寺鐘銘に攝津國西成郡船淵庄文永十

一年甲戌 卯月九日、下辻村願正寺佛書の裏書に明應三年二月西成郡放出下辻村、又古市村大字千林馬場口治助文書千林真光寺に關する書類に慶安元年七月十一日攝州西成郡榎並の中高瀬高瀬山專宗寺同じ真光寺の一世信教の書に「私居所之郡、前には西成郡と申候へ共、八年前より萬年長十郎殿御改にて、東成郡に罷成候、元祿七年戌十一月二十五日」とあり。西成郡欠郡混用したりしなり。

東生郡住吉郡 東生・住吉兩郡の疆域も初は相混淆せり。〔寛文印知集〕には猪飼野村・腹見村・大友村林寺村、新家村も林寺を住吉郡とし、〔攝陽群談〕も林寺の外は住吉郡とせり。又〔寛文印知集〕に七道村・荊田村を東生郡とし、〔攝陽群談〕に住吉郡の島村・大豆塚村・鷹合村に註して一説東生郡に屬す。或は東生郡に屬する説あり、なごせり。郷里の制亂れて後久しきに互りしかば、郡名を失ひしにもやあらん。攝陽群談は元祿年間の編述なれば東生・住吉二郡の疆域の確立したるは延寶の檢地の時よりは猶後なるが如し。〔攝津志〕載する所は後の疆域なり。本書は享保の刊行なれば、その郡域の定まりしは或は元祿年間にあらん。左に〔攝津志〕所載の村里を擧げん。猶〔攝津志〕に據れば西成郡の勝間舊作古妻中在家、今在家、新家中在家今在家二村出戸の四ヶ村は住吉郡に屬したるを、慶長十四年西成郡に編入したるなり。

〔攝津志〕 住吉郡村里

堺北莊 住吉町名一は安立町なり 島 遠里小野 寺岡 堀屬邑 追分茶店寺岡、堀二村出戸 杉本 山ノ内 吾

孫子 前堀 庭井 船堂屬邑 北花田屬邑 大豆塚 荊田 奥屬邑 平野町名七屬邑四 東喜連 中喜連
西喜連屬邑 湯屋島屬邑 鷹合 砂子 猿山新田 松原新田 南田邊 北田邊 桑津 新家桑津及東生郡林寺二村出戸 淺香 七道 茶屋新田淺香以下今無民居

東生郡 村里
大坂谷町通りを以て西成郡との堺とす 天王寺屬邑 阿部野 東高津 北平野 南平野町名四 國分屬邑 林寺屬邑 舍利寺 田島 猪飼野屬邑 岡 木野屬邑 小橋 中川 片江 大友 腹見 深江 新家梁江及河州澁川郡足代兩村出戸
大今里 東今里 西今里 左專道 永田 天王田 中濱 本莊 鴨野 中道屬邑 森 野田 中野 萍上江 善源寺 友淵 毛馬 赤川 慈生屬邑 中 江野 南島 森小路 今市 千林 貝脇 上辻 馬場 般若寺屬邑 別所 下辻 今福 蒲生 關目 内代 野江 放出

堺北莊は今の堺市の北半にして、熊野町以北なり。而して大和川以南なる諸村は庭井新田・淺香山七道領北側に飛地あり 南島新田・花田新田・船堂村・北花田村・萬屋新田・北花田船堂・立會流作・大豆塚村・奥村及庭井・遠里小野二村の飛地なりとす。明治元年府縣設置に際し大阪府堺縣管轄上の便宜に従ひ、十二月大和川を以て府縣の境界とし、川南の諸村を堺縣に屬せしむ。(其石高二千九百二十八石八斗五升三合餘なり。二年九月二十日、大阪府管轄と定めたる諸村を卅日堺縣に復す。大豆塚・奥・萬屋新田・北花田・南島新田・庭井新田・花田新田・〔府治要覽〕に四年八月住吉郡の地三百六十石九斗一升九合九月四十四石二升三合を

堺縣に移す。その地詳ならず。七年八月四日七道領 大和川以南、初より堺縣に 移さざりしにや尋ねし、を同縣下に移す。以後大和川を以て國境とす。左に府縣區域制定に關する文書を收めて參照に供す。

今般府縣之制度被取建、大阪府は攝州八郡河内一圓を管轄し、堺縣におひては泉州一圓を管轄すべき之大令有之候處、元來攝泉國境は境市街之中央大小路に候得共、徳川氏之砌、河水は堺奉行に屬し、堤防は代官に屬し候を以、一新之後に至り候而も、川床は自ら境縣に屬し、堤防は當府に支配いたし有之候中、今夏水害以來北岸堤防築造方に付、全河を支配不致而は水勢不都合之次第も有之、且前條攝河者當府より支配致し候様被仰付、而右大和川者攝州地上を流れ居候之故、旁以川床共當府より支配いたし候様相成不申而者不辨に有之候に付、先達而も橋本基之助を以彼縣の旨趣及問談候處、知事被申聞候は、根元攝泉之境は古書舊圖等にて前件之通、境市街之中央大小路と申處に有之、依而は當縣役所共悉く攝州土上に屬し候得ば、必攝泉之疆域を分つ時は役所を南へ遷し、境の市井を中分致し候外致し方有之間敷、乍併左候得ば堺一つ之街を兩所より支配いたす様相成、萬事不辨に有之は必然に付、有來之儘境役所は攝州地上に在つて、舊幕府之砌支配致し來候通、大和川は當縣より請持之方便利可有之旨申聞候、然に封疆之儀は至重之事件にも有之、且河水は彼縣に屬し、却而水南之村を當府より支配いたし候而は事務相混じ、自ら民情にも關係不少候得ば、今般斷然大和川中央を以支配境とし、以南之村々境縣に引渡候様内儀相濟、彼縣よりも右之段可申出候間、御確儀之上右様御沙汰有之度候事。

十一月十六日(元年)

行政官

大阪府

(指令)雙方之便利分明なる上者、申出之通可致事。

一大和川中央を以大阪府縣之分界とし、以往水南之村々は境縣之支配たるべく、勿論兩堤は各方より支配可致事。但し堤數高き馬踏等、双方立會之上定限取極置、萬一舊規改革之議者申談之上取極可申事。

一大和橋は堺縣に可屬事

一大和川以南之村々田畑以北に相渉り候分有之、同以北之村々田畑以南に渡り候分有之、右者以北に住居致し候人民は以北に支配すへきは勿論なれども、以南之田畑に付而之公事訴訟等一切は、以南より取扱可申、以南に住居いたし候者も同様之事。
一兩堤之中央に逐而新に水路掘開らき可申事。
右之條々双方無違背相守可申事。

大阪府

追々及御相談候支配境之儀、去る二十四日辨事より御達之趣に付ては、大和川南之村々御引渡可被下候付ては、右村々其義心得方は貴府より一應御達被下候事と存候、尙高付帳面之類は御指越可有之哉、此方より請取人指出可申哉及御打合候、將又遠里小野村は元大久保領と存候、大久保者當時謹慎中かと存候、收納米等如何御處置候致事知度候。以上
十月二十九日

司農局

堺縣

尙以大和橋下に住吉社領新田有之と存候、住よしにも一應は貴府より御達有之儀と存候得共、是又爲念及御打合候事。

町村及郡域 明治二十二年四月、町村制實施に際し、新に町村を立て、西成郡なる西高津村・清堀村を東成郡に編入す。二十九年四月一日、東成住吉二郡を併合して東成郡とす。東成の二字は古來東生と書したりしが〔蓮如消息〕に東成とあるを初見とす。爾來東生東成を互用し〔寛文印知集〕及徳川時代の著書には東生とあれども、私文書等には東成を用ひ、郷帳等は之に倣ひ、以て一般に慣用するに至れり。三十年四月市郡境界を更正す。凡町村制實施後町村の變遷は次の沿革町村制の實施及

町村の廢合條に詳にせり、參照すべし。

明治以前の沿革 國造及津守 上古、難波國造を置かれたりしや否や今詳ならず。神武天皇五國造を定められし時の凡河内國造は、今の河内國のみならず、淀河以南の一帶の地を和泉國にかけての國造たりしにはあらざるか。凡河内忌寸は攝津國に貫し、又〔續日本紀〕に攝津國造凡河内忌寸石麻呂あり。こは實の國造にはあらで、姓の國造なれども、その祖の凡河内より別れて攝津國造たりしことある、その氏族の末にてあらざりしか。當時和泉は河内の國のうちなりき。又津守連あり、難波津ノ事を管掌せり。この氏族の難波國造のことも兼ねたりしか。其頃の郡の北部の地は大和川・淀川・河内川の諸川會湊して、郊澤曠渺たり、鯉江町より中本町の邊まで生玉玉造の東に深く入江をなし、玉造江・小椅江となれり。其他郡内には沼澤多かりき。今も諸所に殘れる沼澤にて往古をしのぶべし。當時代にありて本郡の地名のしられたるもの住吉國・依網・住道・咋俣・鱈生野・桑津等なりとす。後世郡となり郷となる。

難波の眞郡 仁德天皇難波に都す、これを高津宮又難波宮又忍照宮と稱す。生玉の地にあり。難波の地河水洶濤して霖雨に逢へば海潮逆上して民害を爲す、十一年十月、宮の北郊を鑿して南水を導きて西海に入らしむ。之を堀江と云ふ。南水とは大和川及河内よりする諸川を云へるなり。又茨田堤を築く。二の斷間あり、修築し難し。武藏の強頭、河内茨田連^{コトキ}衫子を以て河伯を祭りて修築するを得たり。十四年十一月、猪甘津に橋を架す、又大道を京中に開き、南門より直に丹比邑に達せしむ。橋は是道に當れるなるべし。

三韓隸屬してよりその使者の爲めに難波に三韓の館あり。仁德天皇此に都せられたる時よりのものなるべし。皆難波大郡に在り。推古天皇十六年、唐客裴世清の爲に新館を造れるも此地にあり。欽明天皇二十二年、此地にて諸藩の使者を次序して新羅を百濟の下に列せしめ、新羅の使怒る。推古天皇十六年、唐客を難波大郡に饗す。舒明天皇二年、三韓館を修理す。皇極天皇元年、諸大夫を難波郡に遣して、高麗國貢する所の金銀及其献物を檢せしむ。又高麗の客を饗せり。皆此地にての事なり。

崇神天皇六十二年、依網池を作る、以て灌漑に資せんが爲なり。仁德天皇の時及推古天皇の時、依網池を作ると〔記紀〕に見えたるは、淺せ或は崩れなごせるを修理し、或は擴められたるにてもあるべし。

推古天皇元年、聖德太子四天王寺を難波の荒陵に造る。是より先き敏達天皇の六年に大別王、百濟より還り、百濟國王献せし所の經論若干卷及律師禪師咒禁師造佛造寺工を持來りしかば、是を難波の大別王寺に安置せしめらる。大別王寺は後の難波の百濟寺にや。齋明天皇の時、百濟僧義覺來朝してこの百濟寺に留れり。

孝徳天皇難波長柄豊崎に都し給ひ、大化二年蝦蟇行宮に御す。白雉元年味經宮に御す。蝦蟇は即高津宮なり。味經宮は又大郡宮と稱す、難波大郡の意なり。高津宮、味經宮の宮址、及四天王寺今は郡外に屬せり。

住吉津 神功皇后新羅より凱旋し瀬戸内海を京に還り給へる時、忍熊王窺窬の志を懷き、軍を率ゐて住吉に屯せり。皇后、忍熊王の師を起して待つと聞きて、武内宿禰をして皇子を懷いて南海を廻りて紀伊水門に泊てしめ、皇后の船は直に難波をさしたるに、船進まず、更に武庫水門に引還してトはしめしに、住吉の三柱ノ大神の神誨ありしかば、三神を大津湊中倉の長峽に鎮座し祀りしに、海上滯なかりき。忍熊王は軍を引て免道に至りしかば、皇后は紀伊に皇子に會して群臣と議し、遂に忍熊王を討ち平げたり。仁徳天皇の時住吉津を定めらる。此地を大津の湊中倉と云へる大津は往古よりの津濟たりし故なり。此時津を定むとは住吉神の鎮座の地なるからに、外國往來の要津とせられたるにもやあらむ。(或は此時津守を置かれて津事を管掌せしめられたるを云へるなるか)雄略天皇十四年、身狹村主青等、吳國の使と共に吳國献する所の手末才伎漢織・吳織及衣縫兄媛・弟媛等を率ゐて住吉津に着岸せり。是月吳客の爲に磯齒津路を通して吳坂と稱せり。異國の事は住吉神のしろしめす所なるからに、遣唐使はこの神に祈願をこめて一路の平安を禱り、この津より出帆せり。〔萬葉集〕天平五年贈唐使歌一首並短歌作主。そら見つ大和の國、青丹よし平城の都ゆ、おして難波にくたり、住吉の三津に舶乗り、直

の渡り日の入る國に、遣はさるわか夫の君を、かけまくのゆゝしかしこき、墨吉の吾大御神、船のへにうしはきいまし、船ともに御立しまして、さしよらん磯のさきへ、こぎはてむ泊々に、荒き風浪にあはせず、平らけく率てかへりませもとの國家に、とあり。此時の事を〔續日本紀〕には自難波津進發とあり。齋明天皇の時の伊吉連博徳の記に發自難波三津之浦とあるも、或は住吉の津なりしなるべし。住吉津は上古に於ける支那文明輸入の一要津なりき。

由縁の人及氏族 日本武尊の子息長田別王の子に杖俣長日子王一に杖俣あり。仁徳天皇の王子に住吉仲皇子あり。共に住吉郡の杭全住吉を其名に負ひしにてその處に住まれしなるべし。應神天皇十三年、天皇日向より諸縣君牛諸井の女髮長媛を徴して桑津邑に居らしめらる。履仲天皇の時、鷲住王住吉邑に居る。欽明天王の時大伴大連金村の宅、亦住吉に在り。其址堺北履仲天皇の時、難波玉作部鯉魚女と云へるあり。住道人山寸に再醮せり。

以上は上古本部に關係あるものとして、〔古事記〕及〔日本書紀〕に所見あるものなり。又本郡に本居を有したる氏族は今尋ね得べきもの少からず。次に列擧すべし。

依羅氏その本居は依羅郷なり。〔新撰姓氏錄〕攝津皇別に依羅宿禰、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也とあり。依羅我孫姓も同族なり。〔古事記〕に建豊波豆羅和氣王者、依網之阿毘古等之祖也と見ゆ。彦坐命、建豊波豆羅和氣王は共に開化天皇の皇子にして兄弟なるが故に、互に誤り傳へたるなるべ

し、但何れが正しかるべき詳かならず。神功皇后、依羅吾彦男垂男をして住吉神を祭る主とせり。仁德天皇の時、依網屯倉の阿弭古、異鳥を捕へて天皇に献ず、天皇、百濟人酒君をして養馴せしめ、依網甘部を定められたり。依網屯倉は何時代に定め置かれたるか詳ならず。皇極天皇元年、河内、依網市倉の前にて百濟王子翹岐等を召して射獵を觀せしめらる。此時國境確ならざれば河内ともいへるなるべし。天平勝寶二歲八月に攝津國住吉郡人外從五位下依羅我孫忍麻呂五人に依羅宿禰姓を賜ひ神奴の意支奈、祝の長月等五十三人に依羅物忌姓を賜へり。この物忌姓の人も同族にて住吉神に奉仕したる者なり。さて依羅とは寄網の意にて、網を張りて魚鳥を捕る職なるか、後地名となりて其依羅の地に住む網曳の由にて依羅我孫とは氏の名に負たりけむ。今の我孫子はその名の残れるなり。〔姓氏錄〕に依羅連あり左京及右京に貫す。饒速日命の後なり。河内神別に物部、依羅連あり、神饒速日命の後なりとあれば、依羅連は本貫河内なり。又蕃別百濟の依羅連あり、是も本貫河内なり。和泉國神別に網津守連、火明命男天香山命之後也とあるは、或はこの依羅姓の津守となりたるものなるか。吾孫は又〔姓氏錄〕攝津國神別、我孫、大已貴命孫、天八現津彦命之後也。同國未定雜姓に我孫、豊城入彦命男、八綱多命之後者、不見と見えたり。是等は地名にはあらで職を以て氏に負へるなるべし。又未定雜姓の本居は或は和泉國にあらざるか。和泉國未定雜姓に我孫公、豊城入彦命男倭日向健日向八綱多命後者、不見とありて、和泉に網曳厨あること延喜の内膳司式に見えたり。

〔舊事記〕天孫本紀に物部大市御狩連公、此連公敏達天皇御世爲大連奉齋神宮、弟物部倭古連公、依羅田部連等祖と見えたるは、田邊郷に本居を有せしなるべし。或は依羅の屯倉の田部の意にや。田邊史、田邊宿禰は〔姓氏錄〕右京皇別に田邊史、豊城入彦命四世孫、大荒田別命之後也。大和神別に田邊宿禰、神魂命五世孫天日鷲命之後也。右京諸蕃別に田邊史、出自漢王之後知摠也とあり。その本居は孰れか本郡の田邊郷にあるべし。氏人の史に見えたるもの多し。〔雄略紀〕なる田邊史伯孫は蕃別に屬す。〔正倉院文書〕天平右京三條三坊戶籍に攝津國住吉郡田邊郷戶主正七位上田邊史眞立あり。多米連は〔姓氏錄〕攝津神別に多米連、神魂命五世孫、天比和志命之後也と見ゆ。〔神名式〕に住吉郡多米神社あり。此氏人の祖神なるべし。社、今は廢絶したれども、址は長居村に在り。多米は美稱なり。成務天皇の時小長田といへる者。大炊寮に仕奉りて御飯を奉りけるに、その御飯香美なりければ、特に嘉名を賜ひて朕御多米と云事を負せ給ひしがもとなり。津守宿禰は〔姓氏錄〕攝津神別に津守宿禰、尾張宿禰同祖、火明命八世孫、大御日足尼之後也とあり。津守は住吉の津事を司る由の官名なり。元は津守連と云ふ、天武天皇十二年津守連姓宿禰を賜へり。〔日本書紀〕神功皇后の卷に津守連之祖田裳見宿禰とあり。田裳見の系は大御日足尼に出でたるなるべく、然るが故に〔書紀〕にはかく云るなるべし。氏は外國に使したる者多し。欽明天皇の

時津守連(名缺く或云津守連己麻奴跪)を百濟に遣し、皇極天皇の時津守連大海を高麗に遣し、齊明天皇の時大仙下津守連吉祥を唐國に遣さる。又寶龜九年の遣唐使の中に主神津守宿禰國麿あり。津守氏は住吉神に奉仕するからに外國に遣されしなるべし。又住吉郡の大領たりし人に天德三年に津守貫茂、津守宿禰茂連あり。茂連は鎮守府軍曹正六位上たり。津守氏の裔は今に絶えず住吉神社に奉仕せり。

住吉朝臣は(續日本紀)に延暦十年夏四月乙未、近衛將監從五位下兼常陸大椽池原公綱主等言、池原上毛野二氏之先出自豐城入彦命云々、伏望因居地名蒙賜住吉朝臣云々依請賜之とあり。住吉は住吉郡の住吉、又は兔原郡の住吉なるべし。

荒々公は(姓氏錄)攝津國諸蕃任那に荒々公、任那國豐貴王之後也とあり。霰松原その本居なるべし。住道首は(姓氏錄)攝津國未定雜姓に住道首、伊弉諾命男素盞鳴命之後者、不見とあり。住道郷を本居とす。

難波は(姓氏錄)河内國皇別に難波忌寸、大彥命之後也。難波、無姓なり難波忌寸同祖、大彥命孫波多武彥命之後也。又右京蕃別に難波連、高麗國好太王之後也とあり。皆難波國を名に負るなり。難波、忌寸は難波吉士日蚊香の末なる草壁吉士より出でたるべきを、大彥命蝦夷を征すべく赴きし途に拾ひ得たる嬰兒の、後に得彦宿禰と名けし後なりとの説もあり。日蚊香は大草香皇子に仕事せり。安康

天皇の、皇子を攻め殺されし時、日蚊香父子はその冤なるを傷みて殉死せり。吉士氏は島下郡今島郡に吉志部村あり、その本居なるべし。

百濟郡は百濟國人の居所たりしが故の名なり、もとは百濟野邊に居を占めたりしなるべし。百濟は本國の號なり、百濟國の歸化人は皆百濟を氏としたるには非ず、この地に居りしもの百濟を氏としたるものなるべし。(姓氏錄)に收めたる百濟氏の者は左の如し。

左京諸蕃 百濟朝臣、百濟國都幕王三十世孫、惠王之後也。

百濟公、同王二十四世孫、汶端王之後也。

右京諸蕃 百濟主、百濟國義慈王之後也。

百濟伎、同國都幕王孫、德佐王之後也。

和泉蕃別 百濟公、百濟國酒王之後也。

未定雜姓左京 百濟氏、百濟國牟利加佐王之後者、不見。

此等諸氏の本居は皆必ずこの地なりとは定め難しと雖も、試に列舉せるなり。

王朝時代の管屬 攝津國は延暦以前は國司を置かず、攝津職を置いて管掌せしめられたり。攝津職とは國司の職なれども、京官に列せられたるなり。是仁德、孝德兩天皇の奠都の後、天平十六年、聖武天皇の奠都あり、又、歷代行宮あるが爲なり。神護景雲三年、河内國山義宮を以て西京と爲し、河内職を置かれたるが如し。今に攝津職帶津國とあるは、難波京城を掌る職にして、津國を兼掌す

る謂なり。職とは中宮職左京職大膳職等の職に同じ。役所の謂なり。長官を大夫と稱し、次を亮、大進、大屬とす。延暦十二年、難波大宮を廢せられたるを以て職を停めて國と爲し、職名を襲用して攝津國と稱し、國司を置く。國に三等あり、攝津國は上國に屬す。上國には長官を守とし、次以下を介・椽・目とす。

天長二年三月三十日、江南四郡、即東生、西成、百濟、住吉の四郡を和泉國に隸す。同年閏七月二十一日、和泉に隸するを停めて攝津國に還附す。百姓騒動して私業を顧みざるが爲なり。

郡には攝津職の時代より諸國の如く郡司を置かれたり。各郡々家の位置は百濟、住吉郡は考ふべからず。東生郡に郡家郷あり。是郡家の所在地なり。郡には郷里の數に因て大上中下小の五級に分たれ、郡吏の員數相異なり。大郡には大領官長少領各一人、主政・主帳各三人、上郡には大領少領各一人、主政・主帳各二人、中郡には大領少領・主政・主帳各一人、下郡には大領少領・主帳各一人、少郡には郡領・主帳各一人とす。大少領を郡司と稱す。聖武天皇天平十一年、郡吏の員を減す。大郡には大領少領・主政各一人、主帳二人、上郡大領少領・主政・主帳各一人、中郡、下郡大領少領各一人、少郡舊に依る。東生郡は或は上郡なりしなるべし。百濟・住吉は考ふべき所なし、或は下郡なりしなるか。郡司の名の今知り得べきもの左の如し。

天平寶字五年三月七日

東生郡擬大領正八位上難波忌寸

演 勝

神護景雲三年九月

擬少領少利位下日下部忌寸

主 守

東生郡擬大領正七位下難波忌寸

擬少領无位日下部忌寸

人 綱

副擬少領无位日下部忌寸

諸 前

主帳无位 高向毗登

眞 立

天德三年十一月十四日、住吉郡大領津守貫茂死闕の替補として、前鎮守府軍曹正六位上津守宿禰茂連を大領に補せらる。

〔類聚符宣抄〕

攝津國司解 申重請官裁事

請被以_レ前鎮守府軍曹正六位上津守宿禰茂連_ニ補_テ任管住吉郡大領死闕_ニ狀

右件茂連、越_レ次被_レ補_テ件貫茂死闕_ニ之狀、言上早了、而未_レ蒙_レ裁許、郡務多擁、今件茂連、譜第正胤、奕世門地、試用擬任、性識清廉、足_レ爲_レ郡領、謹案_ニ格條_ニ、詮_ニ擬郡司_ニ、一依_ニ國定_ニ者、重望請_ニ官裁_ニ、以_レ件茂連_ニ越_レ次被_レ補_テ任件郡大領職、將_レ令_ニ勤_ニ郡務_ニ、仍錄_ニ事狀_ニ、謹請_ニ官裁_ニ、謹解、

天德三年四月五日

從七位上行六人部 宿 禰 是 興

守從五位下藤原朝臣安親

正三位行中納言藤原朝臣師尹宣、奉_レ勅、前鎮守府軍曹津守茂連、依_ニ國解文_ニ宣_ニ越_レ次_ニ、補_ニ任攝津國住吉郡大領津守貫茂死闕_ニ之替、

同年十一月十四日

大丞 大江 齋 光 奉

河内川開鑿 延暦七年三月、攝津大夫和氣清麿、建言して河内攝津兩國の堺に川を掘り堤を築き、河内川を開鑿して荒陵の南より西海に入らしめ、水害を除かんとす。仁徳天皇の堀江を掘らしめ給ひしも水害の爲めなりしが、猶國民その害に苦みしかば此事ありしなり。即ち清麿をして事を勾當せしめ、人夫を使役すること單功二十三萬餘人、糧を給して事に従しめしが、費す所多くして功遂に成らざりき。

〔大日本地名辭書〕曰、按ずるに荒陵の東三町許より一條の窪地あり、東南に連り、斜に桑津今林の間を経て、平野郷に至る。今平野街道は此窪地に沿ふて走る。名所大繪圖に、之を河堀口と榜す。即ち延暦年中河内川開鑿未成の跡也。桑津以西凡二十町、其人爲開鑿の跡最明なり。桑津以東は一面の平田。蓋大和川を承けたる河内の水を龍華川に通じ、荒陵の南を穿断して海に導かん。企圖せる也。荒陵の西には河道猶存す。俗に龍川と呼ぶ。役河の義なり。徳川氏寶永元年を以て新大和川を造り、以て河堀二州の水害を除き、沃壤を益したるは、實に此遺謀に出づと謂ふべし。

賜地 弘仁六年四月八日住吉郡の地十町を參議右大辨紀廣濱に賜ふ。天長十年四月二十二日、百濟郡荒廢田二十七町野を源勝に賜ふ。貞觀四年三月十四日、島下住吉兩郡古荒田三十五町九反を中宮職に充てらる。三十五町一本に四十五町に作る。

守護 權門社寺の莊園を占有すること多くなりてより國司の管掌する所縮少し、源賴朝、鎌倉に幕府を建て諸國に守護地頭を置くに至りて、國の制度一變せり。攝津の守護は承久役の時大内惟義あり。建武中興の時河内守楠木正成を本國守護とす。延元中足利尊氏、赤松範資を守護として州疆を

侵略せしむ。是より攝津は北朝の治下に屬す。正平七年佐々木秀詮守護たり。十四年赤松光範守護たり。十六年佐々木道譽之に代り、二十二年止む。二十四年楠木正儀北朝に降り、和泉河内攝津を其分國とす。その頃橋本正仲守護たり、渡邊入道宗徹を守護代とす。正仲の守護は河南半國なるべし。文中二年、赤松も攝津の守護とあるは、三條實實卿記、同年八月十三日條に攝州守護赤松以下云々と見ゆ。是同國河北の守護なるべし。

其後細川頼之守護となり、遂にその管國となる。守護代には藥師寺氏あり、秋庭氏あり、頼之より六傳して政元に至る。義子高國・澄元、互に相闘ぎ、池田・伊丹諸族競ひ起り、或は澄元に屬し、或は高國に應じ、閩州分裂す。永正五年、高國終に本州を取て尼崎城に居る。享祿四年、高國、澄元の子晴元と天王寺に戰て敗死し、地皆晴元に歸す。天文の末、三好長慶、高國の義子氏綱を擁して州境を侵し、晴元を逐ひ、本州を奪ふ。永祿中織田信長之を降し、地を分ちて伊丹親興・池田勝政・入江左近をして攝津の西部を領せしめ、和田惟政に芥川城を與ふ。此時河南の地は何人に屬したるか詳ならず。本願寺の所務したりと稱せらる、地は或は河南の地なるべし。後荒木村重守護たり。信長薨じて後、池田信輝攝津を領す。天正十一年、豊臣秀吉、信輝を轉封して其地を有し、大阪城を築きて之に居り、攝津の地はその左右近侍の士に給せり。

楠木正成 元弘元年、後醍醐天皇、笠置山に潛幸ありし時、御味方として楠木正成、河内國の赤坂に城郭を構へて是に據る。九月二十八日、笠置山陥り、天皇は楠木城さして落させ給ひしが、道にて

北條氏の手捕へられ給ふ。楠木の城には大塔宮・四條中納言隆資及少將隆貞等之に據れり。十月十五日、六波羅にては大軍を四手に分ちて楠木城攻の爲めに發向せしむ。一手は宇治より大和路に出で一手は八幡より佐郎路に出で、一手は伊賀路に、一手は山崎より天王寺路に出づ。天王寺路の軍勢は仙馬越前入道・北條遠江前司・武田伊豆守・三浦若狹判官・澁谷遠江權守・狩野彦七左衛門尉・狩野介入道・信濃軍勢なり。蓋しこの天王寺路の軍勢は赤坂城攻の爲めならで、攝津・和泉の間に楠木の味方するものあるが爲なるべし。二十一日赤坂城陥り、大塔宮を始め隆資正成等みな逃れて行衛を知らず。

翌二年冬、楠木正成再舉して金剛山の千破城に據る。十二月湯淺黨を破り、三年正月、河内甲斐莊の合戦にて河内守護代和泉守護代等を追落し、十九日に天王寺に攻寄せたり。

此時京よりは兩六波羅代、一方竹井、縫殿將監・伊賀筑後守・一條東洞院・五條東洞院・春日朱雀・四條大宮・四條堀河トカシ、姉小路西洞院・春日東洞院、以上各居所のみ、その姓名詳ならず。同大宮水谷、中條、嚴島神主・芥河此外地頭御家人、五十騎にて下向して天王寺に城郭を構へたり。楠木方より攻寄せたるは四條少將隆貞を大將軍として楠木一族、同舍弟七郎、石河判官代跡代百餘人、判官代五郎・同松山・並子息等、平野但馬前司子息四人、四郎は討死す。平石・山城五郎・切判官代平家・春日地回・八田・村上・渡邊孫六・河野・湯淺黨一人、其勢五百餘騎、其雜兵數知らずとあり。正成もこの中にありしなり。十九日巳時

午前に攻寄せ、一日合戦あり、戌亥時子時午後八時より十二時に至るに追落し、楠木勢は渡邊大坂市まで責め寄せす。

二十日二十一日は天王寺に陣取りたるなるべし。二十二日に金剛山に引きしりぞきたり。都よりは二十三日に又宇都宮公綱五百餘騎にて天王寺に下り陣し、その家子十二人楠木城に討入て生捕れ、二月二日に公綱は都に歸り、佐々木判官・伊賀常陸守のみ天王寺に留れり。その引退の年月所見なし。

細川顯氏天王寺に陣す 延元元年足利尊氏反して軍を率ゐて西上し、天皇延曆寺に幸す。既にして尊氏利あらず、西國に走る。四月、尊氏再舉、西國の兵を率ゐて東上す。五月、官軍之を兵庫に拒き、正成戦死す。攝津河内は足利氏に屬せざるものあり、中院右少將・楠木一族・橋本九郎左衛門尉正茂等、天王寺に陣す。和泉國にて足利方として阿房次郎國清起り、九月七日岸和田一族の八木城を圍む。中院右少將等天王寺より後援して、城中よりも打て出で、敵兵を敗り、勢に乗じて國清の城をも攻落す。四條隆資また天王寺に在り、二十六日足利直義天王寺追討の兵を召す。此時天王寺の諸將は東條に引退す。十月二日より三戸頼顯等足利氏に屬して天王寺を警衛す。幕府は復細川顯氏を下す。顯氏發向は十二月なり

都にては天皇、尊氏の軍を避けて叡山に遷幸あり。官軍利なくして和を講じて都に還幸なりしが、十二月再び都を出で、河内の東條に潛幸あり。四條隆資等此へ迎へ奉れるなるべし。十二月顯氏は

總大將として天王寺に出陣す。武田信武等之に従ふ。翌二年正月十六日、信武は天王寺より八幡に歸陣せるが、顯氏は猶天王寺に在り。天王寺は足利方が河泉に對する根據地なり。宮方の和泉守護代大塚惟正・平石・八木・和田等の人々、河内古市郡に要害を構けるに、三月二日、足利方の丹下三郎入道西念以下多勢にて攻め寄せたれば之を野中寺の前に迎へ撃ち、西念破れて丹下城に籠れり。惟正等進て其在家を燒拂ふ。顯氏かくと聞き帶刀直俊と大軍にて十日天王寺より寄來る。惟正等また之を野中寺の東に破り、藤井寺の西岡村まで追つめ、その二手に分れて返し合ふを打破る。直俊之に死せり。五月十四日、惟正等と和泉卷尾寺に據れるを天王寺より攻寄せしが、又横山に迎へて之を破れり。八月小山忠能、官軍に屬して河内に在り、八尾城を攻む。敵、城より出でしかば五條河原に戦うて之を城内に追こむ。翌日敵の援兵として天王寺より寄來りしかば、忠能等山井にて迎へ戦ふ。十月十八日顯氏西林寺に陣し、翌日大將軍として大軍にて東條を攻む。大塚正運・八木・岸和田・高木等の諸氏奮戦之を拒く。

阿部野の戰 後醍醐天皇は東條より吉野に潛幸ありて京都恢復を企劃せられ、諸國の軍勢を徵さる。源顯家は義良親王を奉じて陸奥に鎮せしが、吉野より勅使下り、伊勢なる父親房よりも同じ旨を申送る。顯家は陸羽の漸く安定せるを見て、八月十一日、義良親王を奉じて靈山を發し、九月鎌倉に入り、翌年正月鎌倉を立ちて西上し、進軍を強行して美濃に入る。尊氏は高師冬・高師泰をして迎

へ撃たしめ、今川土岐の軍又追躡せしかば、青野原に戦へり。其後顯家は伊勢路にかゝりて、鈴鹿より追躡し來れる高師直・師泰・師冬の軍と河股口・雲津川等に戦ひ、伊賀路より大和に入る。師直・師冬猶來り攻め、二月二十八日奈良に戦うて敗れ、義良親王は吉野に赴き、顯家は河内に入る。東條に入れるなるべし。此にて軍を分ちて二となし、なるべし、弟顯信は別軍として八幡に據れり。顯家は三月八日天王寺に向ひ、途に古市河原の敵を破りて進む。天王寺の主將細川顯氏は之を聞きて石川河原に逆襲したれど、顯家は之を破りて追躡して天王寺に押寄せたり。顯氏は支へ能はずして京都に逃げ歸る。九日、京にては顯氏の敗軍逃げ歸りしかば、動亂以ての外にして、足利直義赴援せんが爲め東寺まで出陣す。足利方にては猶も大軍を催し師直を大將として師冬・上杉重能・憲藤・今川範國・大友氏泰・島津道鑑を遣し、顯氏・信武と共に八幡及天王寺に進發せしむ。十二日信武等は八幡に押寄せたれども克たず、一方の主力は師直之を率ゐて天王寺に向ひ、八幡の敗軍も來り加はり、十五日に渡邊橋に戦ふ。十六日顯氏は師冬・範國・氏泰等と安倍野に陣し、顯家進て之と戦ひ、血戦して刀刃相接す。南方顯家の軍敗れ、師直等は天王寺に入り、顯家等は和泉に退く。〔常樂記〕に三月、住吉・天王寺・八幡山・渡邊とあり。住吉・天王寺一帯は古戰場たりしなり。

其後顯家は和泉坂本郷及觀音寺の城に在りて屢々兵を所在に出し、足利方の者と小衝突に日を累ねつゝありしが、五月六日榎浦に押寄せて在家に放火す。天王寺よりは顯氏・重能等味方の軍勢の爲

めに赴き援け、十六日顯氏は堺浦の石津に陣營を布き、師直は又師冬・範國・信武等を率ゐて之を援く。二十二日、顯家諸軍を督し、堺浦を攻めて克たす。顯家石津河原に戦死し、新田綿打・名和義高・義重・南部師行等も亦戦歿す。顯家は源親房の子なり、建武中興論功行賞の時、年十七にして陸奥守に任せられ、義良親王を奉じて陸奥に下り、延元々年、尊氏の鎌倉より上洛せし時、陸奥の軍勢を率ゐて西上し、尊氏の西海に走りてより復陸奥に下る。石津に戦死したる時年二十一なり。明治に至りて父親房と共に阿部野神社に祀らる。

遠里小野戦 正平二年吉野にては京都恢復の師を擧げ、紀伊・河内・和泉の諸軍蜂起して之に應じ、八月十日、楠木正行、紀伊の隅田城を攻む。幕府は復細川顯氏を差遣せり。顯氏は十九日天王寺に向ひ、更に進で二十一日堺浦に陣す。九月九日正行河内八尾城を攻めしかば、顯氏之を聞き赴き援け十七日正行と教興寺(藤井寺)に戦ふ。戦は初は顯氏に利ありしが正行夜襲して、顯氏大敗し、死傷算なし、走りて天王寺を保てり。依て幕府は更に山名時氏を遣して顯氏を援けしむ。十一月二十日正行は和田助氏を先陣として堺に向ひ、天王寺に押寄せたり。時氏は之を住吉遠里小野に邀へ戦ひたるが、顯氏は戦に及ばず引退き、時氏力戦して弟三人討死し、父子疵を蒙りて軍勢は京に引退く。京都騒動す。幕府更に高師直・師泰をして大軍を率ゐて發向せしむ。三年正月南軍二軍に分れて和泉河内より進みしかば、足利方も師泰をして天王寺より堺に出で、和泉の軍に當らしめ、師直は

河内に向へり。五日正行は師直の軍を佐々良の北四條に逆襲して利あらず、兄弟及幾多の將士と共に戦死せり。

住吉行宮 其後足利方にては内訌生し、尊氏、直義和せず。正平六年、直義は北國に落ち、東國に下り鎌倉に據る。尊氏は直義を追討せんと欲せしも南朝の其虚に乗せんことを恐れ、十月歸順を乞ひ、南朝にても假に之を許し、和議成しかば、京にては南朝の年號を奉し、崇光天皇を廢して北朝の劔聖内侍所を南朝に渡し奉る。後村上天皇は明春還京の事に定められしが、尊氏の東國に下り、諸國分裂の虚に乘し、一舉して足利氏の勢力を挫かんとして、此間にありて諸國の兵を召さる。翌七年二月二十六日、賀名生の皇居を出御ありて、二十七日河内東條に入御あり、供奉の人々は戎衣にて、天皇に扈從したるは右大將洞院實世・左大將二條教基・民部卿中御門光任・中納言西園寺實長等にして、新待賢門院も同列にて門院には大納言冷泉公泰・三條實教・其他の殿上人供奉せり。二十八日住吉に着御あり、神主國夏館を行在所とす。和田助氏等住吉殿番役を勤仕す。尋て住吉遷幸の旨を京に報せらる。

〔關太曆〕

追言上。此御教書可被_レ付_二遺義詮朝臣_一之由、同被_二仰下_一候也、重誠恐謹言。

一昨日二十_二着_二御住吉_一候也、暫被_レ點_二行宮_一、御入洛事追可_レ有_二沙汰_一候、且可_レ被_レ得_二御意_一給_二候由、被_二仰下_一候也、以此旨可_レ令_二洩申_一給、光資誠恐頓首謹言。

二月三十日

丹後守殿

光 資 上

二九六

一昨日二十着御住吉候也、暫被_レ點行宮、御入洛時分、道可有_二沙汰_一候旨、被_二仰下_一候也、恐惶謹言。

二月三十日

謹上 鎌倉宰相中將殿

右衛門權佐 光資

行在にては先きに催促せられたる味方の軍勢も動き、京にては義詮、政も意のまゝならざれば安からずして法勝寺慧鎮を和談の使節として住吉に下せり。天皇は閏二月十五日天王寺に、十九日八幡に行幸あり。其後八幡の戦となり、事敗れて五月再び賀名生に遷御なる。十一月南方石塔勢、攝津國に出て、守護代没落す。八年五月、正儀の軍勢、天王寺に屯せり。

同九年十月二十八日天野山金剛寺に行幸なる、是は足利直冬歸順したるに依りて、明年は京を復せらるべき叡慮によりてなり。十四年畠山國清、關東の大軍を率ゐて上り行宮を犯せしかば、十二月二十三日、天皇は天野の奥なる觀心寺に行幸す。翌年五月、國清以下軍を班す。七月楠木・和田の勢、出で、天王寺に陣し、渡邊の橋を切て落し、河内春田城を攻めんとす。京よりは復畠山・細川以下の諸將天王寺に下る。大軍なりと聞て楠木・和田は金剛山へ引退す。かくて天王寺の軍勢は楠木・和田の爲めならで、仁木義長を討つべき爲めなりとの噂あり。義長は兵を集めて自ら衛り、天王寺の軍も二手に分れて京へ引く。此機に乗じて天皇は觀心寺を出で、住吉に行幸あり、亦津守の館

を行宮とし給ふ。住吉行幸は八月頃にや定かならず。其頃諸國の軍勢を召されたるが、信濃なる宗良親王の軍の遅延せしかば、こゝの行宮より親王の許へ、

いつまでか我のみひとり住吉のとはぬ恨を君にのこさん

御 製

親王御返し、

我いそぐ心を知らば住吉のまつひさしさをうらみざらまし

九月住吉社行幸。十月又住吉社行幸。十六年細川清氏・仁木義長歸順す。十二月、清氏を始として四條楠木以下、住吉天王寺に勢揃して京を攻む。七日義詮、後光嚴天皇を奉じて近江に走り、清氏等京師を復す。二十七日義詮、近江の軍を率ゐて勢多に至り、赤松氏範、水路行宮を犯さんどす。清氏等即ち軍を旋す。今年師成親王誕生。又御兄の泰成親王も住吉行宮にての誕生なり。十八年八月十六日、先帝二十五回忌にて莊嚴淨土寺にて法華八講を修す。十九年三月住吉社行幸。今月山名時氏北朝に降り、大内弘世・仁木義長等も亦叛す。二十年八月八日、行宮火を失す。二十一年二月十七日、莊嚴淨土寺に法華八講を修す。四月二十七日中納言葉室光資南北合體の勅使として上洛す。繪旨の旨、義詮の意に適せずして和議ならず。二十三年三月十一日天皇崩御、御年四十一、觀心寺に葬る。御腦の時宗良親王の許に御製を賜ふ。〔李花集〕に何方の風の便も絶果て覺束なく侍る折節、住吉殿より御使有て、此程打つべき御腦にて御心くるしかりつるやうなど仰られし御文に、

めぐり逢はん限りぞしらぬ命だにあらばとたのむ程のはかなき
と有し御返しに、

めぐり逢はんたのみ有べき君が代に獨老ぬる身をいかにせん(宗良親王)
長慶天皇御即位あり。間もなく行宮を吉野(尋で天野)に移させられしなるべし。

楠木正儀 正平二十四年正月、楠木正儀、足利氏に降る。正儀、清氏と共に南北合體に奔走したりしが、議遂に成らざりし爲なるべし。三月楠木氏の族正儀を討つ。足利氏は赤松光範、細川頼元をして正儀を援けしめしが、二十日正儀、天王寺に退陣し、二十三日榎並に退き、赤松光範も天王寺に在りしが亦退く。四月二日正儀上洛す。九月赤松則祐、同光範等、同族氏範を中島城に攻む、十月十日氏範天王寺に退く。建徳二年五月細川頼元、足利氏の命を受けて天野行宮を攻めんとす、諸軍遲滯して進まず。六月二十二日三手となりて淀河を渡る。一手上瀬の放出の後に出でしは細川頼元山名時義・同氏清・楠木正儀・一手中瀬釜野渡其地不詳に出でしは畠山義深・一色範光・侍所・土岐・一手下瀬渡邊の方に出でしは石堂頼房・仁木義長・赤松則祐・同光範なり。其後何地へ進みしか詳ならず。八月軍を班せり。この後河内紀伊等に於ける合戦絶えず、其間本郡に關係あるもの少からざるべし。弘治二年閏正月山名氏清、河内平尾にて楠木正儀と戦ひし時の出雲國須波部新左衛門入道の軍忠狀にも、二十二日渡野邊河打渡、即日馳參奥州氏清御陣とあり。即ち渡邊渡より天王寺に出でたるを

知るべし。かく本郡はその通過地點たりしこと論なしと雖も、明に記載なきものは採録する能はず。正儀は弘治元年に歸順したるなり。

畠山義就缺郡押領

管領畠山持國、庶子義就を愛し、須屋佐渡を傳とし家督とす。畠山被官神保越中守、遊佐新左衛門等家宰として勢力あり、義就を退け、持國の弟持富の子政長を奉して家事を專にせんとせり。是に於て畠山家に相續の争起る。政長派は管領細川勝元に從ひて引て援とし、以て家を襲く。長祿元年政長、京に留る能はずして領國河内に下る。是に於て義就得意の時代となりしが又將軍義政の旨に忤り、寛正元年九月二十日須屋甲斐庄譽田等を從へて河内に下る。河内守護代遊佐國助、義就を迎へて若江城に入れしむ。義就等堺天王寺に放火す。攝津は勝元の領國たるが爲めなり。義詮、政長を河内に召して義就を伐たしむ。義就遂に敗れて吉野に逃る。山名持豊、義就の勇を賞し、之を招き、義就も持豊に通じ相結托して勝元政長に抗す。是より應仁の大亂となる。應仁大亂末となりて勝元、持豊既に卒去し、諸軍も各自相和するものあり、歸國するものもあり。義就、主戦を欲するも力及ばず、文明九年九月二十二日河内に下向す。是地方にて勢力を張り再舉せんが爲めなり。二十七日河内野崎に政長方と戦ひて敗れ、攝津に打入り、木野に戦ひ、天王寺陣を攻む。天王寺は細川方の持城なり。町方城と稱す、當時の主將詳ならず、可尋。義就自ら攻め、甲斐庄等從ふ。和泉の和田左近將監、細川の爲め馳向て防戦す。十月九日義就、若江城を攻落し、主將遊佐河内守長直以下没

落す。天王寺城亦陥る。義就河内を略し、又攝津關郡を押領す。十四年三月、政長、攝津守護細川政元と共に河内に發向し、八日山崎に宿陣す。攝津押坊の輩引退き、在所を寺社本所に還附す。閏七月、政元上洛し、政長猶河内にありて義就と戦ふ。明應元年義就卒し、子義豊嗣ぐ。政長此機に乗じて河内を一掃して自家の勢力を張らんと欲す。將軍義植亦その請に應じて二年二月河内正覺寺に陣す。以て義豊を譽田城に攻めんとするなり。義植諸將の陣地は正覺寺附近にありてその本郡に關するものは平野に斯波義寛、天王寺堺南莊に赤松政則とす。(政則のち天王寺の陣を撤す)既にして應仁亂西軍の諸將は起て義豊に應じ、細川政元も政長と協はざりしかば亦義豊を援く。政元、義澄を擁立して將軍とす。河内陣中の諸將にして政元に應ずるものあり。赤松の如き是なり。閏四月、政元軍を遣して義植及政長を攻む。十三日細川家人有田式部少輔、小寺加賀守、藥師寺越前守等天王寺に着陣す。二十五日正覺寺陥り、義植敗走し、政長は子尙順をして紀伊に逃れしめて自殺す。五月十日、赤松政則、堺南莊を出で、天王寺に參着す。上京せんとするなり。

同八年十二月、政長の子尙順、兵を率ゐて紀伊を出で、關郡に入て天王寺に陣し、以て高屋城に義豊を攻めんとす。政元、兵を遣はして義豊を援く。尙順再び紀伊に走る。

兩細川の亂 管領政元子なし、前關白九條政基の子を養ふて嗣とす、之を澄之とす。尋て政元、澄之は細川氏の血統にあらざるを憂へ、阿波より一族成之の子を迎へて元服せしめて、澄元と名け、嫡

子とす。是より細川氏に亦兩統の争起る。細川氏の被官阿波の三好長輝、澄元に從ひて京に上り、專横なり。藥師寺與次・香西元長等喜ばず。永正四年六月、政元を弑し、澄元を攻む。長輝、澄元を擁して近江に走り、山中新左衛門尉に倚る。藥師寺香西等、即澄之を迎へて京中の權を握す。されど細川被官は澄之の公卿の出なるを以て喜ばざるもの多して澄元に應ず。八月一日、長輝山中の援を得て入京し、澄之を攻む。澄之自殺し、藥師寺香西戦死し、澄之黨亡ぶ、二日、澄元入京して政元の嗣となり、長輝又權を專にす。新左衛門の功を賞して關郡を知行せしむ。當時落首あり。

昔より天王寺には奇特ありウツタかもつも七不思議かな

さても又正體なしの寺町やかけの郡はうつ田ものかな

うつ田とは新左衛門の在所名の打田を云ふなり。寺町は代々缺郡を知行したりと云。

長輝、澄元に從ひて專恣なり。家臣等喜ばず。京の奈良修理亮攝津の伊丹兵庫助、丹波の内藤備前守等、同族政春子高國を擁して澄元を排す。是より細川兩黨の鬭争絶えず。永正五年高國、兵を起して京に入り、澄元再び近江に走る。八年澄元四國勢を率ゐて上洛す。將軍義植高國、丹波に逃れしが、又兵を起して京に入り、澄元敗れて四國に走る。十六年、澄元再び四國勢を率ゐて攝津に入る。高國、山城丹波攝津の兵を率ゐて池田に陣したりしが、十七年二月、尼崎に退き、長輝進て難波に陣す。十七日高國敗走して京に退き、追撃急なるが爲め近江に走る。長輝京に入り、澄元伊丹城に

居る。五月高國、大兵を以て京に入り、長輝父子敗死し、澄元復阿波に走り、幾ならずして卒す。高國、再び管領となりて甚専恣なり、將軍義植、又阿波に走る。高國、義晴を擁立して將軍とす。大永六年道永大永五年高國入道、從弟尹賢の讒によりて家臣丹波守護代香西四郎左衛門を誅す。香西の兄波多野備前守、弟柳本彈正と共に丹波に據て高國に叛き、三好黨に通ず。阿波の三好黨この機に乗じて起り。十二月阿波勢、堺浦に着陣す。丹波勢も亦京都に迫り、七年二月、義晴・道永、桂川に敗れて近江に通る。此に於て京攝の間、三好・柳本の勢力下に歸し、阿波にありし前將軍義澄の次子義維及澄元の子晴元、三月二十二日堺に着す。三好黨之を奉じて道永に對抗す。義晴、道永は諸國の援兵を得て十月京に入り大に戦ひしが、享祿元年正月、兩陣和なり、義晴、道永は京に在り、義維、晴元は堺に居る。五月和破れ、義晴、道永また近江に走り、京都は再び四國勢の手に歸せり。道永再舉恢復を計り、伊賀に赴き仁木義廣に倚り、更に伊勢に北畠氏、近江に兩佐々木氏、越前に朝倉氏、出雲に尼子氏を頼みしも皆志を得ず、去て播磨に浦上則宗に倚賴せり、道永、伊勢に在る時常桓と改む。三年八月、常桓の先陣攝津神呪寺に陣を取る。堺晴元方にては高鼻甚九郎伊丹城に據り池田筑後守は池田城に、藥師寺三郎左衛門國盛は富松城に籠る、九月二十一日、神呪寺より富松城を陥れ、十月常桓此に陣す。十一月藥師寺國盛、常桓に歸參し、大物城陥る。四年二月二十一日、三好元長長輝の子阿波より堺に着陣す。同月二十八日伊丹城陥り、三月六日池田城陥る。十月常桓、堺を

攻めんとし、播磨勢は中島に陣す。その先陣の住吉の勝間に陣したるを、堺より押寄せ、播磨の足輕谷福島を初八十餘人討取る。常桓方は利を失ひて天王寺、今宮、木津、難波に陣取り、常桓は中島の内うらいに、浦上は野田福島に陣す。其勢二萬餘騎と稱せらる。二十五日、細川持隆、八千餘騎にて堺に着し、又常桓方の木澤長政降る。閏五月十三日、堺勢堺より出で、細川藤賢、香川中務丞は築島江村大字島に陣し、元長の勢は住吉の澤の口、遠里小野に陣し、久米・河村・東條・七條・一宮・三好山城守等は吾孫子、刈田、堀に陣す。其勢一萬五千餘と稱せらる。其他八千餘は堺にあり義維及晴元の手勢なり。毎日天王寺と矢軍あり。此に赤松は、浦上は親の仇なるが爲め機を窺ひしが、堺に内通し、浦上助勢と稱して出陣し、計露はれ、軍中動搖す。六月四日、此機に乗じて三好勢、天王寺、木津、今宮を攻め、即日責落す。常桓方泉守護・伊丹國扶・河原林日向守・藥師寺國盛・波々伯部兵庫助等、浦上の手にては則宗・島村貴則等皆戦死し、軍兵河に溺れて死するもの七千餘人、渡邊川は死人に埋まりて塚の如しと云ふ。常桓は尼崎にて捕はれ自殺せり。晴元、堺に居りて管領となる。

長政は元は畠山義英の配下たりしかば義英、長政を恨み、同年八月之を河内飯盛城に攻む。晴元、長政を援け、義英大に敗る。長政、三好宗三・同政長と元長を晴元に讒し、元長入道して海雲と稱し、罪を謝し、讃岐に歸る。即義英に通じ、義英又飯盛城を攻む。長政援を晴元に請ひ、晴元更に